

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課徴収事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、県税の賦課徴収事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

鹿児島県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年7月30日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税の賦課徴収事務		
②事務の内容 ※	1 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 2 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方税法特別税等による暫定措置法(平成20年法律第25号)による地方税法特別税の課税標準の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方税法特別税の賦課徴収に関する事務又は地方税法特別税に関する調査(犯則調査の調査を含む。)に関する事務 ※事務の詳細及びフロー図については別添1参照。		
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務総合システム		
②システムの機能	1 課税サブシステム 各税目の課税業務を行う。 2 収納管理サブシステム 全税目の収納関連業務を行う。 3 滞納整理支援サブシステム 滞納となった調定及び滞納者に関する情報を管理する。 4 納税者管理サブシステム 1～3の各サブシステムで取り扱う個人及び法人の情報を一元管理する。		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (国税連携システム(eLTAX))		

システム2～5

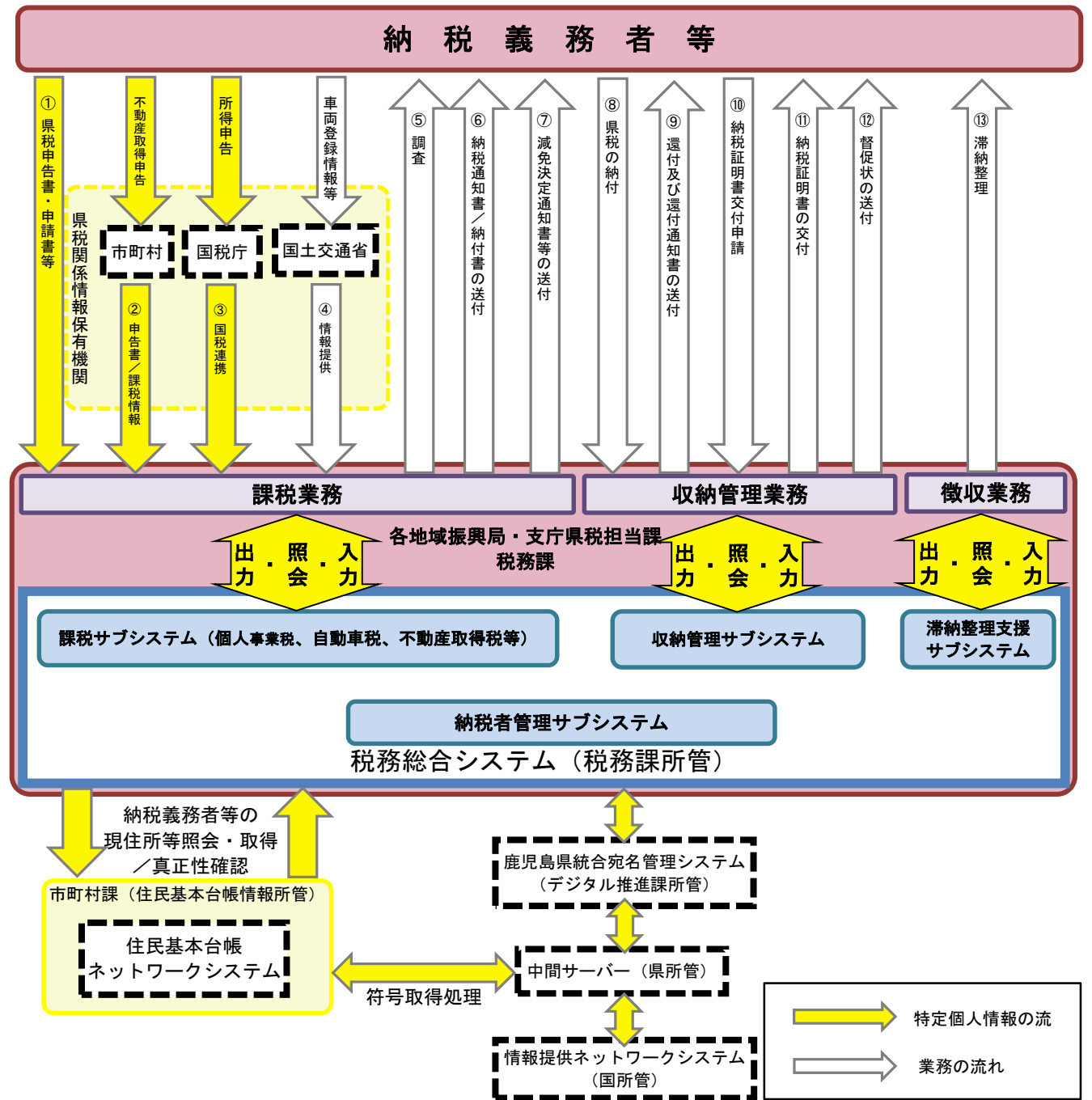
システム2

①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)		
②システムの機能	国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始され、平成31年4月1日に地方税共同機構へと運営主体が引き継がれた。 国税庁のe-TAXに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 国税連携システム(eLTAX)には、 1 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))		

システム3	
①システムの名称	統合宛名管理システム
②システムの機能	1 符号管理対応機能 中間サーバーが保有する符号に対応するための統合宛名番号の登録・変更・削除を行う。 2 情報照会・提供支援機能 業務システムからの情報照会・提供の要求依頼(とりやめ要求依頼含む)を受け取り、中間サーバーに要求し、その結果を業務システムに送信する。 3 統合宛名番号付番機能 統合宛名番号の付番ができ、業務利用番号との紐付けができる。 4 宛名情報等管理機能 個人番号・業務種別・業務利用番号・基本4情報との紐付けを管理し、それらの履歴を管理できる。 5 共通変換機能 文字コード・データ形式・業務コードについて、中間サーバー用に変換できる。 6 職員認証・権限管理機能 職員認証によるアクセス制御やユーザに応じた適切な権限管理、操作履歴管理を行う。 7 その他 非電算業務への対応、稼働監視等のシステム管理等を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー)
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能: 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能: セキュリティを管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2 自都道府県の他の執行機関への情報提供 自都道府県の他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
3. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システム用データベース	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	適正かつ公平な賦課徴収を行うため、納税義務者等の情報を個人番号を利用して効率的に管理する必要がある。
②実現が期待されるメリット	申告書等へ個人番号が記載されることにより、個人の特定が正確に行われるようになる。また、個人番号による住民基本台帳ネットワークシステムとの情報突合により、納税義務者等情報の正確性の確保が効率化される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24及び133の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項及び第51条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

県税事務における主な事務の流れは次のとおり。

- ① 納税義務者等から申告書・申請書等の提出
- ②～④ 県税関係情報保有機関から、申告書等情報の提供
- ⑤ ①～④の申告書等情報を基に、必要に応じて課税対象者等の住所等を調査
- ⑥ 納税義務者等へ納税通知書等を送付
- ⑦ 決定した減免内容について、納税義務者等に減免決定通知書等を送付
- ⑧ 納税義務者等から県税の納付（窓口・金融機関等）
- ⑨ 減免等による過誤納金について還付及び還付通知書の送付
- ⑩ 納税証明書の交付申請
- ⑪ 納税証明書の交付
- ⑫ 未納額について、納税義務者等へ督促状の送付
- ⑬ 未納額について、納税義務者等に対して滞納整理を行う

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システム用データベース	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者、法人県民税及び法人事業税における関与税理士
その必要性	適正かつ公平な賦課徴収を行うために、納税義務者等の特定に必要な情報を保有する必要がある。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	・識別情報…納税義務者等の情報を一元管理するため ・連絡先等情報…納税義務者等の正確な特定のため(4情報) 納税義務者等への告知のため(住所) 納税義務者等との連絡のため(住所、連絡先(電話番号等)) 適正な課税のため(その他住民票関係情報(生死情報)) ・業務関係情報…県税の課税調査において所得税の確定申告書データを利用するため(国税関係情報) 県税の賦課徴収を行うため(地方税関係情報) 障害者に対する県税の減免決定を行うため(障害者福祉関係情報) 生活保護法により生活扶助を受ける者に対する税の減免決定を行うため(生活保護・社会福祉関係情報)
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年5月20日
⑥事務担当部署	鹿児島県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 （ 市町村課, 社会福祉課, 障害福祉課, ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所), 精神保健福祉センター ） [☐] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁, デジタル庁 ） [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他の都道府県, 市町村 ） [☐] 民間事業者 （ ） [☐] その他 （ ）
②入手方法	[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 （ 地方税ポータルセンタ(eLTAX) ）
③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人】 申告書等の提出を受けた都度 【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から特定個人情報を入手したとき 2 納税告知書等の送達時や宛先不明による返戻時など現住所を確認する必要があるとき 3 情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について、本人等から申請が行われた都度 【国税庁、デジタル庁及び他の都道府県】 1 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領し、その提出時期については所得税法等に規定されている。例えば、所得税の確定申告書については2月1日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。 2 情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について、本人等から申請が行われた都度 【市町村】 1 市町村を経由して不動産取得税に関する申告書が提出される都度 2 情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について、本人等から申請が行われた都度
④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人】 本人等から特定個人情報を含む申告書等が提出されることによる。 【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から入手した特定個人情報の真正性の確認 2 納税告知書等の送達のため、又は返戻された納税告知書等の再送達のため 3 本人等からの申請に基づくものである。 【国税庁、デジタル庁及び他の都道府県】 1 番号法第19条第10号の規定に基づき、地方税法又は国税に関する法律に基づく国税連携及び地方税連携のため、特定個人情報の提供を受ける。 2 本人等からの申請に基づくものである。 【市町村】 1 地方税法第73条の18第2項の規定により、不動産を取得した者の申告書は当該不動産所在の市町村長を経由して知事に提出される。 2 本人等からの申請に基づくものである。
⑤本人への明示	本人から入手する情報については、その利用目的を本人へ明示する(窓口対応する場合は本人に口頭で説明を行う等)。ただし、地方税法等で定められた情報の入手については、その限りではない。なお、県税の賦課徴収事務における特定個人情報の入手及び使用目的については、番号法第9条に規定されている。
⑥使用目的 ※	適正かつ公平な賦課徴収を行うために、納税義務者等を正確に特定できるよう特定個人情報を使用する。
	変更の妥当性

⑦使用の主体	使用部署 ※	鹿児島県総務部税務課、 鹿児島地域振興局総務企画部県税管理課、納税課、課税課及び自動車税課、 南薩地域振興局総務企画部県税課、北薩地域振興局総務企画部県税課、始良・伊佐地域振興局総務企画部県税課、大隅地域振興局総務企画部県税課、熊毛支庁総務企画部県税課、大島支庁総務企画部県税課	
	使用者数	[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	入手した特定個人情報情報を税務総合システム用データベースへ格納し、税務総合システムの機能を通じて県税の賦課徴収事務に使用する。		
	情報の突合 ※	1 本人等からの特定個人情報の入手に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムへ照会し真正性を確認する。住民基本台帳ネットワークシステムへの照会においては、個人番号及び4情報(氏名、性別、生年月日、住所)により突合し、対象の個人を特定する。 2 他の機関から特定個人情報を含む税務情報を入手した場合は、税務総合システム用データベースで保有する個人番号及び4情報により突合し、対象の個人を特定する。	
	情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いた税務情報の統計分析は行わない。	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	県税の賦課(地方税関係情報) 県税の減免(障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報)	
⑨使用開始日		平成28年5月23日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		税務総合システム運用維持業務	
①委託内容		税務総合システムの運用及び維持に関する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者、法人県民税及び法人事業税における関与税理士	
その妥当性		税務総合システムの安定的な運用及び維持を図るため、相当の知識及び技術を持つ者に運用及び維持業務を委託しており、当該業務を行うために特定個人情報ファイル全体を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (提供はせず、鹿児島県が指定する場所に限り使用を認める)	

⑤委託先名の確認方法		落札者の公告として、公報掲載している
⑥委託先名		富士通Japan株式会社西日本公共ビジネス統括部（鹿児島）
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・原則として、委託先は他者へ再委託し又は請け負わせてはならず、鹿児島県が承認した場合のみ例外的に認めることを契約書において定めている。 ・再委託を承認する条件として、委託先は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、書面により申請し、鹿児島県が承認しなければならない。
	⑨再委託事項	プロジェクト管理を除く運用及び維持業務
委託事項2～5		
委託事項2		税務総合システム管理業務
①委託内容		システム運用維持業務に対する管理業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者、法人県民税及び法人事業税における関与税理士
	その妥当性	税務総合システム運用維持業務受託者の業務遂行状況及びその内容を管理するため、相当の専門知識及び技術を有し、かつ運用維持業務受託者とは異なる者に管理業務を委託しており、当該業務を行うために特定個人情報ファイルの全体を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （提供はせず、鹿児島県が指定する場所に限り使用を認める）
⑤委託先名の確認方法		鹿児島県情報公開条例に基づく開示請求
⑥委託先名		株式会社鹿児島頭脳センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		自動車二税申告書情報入力業務	
①委託内容		自動車二税申告書取込及び修正確認	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	自動車税環境性能割及び自動車税種別割の納税義務者、車両の所有者・使用者及び自動車税種別割における身障減免対象者	
	その妥当性	自動車税(環境性能割・種別割)申告書の情報を税務総合システムに入力する業務について、入力件数が大量であることから職員による対応が困難なため、業務の委託を行っており、当該業務を行うために自動車税(環境性能割・種別割)の納税義務者、車両の所有者・使用者及び自動車税種別割における身障減免対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (提供はせず、鹿児島県が指定する場所に限り使用を認める)	
⑤委託先名の確認方法		鹿児島県の契約の内容等に関する事項の公表要領に基づき、公衆の閲覧に供している。	
⑥委託先名		株式会社WISHシステムコンサルティング	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等	
①委託内容		国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等のサービスを提供する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者	
	その妥当性	国税連携システムの安定的な維持運用等を図るため、地方税共同機構が認定した、専門的知識を有する事業者運用業務を委託することから、当該業務を行うために特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。	

③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))	
⑤委託先名の確認方法		鹿児島県の契約の内容等に関する事項の公表要領に基づき、公衆の閲覧に供している。	
⑥委託先名		株式会社TKC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[☒] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1		他都道府県知事	
①法令上の根拠		番号法第19条第10号	
②提供先における用途		個人事業税の賦課徴収	
③提供する情報		本県では賦課しない者に係る所得税申告書等データ	
④提供する情報の対象となる本人の数		[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		本県では賦課しない所得税申告者等	
⑥提供方法		[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (LGWAN)	
⑦時期・頻度		本県では賦課しない者の所得税申告書等データが送付された都度、他都道府県知事に送付する。年間約20件未満。	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		【県税の賦課徴収事務における措置】 税務総合システムサーバーは、ICカードによる入室者制限及び入退室管理が行われている部屋に設置された施錠可能なラックに保管している。また、サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要である。 帳票類に関しては、鹿児島県文書規程に基づき文書ごとにあらかじめ定めた保管場所に保管している。 税務総合システムのバックアップデータは、入退室管理が行われている金庫室にて、施錠可能なトランクに入れて保管している。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・国税連携システムサーバーは認定委託先事業者(※)所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施している。 ・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。 ※認定委託先事業者とは、地方税共同機構が定める「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。 【統合宛名管理システムにおける措置】 統合宛名管理システムは電子計算機室内に設置しており、ICカード認証により室内への入退室を厳重に管理する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。												
②保管期間	期間	<選択肢> <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td colspan="3">10) 定められていない</td></tr></table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	【県税の賦課徴収事務における特定個人情報／20年以上】 納税者管理サブシステムで管理する特定個人情報は、当該個人に関する課税や収納などの税務情報を紐付けするために必要な情報であるため、原則として消去しない。 【国税連携システム(eLTAX)における特定個人情報／1年】 個人事業税賦課のために税務総合システムに取り込むまでの間、保管する必要がある。 【統合宛名管理システムにおける特定個人情報／20年以上】 特定個人情報は、各業務システムにおいて必要な情報であるため、原則として消去しない。 【中間サーバー・プラットフォームにおける特定個人情報／20年以上】 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。												

③消去方法	【県税の賦課徴収事務における措置】 消去する必要があると判断された特定個人情報情報は消去する。データは職員の指示により運用維持業務受託者がデータベースから消去し、帳票は保管する部署の職員により裁断処理後廃棄または焼却処理を行うこととする。 また、税務総合システムサーバーにおけるディスク交換やハード更改の際は、旧機器に記録された情報が流出することがないように、職員の立ち会い又は職員自らが作業を実施し、データの復元が完全に不可能な状態にする。 【国税連携システム（eLTAX）における措置】 保管の必要がなくなったときに、システムを操作する権限がある職員が、システムの機能により消去する。 【統合宛名管理システムにおける措置】 1 保管の必要がないと判断された特定個人情報情報は完全に消去する。 2 ディスク交換やハードウェア更新等の際は、統合宛名管理システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 2 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考	
—	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別添「02【県税】(全項目評価書)別添2:ファイル記録項目」のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システム用データベース	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 申告書等に記載された特定個人情報の対象者本人のものであるか、個人番号カード等の証明書類の提示又は提出を求め、本人確認を厳格に行うこととする。情報提供により入手する情報については、個人番号、4情報又は他の特定情報により突合を行い、対象者以外の情報を入手することのないようにする。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び他地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外は入手できない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 申告書等の様式を制定するに当たっては十分に精査し、事務処理に必要でない情報を記載する項目を設けないようにしている。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 1 対象者が使用目的を認識できるよう、法令等で定めた様式による申告等を求めるようにする。 2 様式の制定に当たっては記載項目に過不足のないよう十分に精査し、必要以上に特定個人情報を入手したり、あるいは特定個人情報の入手のために対象者に何度も手続を求めることのないようにする。 3 入手時に詐取又は奪取されることのないよう、申告書等は担当の地域振興局・支庁の県税担当課において受領する。 4 情報提供による入手を行う際は、入手元に根拠法令等を明示した上で提供を依頼することとする。提供方法については入手元と十分に協議し、安全でない方法で入手することのないようにする。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 特定個人情報の入手元である国税庁及び他の都道府県は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 本人から個人番号カード等の証明書類の提示又は提出を求め、本人確認を厳格に行うこととする。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税庁から入手する情報については、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。

個人番号の真正性確認の措置の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 申告書等に記載された個人番号と、本人から提示又は提出された証明書類に記載された個人番号に違いがないか、従事者において十分に確認することとする。入手した個人番号に紐付く4情報と、税務総合システムに登録されている同じ個人番号に紐付く4情報が一致しない場合には、住民基本台帳情報により真正性を確認する。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税庁から入手する情報については、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 入手後の特定個人情報については、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムと突合を行い、正確性を保つようとする。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税庁から入手する特定個人情報の正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 他都道府県から入手する特定個人情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 入手した特定個人情報は、漏えいや紛失が起こらないよう、鹿児島県文書規程や税務総合システムセキュリティ対策実施手順によりあらかじめ定められた期間、場所及び方法により保護及び保管するようにする。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、LGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	【統合宛名管理システムにおける措置】 1 統合宛名管理システムは、ユーザー認証によりアクセス制限を実施する。 2 ユーザーに応じて権限設定を行い、担当事務に関係する情報についてのみアクセスを可能とする。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 税務総合システム用データベースに記録されている特定個人情報は、県税の賦課徴収事務においてのみ使用するものであり、当該事務以外の事務との間において紐付けは行っていない。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムが取り扱う情報の紐付けは、県税の賦課徴収事務との間に限っており、当該事務以外の事務との間において紐付けは行っていない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザー認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 職員ごとに発行されているユーザーID及びパスワードにより利用者認証を行っている。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ユーザーID及びパスワードにより利用者認証を行っている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 1 発行管理 「税務総合システム端末利用者情報管理規程」により、利用者の範囲や利用申請の手順について定めている。 2 失効管理 定期異動を考慮し、年度を超える期間の利用申請は認めていない。また、中途異動等により利用の必要がなくなった場合は、失効処理を行う。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 1 発行管理 「電子申告システム及び国税連携システムセキュリティ対策実施手順」により、利用者の範囲や利用申請の手順について定めている。 2 失効管理 定期異動を考慮し、年度を超える期間の利用申請は認めていない。また、中途異動等により利用の必要がなくなった場合は、失効処理を行う。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 「税務総合システム端末組織利用者情報管理規程」の規定により、利用者及び業務ごとの権限の範囲があらかじめ定められている。利用申請が行われた際には、利用管理者が申請内容と業務内容を審査の上、権限を発効している。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 利用申請に基づき、システム管理者が申請内容を審査の上、権限を発効している。	

特定個人情報の使用の記録		記録を残している <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法 【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 税務総合システムにおいて当該特定個人情報が保管されている間、特定個人情報の操作や照会を行った利用者のID、操作等日時、利用端末、操作等内容を記録する。また、税務総合システム用データベースの直接操作は、ユーザID及びパスワードにより操作者を制限するとともに、操作者及び操作内容を記録する。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。 ・操作ログは、誰が・いつ・何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。 ・データベースへのアクセス権限は、国税連携システム(eLTAX)を運営する認定委託事業者の管理者権限を持つユーザーのみに限定することにより、不正な使用を防止している。	
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		【県税の賦課徴収事務における措置】 1 管理者において税務総合システムの利用可能時間を制限している。 2 特定個人情報について、業務外の目的で利用してはならない旨「税務総合システムセキュリティ対策実施手順」に定めている。また、職員研修等を通じて定期的に周知している。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 特定個人情報について、業務外の目的で利用してはならない旨「電子申告システム及び国税連携システムセキュリティ対策実施手順」に定めている。また、職員研修等を通じて定期的に周知している。
リスクへの対策は十分か		十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容		【県税の賦課徴収事務における措置】 特定個人情報について、業務の範囲を超えて複製してはならない旨「税務総合システムセキュリティ対策実施手順」に定めている。また、職員研修等を通じて定期的に周知している。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 特定個人情報について、業務の範囲を超えて複製してはならない旨「電子申告システム及び国税連携システムセキュリティ対策実施手順」に定めている。また、職員研修等を通じて定期的に周知している。
リスクへの対策は十分か		十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	【県税の賦課徴収事務における措置（税務総合システム）】 委託契約内容に個人情報の取扱いに関する特記事項を定め、受託者が特定個人情報などの機密情報を適切に取り扱うよう措置を講じている。 【国税連携システム（eLTAX）における措置】 国税連携システム（eLTAX）の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証（又はプライバシーマーク）を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成25年総務省告示第206号）の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	【県税の賦課徴収事務における措置（税務総合システム）】 作業従事者に関する報告を事前に求め、報告に基づき税務総合システムへのアクセス権限を付与する。 【国税連携システム（eLTAX）における措置】 認定委託先事業者においては、国税連携システム（eLTAX）にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。なお、認定委託先事業者においては、サーバ管理者としてのシステム権限のみ有するため、特定個人情報ファイルの閲覧や更新を行うことはできない。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	【県税の賦課徴収事務における措置（税務総合システム）】 税務総合システムにおいて、特定個人情報の操作や照会を行った利用者のID、操作等日時、利用端末、操作等内容を記録する。また、税務総合システム用データベースの直接操作は、ユーザID及びパスワードにより操作者を制限するとともに、操作者及び操作内容を記録する。 【国税連携システム（eLTAX）における措置】 認定委託先事業者においては、国税連携システム（eLTAX）の操作履歴（業務イベントログ・操作ログ）の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業務の遂行にあたっては、鹿児島県が指定する場所に限り特定個人情報の利用を認めるものであり、鹿児島県の指示又は承認があるときを除き、委託先への特定個人情報の提供は行わない。また、当該委託契約において、鹿児島県は委託先における特定個人情報の取扱いについては、定期又は必要な場合は報告を求め、委託先は報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならないとしている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業務の遂行にあたっては、鹿児島県が指定する場所に限り特定個人情報の利用を認めるものであり、鹿児島県の指示又は承認があるときを除き、委託先への特定個人情報の提供は行わない。また、当該委託契約において、鹿児島県は委託先における特定個人情報の取扱いについては、定期又は必要な場合は報告を求め、委託先は報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならないとしている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の消去に当たっては、鹿児島県の書面による指示により消去することとする。消去に際し鹿児島県から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。 特定個人情報の消去を行った後、消去を行った日時、担当者名及び消去の内容を記録し、書面により鹿児島県に報告する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	責任体制の整備／作業責任者等の届出／作業場所の特定／教育の実施／目的外利用及び第三者への提供の禁止／守秘義務／再委託の制限／情報資産の管理／監査及び検査／事故時の対応	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		十分にやっている 十分にやっている 十分にやっていない
具体的な方法		特記事項において、再委託時における取扱いを次のとおり定めている。 1 再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を鹿児島県に申請し、承認を得なければならない。 2 委託先は、再委託先に契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為その結果について責任を負う。 3 委託先は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。 4 委託先は、再委託先の業務の履行状況を管理・監督するとともに、鹿児島県の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		十分である 十分に力を入れている 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他都道府県へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。（記録の保存期間は最大730日）	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するように系統的に担保している。 本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 税務総合システムを通じて行う情報照会操作については、当該操作の記録を行うことにより、目的外の入手を行うことを抑制する。 【統合宛名管理システムにおける措置】 1 統合宛名管理システムを利用できる職員は必要最小限とし、かつ、業務上必要なデータにのみアクセスできるよう制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。 2 中間サーバーへの情報照会依頼の登録にあたっては、情報照会依頼が可能な項目以外については、中間サーバーに送信しない仕組みとする。 3 情報照会結果を表示する際にも、情報照会依頼が可能な項目以外については表示・出力しない仕組みとする。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容について記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条及び別表第2に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 統合宛名管理システムからの情報入手にあたっては、セキュリティ対策が施された庁内ネットワークを使用する。 【統合宛名管理システムにおける措置】 1 統合宛名管理システムを利用できる職員は必要最小限とし、かつ、業務上必要なデータにのみアクセスできるよう制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。 2 税務総合システムと統合宛名管理システム、中間サーバーとの間は、高度なセキュリティを維持したネットワーク(県庁LANおよびLGWAN)を利用している。 3 統合宛名管理システムと中間サーバーの間は、通信内容を暗号化することで安全性を確保している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信用線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3： 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 統合宛名管理システムを通じて入手した特定個人情報は、税務総合システムに記録している情報と突合を行うことにより、入手後の正確性を確保する。 【統合宛名管理システムにおける措置】 １ 統合宛名番号に紐付く特定個人情報については、中間サーバーから入手しているため正確性が担保されている。 ２ 中間サーバーと税務総合システムとの情報照会結果の中継においては、照会結果内容の変更は行わないことで、税務総合システムが入手する情報照会結果が中間サーバーから入手した内容と同一であることを担保している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	【統合宛名管理システムにおける措置】 １ アクセス制御、ネットワークの制限、通信の暗号化等の措置を講じる。 ２ ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。また、動作確認を実施した上で、OSやアプリケーションについても常に最新のセキュリティパッチを適用する。 ３ 操作者の履歴管理を行うことで、意図的な漏えいを防止する。 ４ 各業務システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みとする。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 １ 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ２ 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ３ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ４ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容について記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 １ 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ２ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ３ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 税務総合システムサーバは、ICカードによる入室者制限及び入退室管理が行われている部屋に設置された施錠可能なラックに保管している。 帳票類に関しては、鹿児島県文書規程に基づき文書ごとにあらかじめ定めた保管場所に保管している。 税務総合システムのバックアップデータは、入退室管理が行われている金庫室にて、施錠可能なトランクに入れて保管している。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・サーバーは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、常時運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施している。 ・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。 【統合宛名管理システムにおける措置】 1 統合宛名管理システムの機器については、入退室制限及び入退室管理された電子計算機室内に設置する。 2 機器等ラックは耐震措置を講じ、施錠管理する。 3 停電によるデータ消失を防ぐために予備電源や無停電電源装置を準備している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	

⑥技術的対策	十分に に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に 行っている 3) 十分に 行っていない
具体的な対策の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 税務総合システムサーバは、セキュリティ対策が施された庁内ネットワークに接続している。更に税務総合システムサーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要である。 また、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常時監視を行っている。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・不正アクセス防止策として、L2WAN回線を使用し、またファイア・ウォールを導入している。 ・サーバーの操作端末については、生体認証によるアクセス制限を行う。 ・サーバーにアクセスするアカウントは、eLTAX業務関連社員にのみ発行し、毎月アクセスログの確認を行う。 また、アカウントに係るパスワードは四半期ごとに更新を行う。 【統合宛名管理システムにおける措置】 1 不正アクセスを防止するため、ファイアウォール等を設置する。 2 OS及びミドルウェアについては、動作確認を実施した上でセキュリティパッチを適用する。 3 ウイルス対策ソフトについては、パターンファイルの更新を行う。 4 統合宛名管理システムを利用できる職員は必要最小限とし、かつ、業務上必要なデータにのみアクセスできるように制御する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 7 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
⑦バックアップ	十分に に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に 行っている 3) 十分に 行っていない

⑩死者の個人番号	[保管している]	＜選択肢＞ 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号については、生存者の個人番号と同様の方法で保管している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムと突合を行い、情報の最新化を図ることとする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 データベースの特定個人情報を消去する必要がある場合は、職員の書面による指示により受託者が作業を行う。鹿児島県は作業終了後は受託者からの書面による報告を受け、指示どおり消去作業が実施されたか確認を行う。 特定個人情報が記載された帳票の保管期間が終了したときは、鹿児島県文書規程に定める廃棄の手順に従い、確実に廃棄する。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 操作マニュアルに定めている消去手順により消去する。消去の操作はシステムにより制御されており、消去対象の特定個人情報のみが安全かつ確実に消去されるようになっている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【情報システム機器の廃棄におけるリスクとそのリスクに対する措置】 情報システム機器のリース契約満了後、相手方の業者への機器返却後に機器内のデータが完全に消去できず、情報流出が発生するリスクがある。 その対策として、機器内部の記憶装置にかかるデータ消去については、職員の立ち会い又は職員自らが作業を実施し、データの復元が完全に不可能な状態にする。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	【県税の賦課徴収事務における措置】 「税務総合システムセキュリティ対策実施手順」において自己点検に関する手順を定め、毎年度及び必要に応じて自己点検を実施することとしている。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムにおいては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。 【統合宛名管理システムにおける措置】 「鹿児島県情報セキュリティポリシー」に基づき、システムを利用する職員は、定期的に自己点検を実施することとしている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者は、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 「鹿児島県情報セキュリティポリシー」に基づき、監査が行われることとなっている。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 【統合宛名管理システムにおける措置】 「鹿児島県情報セキュリティポリシー」に基づき、監査が行われることとなっている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 2 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	【県税の賦課徴収事務における措置】 職場研修や事務執行状況調査の場を通じて、また文書等により定期的に職員に対して教育・啓発を行っている。また、受託者については、契約に定める特記事項において従事者への教育及び研修の実施を求めている。 なお、違反を発見した場合は、「税務総合システムセキュリティ対策実施手順」に定める違反発見時の対応をとるほか、違反者についてはその内容に応じて地方税法や地方公務員法に規定される処罰等の対象となる。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 国税連携システムを運営する認定委託先事業者については、地方税共同機構による認定委託先事業者の認定要件に基づく、eLTAX情報セキュリティポリシーを遵守するため、当該機構が毎年実施しているセキュリティ研修会を受けている。なお、認定委託先事業者において違反行為があった場合は、その内容に応じて、契約書特記事項に基づき、委託契約を解除するとともに、損害を発生させた場合は、認定委託先事業者がその損害を賠償する。 【統合宛名管理システムにおける措置】 1 職員に対し、個人情報保護および情報セキュリティに関する研修を実施している。 2 委託先事業者との契約については、個人情報取扱特記事項および情報セキュリティ対策特記事項を明記することとしている。 3 鹿児島県情報セキュリティポリシーに基づき、違反行為を行った職員は、その内容に応じて処罰等の対象となる。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部税務課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel: 099-286-2210
②請求方法	鹿児島県個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示、訂正及び利用停止請求
特記事項	—
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 開示請求については無料であるが、開示請求における写しの交付について（手数料額、納付方法： いては実費の負担がある。開示決定後、現金により徴収する。郵送による開示の場合は、納入通知書により徴収する。）
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	県税の不服審査に関する事務、県税の訴訟に関する事務、不動産取得税課税事務、県税収納管理事務、県税納税証明書発行事務、県税滞納整理事務、狩猟税課税事務、鉱区税課税事務、個人事業税課税事務、軽油引取税課税事務、ゴルフ場利用税課税事務、産業廃棄物税課税事務、法人県民税、法人事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税課税事務、県たばこ税課税事務、租税条約に関する県民税利子割還付事務、自動車税（種別割・環境性能割）課税事務
公表場所	鹿児島県ホームページ及び県政情報センター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部税務課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel: 099-286-2210 Mail: zeai@pref.kagoshima.lg.jp
②対応方法	問合せの内容に応じて必要な手続を案内する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年6月14日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	鹿児島県パブリック・コメント制度による県民等への意見聴取
②実施日・期間	令和5年7月10日から令和5年8月9日まで(1ヶ月間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見無し
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年8月30日, 令和5年9月27日
②方法	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会において第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価の適合性、妥当性等を審議した結果、適切に行われていることが認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月27日	「Ⅰ 基本情報－7.評価実施機関における担当部署」の①部署	鹿児島県総務部税務課	総務部税務課	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	「Ⅰ 基本情報－7.評価実施機関における担当部署」の②所属長	税務課長 馬場 良二	税務課長 房村 正博	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2.基本情報」の④記録される項目	総項目数:8,371	総項目数:8,490	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2.基本情報」の⑤保有開始日	平成28年1月1日	平成28年5月20日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3.特定個人情報の入手・使用」の⑨使用開始日	平成28年1月1日	平成28年5月23日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項3⑥委託先名	ヒューマンリソシア株式会社	株式会社WISHシステムコンサルティング	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	V－1 ① 請求先	鹿児島県総務部税務課 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel: 099-286-2210	総務部税務課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel: 099-286-2210	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	V－2 ① 連絡先	鹿児島県総務部税務課 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel: 099-286-2210 Mail: zei@pref.kagoshima.lg.jp	総務部税務課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel: 099-286-2210 Mail: zei@pref.kagoshima.lg.jp	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月21日	「Ⅰ 基本情報－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の②事務の内容	(別添1)事務の内容 滞納者管理サブシステム	(別添1)事務の内容 滞納整理支援サブシステム	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月21日	「Ⅰ 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」のシステム1の②システムの機能	3 滞納者管理サブシステム	3 滞納整理支援サブシステム	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月21日	「Ⅰ 基本情報－5.個人番号の利用」の法令上の根拠	別表第一の16及び89の項	別表第一の16及び99の項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月21日	「Ⅰ 基本情報－7.評価実施機関における担当部署」の②所属長	税務課長 房村 正博	税務課長 有木 正悟	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月21日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2.基本情報」の④記録される項目	総項目数:8,490	総項目数:9,292 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅰ 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム」のシステム3の②システムの機能	4 宛名情報等管理機能 個人番号・業務種別・業務利用番号・基本4情報との紐付けを管理し、住基ネット端末からの個人情報一覧ファイルの入出力でき、それらの履歴を管理できる。	4 宛名情報等管理機能 個人番号・業務種別・業務利用番号・基本4情報との紐付けを管理し、それらの履歴を管理できる。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅰ 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」のシステム5の②システムの機能	2 自都道府県その他の執行機関への情報提供 自都道府県その他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 5 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	2 自都道府県その他の執行機関への情報提供 自都道府県その他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 5 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	Ⅰ 基本情報 －5. 個人番号の利用 －法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第64条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16及び89の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第64条	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅰ 基本情報－6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅰ 基本情報－7.評価実施機関における担当部署」の②所属長の役職名	税務課長 有木 正悟	課長	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2. 基本情報」の②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2. 基本情報」の③対象となる本人の範囲	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者及び法人税における関与税理士	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者、法人県民税及び法人事業税における関与税理士	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用」の⑤本人への明示	県税の賦課徴収事務における特定個人情報の入手及び使用目的については、番号法第9条に規定されている。	本人から入手する情報については、その利用目的を本人へ明示する(窓口対応する場合は本人に口頭で説明を行う等)。ただし、地方税法等で定められた情報の入手については、その限りではない。なお、県税の賦課徴収事務における特定個人情報の入手及び使用目的については、番号法第9条に規定されている。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用」の⑦使用の主体	鹿児島県総務部税務課、鹿児島地域振興局総務企画部課税課、納税課、県税管理課及び自動車税課、南薩地域振興局総務企画部県税課、北薩地域振興局総務企画部県税課、始良・伊佐地域振興局総務企画部県税課、大隅地域振興局総務企画部県税課、熊毛支庁総務企画部県税課、大島支庁総務企画部県税課	鹿児島県総務部税務課、鹿児島地域振興局総務企画部県税管理課、納税課、課税課及び自動車税課、南薩地域振興局総務企画部県税課、北薩地域振興局総務企画部県税課、始良・伊佐地域振興局総務企画部県税課、大隅地域振興局総務企画部県税課、熊毛支庁総務企画部県税課、大島支庁総務企画部県税課	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項1の②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項1の②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲の対象となる本人の範囲	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者及び法人税における関与税理士	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者、法人県民税及び法人事業税における関与税理士	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項2の②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲の対象となる本人の数」	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項2の②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲の対象となる本人の範囲	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者及び法人税における関与税理士	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者、法人県民税及び法人事業税における関与税理士	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項3の②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲の対象となる本人の数」	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項3の②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲の対象となる本人の範囲	自動車取得税及び自動車税の納税義務者並びに課税調査対象者	自動車取得税及び自動車税の納税義務者、車両の所有者・使用者及び自動車税における身障減免対象者	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項3の②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲のその妥当性	自動車取得税及び自動車税申告書の情報を税務総合システムに入力する業務について、入力件数が大量であることから職員による対応が困難なため、業務の委託を行っており、当該業務を行うために自動車取得税及び自動車税の納税義務者並びに課税調査対象者の特定個人情報の取り扱い必要がある。	自動車取得税及び自動車税申告書の情報を税務総合システムに入力する業務について、入力件数が大量であることから職員による対応が困難なため、業務の委託を行っており、当該業務を行うために自動車取得税及び自動車税の納税義務者、車両の所有者・使用者及び自動車税における身障減免対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」の提供先1	住所地を所管する都道府県知事	他都道府県知事	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」の③提供する情報	住所が鹿児島県でない者に係る所得税申告書等データ	本県では賦課しない者に係る所得税申告書等データ	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」の⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住所が鹿児島県でない所得税申告者等	本県では賦課しない所得税申告者等	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転委託に伴うものを除く。)」の⑦時期・頻度	住所が鹿児島県でない者の所得税申告書等データが送付された都度、住所地を所管する都道府県知事に送付する。年間約20件未満。	本県では賦課しない者の所得税申告書等データが送付された都度、他都道府県知事に送付する。年間約20件未満。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー3. 特定個人情報の使用」のリスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクのアクセス権限の管理の具体的な管理方法	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 「税務総合システム端末組織利用者情報管理規程」の規定により、利用者情報管理者及び業務ごとの権限の範囲があらかじめ定められている。利用申請が行われた際には、利用者情報管理者が申請内容と業務内容を審査の上、権限を発効している。	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 「税務総合システム端末組織利用者情報管理規程」の規定により、利用者及び業務ごとの権限の範囲があらかじめ定められている。利用申請が行われた際には、利用管理者が申請内容と業務内容を審査の上、権限を発効している。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策ー5. 特定個人情報の提供・移転」のリスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクのリスクに対する措置の内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。 本県で受信した、住所が本県でない者の所得税申告書等データを、住所地を所管する都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。 本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅳ その他のリスク対策ー1. 監査」の①自己点検の具体的なチェック方法	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	V 開示請求、問合せ ー1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ー③手数料等	開示請求における写しの交付については実費の負担がある。開示決定後、現金により徴収する。郵送による開示の場合は、納入通知書により徴収する。	開示請求については無料であるが、開示請求における写しの交付については実費の負担がある。開示決定後、現金により徴収する。郵送による開示の場合は、納入通知書により徴収する。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年6月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。	国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年6月25日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	鹿児島県総務部税務課	総務部税務課	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報	[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・識別情報…納税義務者等の情報を一元管理するため ・連絡先等情報… 納税義務者等の正確な特定のため(4情報) 納税義務者等への告知のため(住所) 納税義務者等との連絡のため(住所、連絡先(電話番号等)) 適正な課税のため(その他住民票関係情報(生死情報)) ・業務関係情報… 県税の課税調査において所得税の確定申告書データを利用するため(国税関係情報) 県税の賦課徴収を行うため(地方税関係情報)	・識別情報…納税義務者等の情報を一元管理するため ・連絡先等情報… 納税義務者等の正確な特定のため(4情報) 納税義務者等への告知のため(住所) 納税義務者等との連絡のため(住所、連絡先(電話番号等)) 適正な課税のため(その他住民票関係情報(生死情報)) ・業務関係情報… 県税の課税調査において所得税の確定申告書データを利用するため(国税関係情報) 県税の賦課徴収を行うため(地方税関係情報) 障害者に対する県税の減免決定を行うため(障害者福祉関係情報) 生活保護法により生活扶助を受ける者に対する税の減免決定を行うため(生活保護・社会福祉関係情報)	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] 評価実施機関内の他部署(市町村課)	[○] 評価実施機関内の他部署(市町村課、社会福祉課、障害福祉課、ハートピアかこしま(身体障害者更生相談所)、精神保健福祉センター)	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] 庁内連携システム	[○] 庁内連携システム	事前	重要な変更による保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から特定個人情報を入手したとき 2 納税告知書等の送達時や宛先不明による返戻時など現住所を確認する必要があるとき	【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から特定個人情報を入手したとき 2 納税告知書等の送達時や宛先不明による返戻時など現住所を確認する必要があるとき 3 番号法別表2に基づく情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について、本人等から申請が行われた都度	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から入手した特定個人情報の真正性の確認 2 納税告知書等の送達のため、又は返戻された納税告知書等の再送達のため	評価実施機関内の他部署】 1 本人等から入手した特定個人情報の真正性の確認 2 納税告知書等の送達のため、又は返戻された納税告知書等の再送達のため 3 本人等からの申請に基づくものである。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	1 本人等からの特定個人情報の入手に当たっては、統合宛名管理システムと突合し真正性を確認する。 2 他の機関から特定個人情報を含む税務情報を入手した場合は、税務総合システム用データベースで保有する個人番号及び4情報により突合し、対象の個人を特定する。 3 住民基本台帳ネットワークシステムへ照会を行う場合は、個人番号及び4情報(氏名、性別、生年月日、住所)により突合し、対象の個人を特定する。	1 本人等からの特定個人情報の入手に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムへ照会し真正性を確認する。住民基本台帳ネットワークシステムへの照会においては、個人番号及び4情報(氏名、性別、生年月日、住所)により突合し、対象の個人を特定する。 2 他の機関から特定個人情報を含む税務情報を入手した場合は、税務総合システム用データベースで保有する個人番号及び4情報により突合し、対象の個人を特定する。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	[委託する] (3)件	[委託する] (4)件	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	(新規)	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	(新規)	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等のサービスを提供する業務	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの一部	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	10万人以上100万人未満	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	納税義務者及び課税調査対象者	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	システムを安定的に稼働させるため、専門知識を有する民間事業者に委託している。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人未満	事前	重要な変更による保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] その他(総合行政ネットワーク(LGWAN))	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	鹿児島県の契約の内容等に関する事項の公表要領に基づき、公衆の閲覧に供している。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	(新規)	株式会社TKC	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑦再委託の有無	(新規)	[再委託する]	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	・原則として、委託先は他者へ再委託し又は請け負わせてはならず、鹿児島県が承認した場合のみ例外的に認めることを契約書において定めている。 ・再委託を承認する条件として、eLTAXサポート事業者として協議会に承認されていること、委託先と同等の個人情報保護の体制を整えていること、及び鹿児島県情報セキュリティポリシーを遵守することを条件としている。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑨再委託事項	(新規)	運用における現地作業、問い合わせ対応等	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムサーバーは、ICカードによる入室者制限及び入退室管理が行われている部屋に設置された施錠可能なラックに保管している。また、サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要である。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・国税連携システムサーバーは認定委託先事業者(※)所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施している。 ・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。 ※認定委託先事業者とは、一般社団法人地方税電子化協議会が定める「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムが使用できる端末は、ICカード及びパスワードによる利用者認証を行っている。更に国税連携システムへのログインに際してもユーザID及びパスワードの入力を必要とし、権限のない者による不正な使用を防止している。また、データベースへのアクセス権限は、管理者権限を持つユーザーのみに限定することにより、不正な使用を防止している。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。 ・操作ログは、誰がいつ・何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。 ・データベースへのアクセス権限は、国税連携システム(eLTAX)を運営する認定委託事業者の管理者権限を持つユーザーのみに限定することにより、不正な使用を防止している。	事前	重要な変更による保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	委託契約内容に個人情報の取扱いに関する特記事項を定め、受託者が特定個人情報などの機密情報を適切に取り扱うよう措置を講じている。	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 委託契約内容に個人情報の取扱いに関する特記事項を定め、受託者が特定個人情報などの機密情報を適切に取り扱うよう措置を講じている。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限 具体的な制限方法	作業従事者に関する報告を事前に求め、報告に基づき税務総合システムへのアクセス権限を付与する。	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 作業従事者に関する報告を事前に求め、報告に基づき税務総合システムへのアクセス権限を付与する。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用と担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	税務総合システムにおいて当該特定個人情報 が保管されている間、特定個人情報の操作や照会を行った利用者のID、操作等日時、利用端末、操作等内容を記録する。また、税務総合システム用データベースの直接操作は、ユーザID及びパスワードにより操作者を制限するとともに、操作者及び操作内容を記録する。	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 税務総合システムにおいて、特定個人情報の操作や照会を行った利用者のID、操作等日時、利用端末、操作等内容を記録する。また、税務総合システム用データベースの直接操作は、ユーザID及びパスワードにより操作者を制限するとともに、操作者及び操作内容を記録する。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託業務の遂行にあたっては、鹿児島県が指定する場所に限って特定個人情報の利用を認めるものであり、委託先への特定個人情報の提供は行わないことから、委託先から他者への提供も起こらない。また、鹿児島県は委託先における特定個人情報の取扱いについて、定期又は必要な場合は報告を求め、委託先は報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならないとしている。	委託業務の遂行にあたっては、鹿児島県が指定する場所に限って特定個人情報の利用を認めるものであり、鹿児島県の指示又は承認があるときを除き、委託先への特定個人情報の提供は行わない。また、当該委託契約において、鹿児島県は委託先における特定個人情報の取扱いについては、定期又は必要な場合は報告を求め、委託先は報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならないとしている。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託業務の遂行にあたっては、鹿児島県が指定する場所に限って特定個人情報の利用を認めるものであり、委託先への特定個人情報の提供は行わない。また、鹿児島県は委託先における特定個人情報の取扱いについて、定期又は必要な場合は報告を求め、委託先は報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならないとしている。	委託業務の遂行にあたっては、鹿児島県が指定する場所に限って特定個人情報の利用を認めるものであり、鹿児島県の指示又は承認があるときを除き、委託先への特定個人情報の提供は行わない。また、当該委託契約において、鹿児島県は委託先における特定個人情報の取扱いについては、定期又は必要な場合は報告を求め、委託先は報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならないとしている。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムサーバは、ICカードによる入室者制限及び入室管理が行われている部屋に設置された施錠可能なラックに保管している。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・サーバは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、常時運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施している。 ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。	事前	重要な変更による保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)については、情報 セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 なお、一般社団法人地方税電子化協議会が 運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)につい ては、一般社団法人地方税電子化協議会にお いて、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監 査)を実施している。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新 のパターンファイルを適用している。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用 し、またファイア・ウォールを導入している。 ・サーバーの操作端末については、生体認証に よるアクセス制限を行う。 ・サーバーにアクセスするアカウントは、eLTAX 業務関連社員にのみ発行し、毎月アクセスログ の確認を行う。 また、アカウントに係るパスワードは四半期ごと に更新を行う。	事前	重要な変更による保護評価の 再実施
平成30年10月2日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)については、情報 セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 なお、一般社団法人地方税電子化協議会が 運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)につい ては、一般社団法人地方税電子化協議会にお いて、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監 査)を実施している。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムについては、運営する認定委 託先事業者が、毎年度情報セキュリティ監査 (外部監査)を受けている。 なお、一般社団法人地方税電子化協議会が運 営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)につい ては、一般社団法人地方税電子化協議会が、毎 年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受け ている。	事前	重要な変更による保護評価の 再実施
平成30年10月2日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓 発 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 担当者を、一般社団法人地方税電子化協議 会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参 加させている。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 担当者を、一般社団法人地方税電子化協議 会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参 加させている。 国税連携システムを運営する認定委託先事 業者については、一般社団法人地方税電子化 協議会による認定委託先事業者の認定要件に 基づく、eLTAX情報セキュリティポリシーを遵守 するため、当該協議会が毎年実施しているセ キュリティ研修会を受けている。	事前	重要な変更による保護評価の 再実施
平成30年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年2月9日	平成30年6月15日	事前	重要な変更による保護評価の 再実施
平成30年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見 の聴取 ②実施日・期間	平成27年2月17日から平成27年3月16日まで (1ヶ月間)	平成30年6月28日から平成30年7月30日まで (1ヶ月間)	事前	重要な変更による保護評価の 再実施
平成30年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見 の聴取 ④主な意見の内容	1 個人情報の漏えいが絶対に起こらないと言 えるのか。2 5ページの「1. 特定個人情報フ ァイル名」の「税務総合システム用データベース」 と37ページ「1. 特定個人情報ファイル名」の「税 務総合用システムデータベース」は同一のもの か。3 様々なリスクを想定した対策が行われて いることがわかり、安心した。実際に運用するこ とにより新たに認知された問題点に対しては、 改善を加えてほしい。	意見無し	事前	重要な変更による保護評価の 再実施
平成30年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見 の聴取 ⑤評価書への反映	④の2について、「税務総合システム用デー タベース」が正しい表記であるため、37ページの 「税務総合用システムデータベース」を「税務総 合システム用データベース」に訂正した。	—	事前	重要な変更による保護評価の 再実施
平成30年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年4月21日、平成27年5月20日	平成30年8月22日、平成30年9月6日	事前	保護評価の再実施に係る第 三者点検結果による修正
平成30年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	特定個人情報保護委員会が定める特定個人情 報保護評価指針に基づき、評価の適合性、妥 当性等を審議した結果、適切に行われているこ とが認められた。	特定個人情報保護委員会が定める特定個人情 報保護評価指針に基づき、評価の適合性、妥 当性等を審議した結果、適切に行われているこ とが認められた。 なお、結果である答申にあたっては、以下の付 言が申し添えられたことから、該当項目を再検 討し、全項目評価書の見直しを行った。 付 言 1 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個 人情報ファイルの取扱いの委託」の「委託事項 4②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの 範囲 その妥当性」欄は、内容をより具体的に 記載すること。 2 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセ スにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託」の「特定個人情報ファイルの 閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法」欄 は、委託事業者の担当者が特定個人情報フ ァイルを閲覧・更新することが可能かを明記す ること。 3 「Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する 教育・啓発」の「従業者に対する教育・啓発 具 体的な方法」欄は、従業者等の違反行為に対 する措置について明記すること。	事前	保護評価の再実施に係る第 三者点検結果による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	システムを安定的に稼働させるため、専門知識を有する民間事業者に委託している。	国税連携システムの安定的な維持運用等を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が認定した、専門的知識を有する事業者に運用業務を委託することから、当該業務を行うために特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。	事前	保護評価の再実施に係る第三者点検結果による修正
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	【県税の賦課徴収事務における措置（税務総合システム）】 作業従事者に関する報告を事前に求め、報告に基づき税務総合システムへのアクセス権限を付与する。 【国税連携システム（eLTAX）における措置】 認定委託先事業者においては、国税連携システム（eLTAX）にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用と担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。	【県税の賦課徴収事務における措置（税務総合システム）】 作業従事者に関する報告を事前に求め、報告に基づき税務総合システムへのアクセス権限を付与する。 【国税連携システム（eLTAX）における措置】 認定委託先事業者においては、国税連携システム（eLTAX）にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。なお、認定委託先事業者においては、サーバ管理者としてのシステム権限のみ有するため、特定個人情報ファイルの閲覧や更新を行うことはできない。	事前	保護評価の再実施に係る第三者点検結果による修正
平成30年10月2日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	【国税連携システム（eLTAX）における措置】 担当者を、一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 国税連携システムを運営する認定委託先事業者については、一般社団法人地方税電子化協議会による認定委託先事業者の認定要件に基づき、eLTAX情報セキュリティポリシーを遵守するため、当該協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会を受けている。	【国税連携システム（eLTAX）における措置】 担当者を、一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 国税連携システムを運営する認定委託先事業者については、一般社団法人地方税電子化協議会による認定委託先事業者の認定要件に基づき、eLTAX情報セキュリティポリシーを遵守するため、当該協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会を受けている。なお、認定委託先事業者において違反行為があった場合は、その内容に応じて、契約書特記事項に基づき、委託契約を解除するとともに、損害を発生させた場合は、認定委託先事業者がその損害を賠償する。	事前	保護評価の再実施に係る第三者点検結果による修正
令和1年6月24日	Ⅰ 基本情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－ ②事務の内容	2 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）による地方法人特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方法人特別税の賦課徴収に関する事務又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務	2 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）による地方法人特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方法人特別税の賦課徴収に関する事務又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務	事後	定期見直しに係る修正。（軽微な修正）
令和1年6月24日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。 国税庁のe-TAXに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク（L GWAN）を通じて送付される。 国税連携システム（eLTAX）には、 1 国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。	国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始され、平成31年4月1日に地方税共同機構へと運営主体が引き継がれた。 国税庁のe-TAXに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク（L GWAN）を通じて送付される。 国税連携システム（eLTAX）には、 1 国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。	事後	定期見直しに係る修正。（軽微な修正）
令和1年6月24日	Ⅰ 基本情報－5. 個人番号の利用－法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一の16及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条及び第64条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一の16及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条及び第72条	事後	定期見直しに係る修正。（軽微な修正）
令和1年6月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2. 基本情報」の④記録される項目	総項目数：9,292 （別添2）の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	総項目数：9,440 （別添2）の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	事後	定期見直しに係る修正。（軽微な修正）
令和1年6月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－④入手に係る妥当性	【国税庁、他の都道府県】 1 番号法第19条第8号の規定に基づき、地方税法又は国税に関する法律に基づく国税連携及び地方税連携のため、特定個人情報の提供を受ける。 2 本人等からの申請に基づくものである。	【国税庁、他の都道府県】 1 番号法第19条第9号の規定に基づき、地方税法又は国税に関する法律に基づく国税連携及び地方税連携のため、特定個人情報の提供を受ける。 2 本人等からの申請に基づくものである。	事後	定期見直しに係る修正。（軽微な修正）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項1－⑧再委託の許諾方法	業務の着手前に書面により鹿児島県に申請し、承認を得る必要がある。 (許諾の判断基準) 再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法	・原則として、委託先は他者へ再委託し又は請け負わせてはならず、鹿児島県が承認した場合のみ例外的に認めることを契約書において定めている。 ・再委託を承認する条件として、委託先は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、書面により申請し、鹿児島県が承認しなければならない。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	国税連携システムの安定的な維持運用を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が認定した、専門的知識を有する事業者に運用業務を委託することから、当該業務を行うために特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。	国税連携システムの安定的な維持運用を図るため、地方税共同機構が認定した、専門的知識を有する事業者に運用業務を委託することから、当該業務を行うために特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-①法令上の根	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－5. 特定個人情報の提供・移転－リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置の内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続－リスク1: 目的外の入手が行われるリスク－リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法第19条及び別表第2に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 なお、一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 担当者を、一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 国税連携システムを運営する認定委託先事業者については、一般社団法人地方税電子化協議会による認定委託先事業者の認定要件に基づく、eLTAX情報セキュリティポリシーを遵守するため、当該協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会を受けている。なお、認定委託先事業者において違反行為があった場合は、その内容に応じて、契約書特記事項に基づき、委託契約を解除するとともに、損害を発生させた場合は、認定委託先事業者がその損害を賠償する。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 国税連携システムを運営する認定委託先事業者については、地方税共同機構による認定委託先事業者の認定要件に基づく、eLTAX情報セキュリティポリシーを遵守するため、当該機構が毎年実施しているセキュリティ研修会を受けている。なお、認定委託先事業者において違反行為があった場合は、その内容に応じて、契約書特記事項に基づき、委託契約を解除するとともに、損害を発生させた場合は、認定委託先事業者がその損害を賠償する。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3－②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲－対象となる本人の範囲	自動車取得税及び自動車税の納税義務者並びに課税調査対象者納税義務者、車両の所有者・使用者及び自動車税における身障減免対象車	自動車税環境性能割及び自動車税種別割の納税義務者、車両の所有者・使用者及び自動車税種別割における身障減免対象者	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) (税制改正に伴う税目名称の追加及び削除による修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項3－②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲－その妥当性	自動車取得税及び自動車税申告書の情報を税務総合システムに入力する業務について、入力件数が大量であることから職員による対応が困難なため、業務の委託を行っており、当該業務を行うために自動車取得税及び自動車税の納税義務者並びに課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	自動車税(環境性能割・種別割)申告書の情報を税務総合システムに入力する業務について、入力件数が大量であることから職員による対応が困難なため、業務の委託を行っており、当該業務を行うために自動車税(環境性能割・種別割)の納税義務者、車両の所有者・使用者及び自動車税種別割における身障減免対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) (税制改正に伴う税目名称の追加及び削除による修正)
令和2年5月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2.基本情報－④記録される項目	総項目数:9,440 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	総項目数:9,812 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－6特定個人情報の保管・消去－③消去方法	【県税の賦課徴収事務における措置】 消去する必要があると判断された特定個人情報は消去する。データは職員の指示により運用維持業務受託者がデータベースから消去し、帳票は保管する部署の職員により裁断処理後廃棄または焼却処理を行うこととする。 また、税務総合システムサーバーにおけるディスク交換やハード更改の際は、旧機器に記録された情報が流出することにならないよう、物理的破壊や専用ソフトにより完全に消去することとする。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 保管の必要がなくなったときに、システムを操作する権限がある職員が、システムの機能により消去する。 【統合宛名管理システムにおける措置】 1 保管の必要がないと判断された特定個人情報に完全に消去する。 2 ディスク交換やハードウェア更新等の際は、統合宛名管理システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ディスク交換やハード更改の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	【県税の賦課徴収事務における措置】 消去する必要があると判断された特定個人情報は消去する。データは職員の指示により運用維持業務受託者がデータベースから消去し、帳票は保管する部署の職員により裁断処理後廃棄または焼却処理を行うこととする。 また、税務総合システムサーバーにおけるディスク交換やハード更改の際は、旧機器に記録された情報が流出することがないよう、職員の立ち会い又は職員自らが作業を実施し、データの復元が完全に不可能な状態にする。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 保管の必要がなくなったときに、システムを操作する権限がある職員が、システムの機能により消去する。 【統合宛名管理システムにおける措置】 1 保管の必要がないと判断された特定個人情報に完全に消去する。 2 ディスク交換やハードウェア更新等の際は、統合宛名管理システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ディスク交換やハード更改の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) (他県での情報流出事案及び令和元年12月6日付総務省自治行政局地域情報政策室長事務連絡を踏まえた修正)
令和2年5月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－1不正な提供・移転が行われるリスク－特定個人情報の移転・提供に関するルール・ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20号第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみ提供するようにシステム的に担保している。 本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20号第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみ提供するようにシステム的に担保している。 本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) (条ずれ未対応部分の修正)
令和2年5月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策－3誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置の内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20号第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみ提供するようにシステム的に担保している。 本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20号第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみ提供するようにシステム的に担保している。 本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) (条ずれ未対応部分の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－７特定個人情報の保管・消去－特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	－	【情報システム機器の廃棄におけるリスクとそのリスクに対する措置】 情報システム機器のリース契約満了後、相手方の業者への機器返却後に機器内のデータが完全に消去できず、情報流出が発生するリスクがある。 その対策として、機器内部の記憶装置にかかるデータ消去については、職員の立ち会い又は職員自らが作業を実施し、データの復元が完全に不可能な状態にする。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) (他県での情報流出事案及び令和元年12月7日付総務省自治行政局地域情報政策室長事務連絡を踏まえた修正)
令和2年5月25日	Ⅴ 開示請求、問合せ－２.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－④個人情報ファイル簿の公表－個人情報ファイル名	不動産取得税課税事務、県税収納管理事務、県税納税証明書発行事務、県税滞納整理事務、狩猟税課税事務、鉱区税課税事務、個人事業税課税事務、軽油引取税課税事務、ゴルフ場利用税課税事務、産業廃棄物税課税事務、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税課税事務、県たばこ税課税事務、租税条約に関する県民税利子割還付事務、自動車税課税事務、自動車取得税課税事務	不動産取得税課税時務、県税収納管理事務、県税納税証明書発行時務、県税滞納整理事務、狩猟税課税事務、鉱区税課税事務、個人事業税課税時務、軽油引取税課税事務、ゴルフ場利用税課税事務、産業廃棄物税課税事務、法人県民税、法人事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税課税事務、県たばこ税課税事務、租税条約に関する県民税利子割還付事務、自動車税(種別割・環境性能割)課税事務	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) (税制改正に伴う税目名称の追加及び削除による修正)
令和3年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－２.基本情報－④記録される項目	総項目数:9,812 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	総項目数:9,910 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年7月28日	Ⅰ 基本情報－６.情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	番号法第19条第8号 別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－３.特定個人情報の入手・使用－④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人】 本人等から特定個人情報を含む申告書等が提出されることによる。 【評価実施機関内の他部署】 １ 本人等から入手した特定個人情報の真正性の確認 ２ 納税告知書等の送達のため、又は返戻された納税告知書等の再送達のため ３ 本人等からの申請に基づくものである。 【国税庁、他の都道府県】 １ 番号法第19条第9号の規定に基づき、地方税法又は国税に関する法律に基づく国税連携及び地方税連携のため、特定個人情報の提供を受ける。 ２ 本人等からの申請に基づくものである。 【市町村】 １ 地方税法第73条の18第2項の規定により、不動産を取得した者の申告書は当該不動産所在の市町村長を経由して知事に提出される。 ２ 本人等からの申請に基づくものである。	【本人又は本人の代理人】 本人等から特定個人情報を含む申告書等が提出されることによる。 【評価実施機関内の他部署】 １ 本人等から入手した特定個人情報の真正性の確認 ２ 納税告知書等の送達のため、又は返戻された納税告知書等の再送達のため ３ 本人等からの申請に基づくものである。 【国税庁、他の都道府県】 １ 番号法第19条第10号の規定に基づき、地方税法又は国税に関する法律に基づく国税連携及び地方税連携のため、特定個人情報の提供を受ける。 ２ 本人等からの申請に基づくものである。 【市町村】 １ 地方税法第73条の18第2項の規定により、不動産を取得した者の申告書は当該不動産所在の市町村長を経由して知事に提出される。 ２ 本人等からの申請に基づくものである。	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－５.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先１-①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和4年6月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－２.基本情報－④記録される項目	総項目数:9,910 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	総項目数:9,913 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－４. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項１－⑥委託先名	富士通株式会社鹿児島支店	富士通Japan株式会社鹿児島支社	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－４. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項４－⑦再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－４. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項４－⑧再委託の許諾方法	・原則として、委託先は他者へ再委託し又は請け負わせてはならず、鹿児島県が承認した場合のみ例外的に認めることを契約書において定めている。 ・再委託を承認する条件として、eLTAXサポート事業者として機構に承認されていること、委託先と同等の個人情報保護の体制を整えていること、及び鹿児島県情報セキュリティポリシーを遵守することを条件としている。		事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－４. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項４－⑨再委託事項	運用における現地作業、問い合わせ対応等		事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	Ⅰ 基本情報－５. 個人番号の利用－法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16及び89の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月2日	I 基本情報－(別添1)事務の内容	—	組織変更により情報政策課をデジタル推進課へ変更。	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要－2. 基本情報－④記録される項目	総項目数:9,913 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	総項目数:9,969 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	III リスク対策(プロセス)－3. 特定個人情報の使用－リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク－ユーザー認証の管理－具体的な管理方法	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 職員ごとに発行されているICカード及びパスワードにより利用者認証を行っている。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ユーザーID及びパスワードにより利用者認証を行っている。	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 職員ごとに発行されているユーザーID及びパスワードにより利用者認証を行っている。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ユーザーID及びパスワードにより利用者認証を行っている。	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	III リスク対策(プロセス)－5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)－リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク－特定個人情報の提供・移転に関するルール・ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	III リスク対策(プロセス)－5. 特定個人情報の提供・移転－リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク－リスクに対する措置の内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	III リスク対策(プロセス)－5 特定個人情報の提供・移転－リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置の内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの担保している。 本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの担保している。 本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年6月15日	令和5年6月14日	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成30年6月28日から平成30年7月30日まで(1ヶ月間)	令和5年7月10日から令和5年8月9日まで(1ヶ月間)	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成30年8月22日、平成30年9月6日	令和5年8月30日、令和5年9月27日	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月2日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価の適合性、妥当性等を審議した結果、適切に行われていることが認められた。 なお、結果である答申にあたっては、以下の付言が申し添えられたことから、該当項目を再検討し、全項目評価書の見直しを行った。 付 言 1 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「委託事項 4②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性」欄は、内容をより具体的に記載すること。 2 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法」欄は、委託事業者の担当者が特定個人情報ファイルを閲覧・更新することが可能かを明記すること。 3 「Ⅳ その他のリスク対策 2.従業員に対する教育・啓発」の「従業員に対する教育・啓発 具体的な方法」欄は、従業員等の違反行為に対する措置について明記すること。	特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価の適合性、妥当性等を審議した結果、適切に行われていることが認められた。	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2. 基本情報－④記録される項目－主な記録項目－その他	－	口座登録・連携ファイル関係情報	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－①入手元－行政機関・独立行政法人等	国税庁	国税庁、デジタル庁	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－③入手の時期・頻度	【国税庁及び他の都道府県】	【国税庁、デジタル庁及び他の都道府県】	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－④入手に係る妥当性	【国税庁、他の都道府県】	【国税庁、デジタル庁及び他の都道府県】	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－⑥委託先名	富士通Japan株式会社鹿児島支社	富士通Japan株式会社九州南部公共ビジネス部	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	－	自動車税に係るコールセンター業務を委託した事業者が利用するコールセンターシステムの保守会社の元派遣社員が、不正に個人情報を取得し、一部を第三者に流出させていたもの。 自動車税納税お知らせセンターに関する平成27年度から令和元年度の納税者情報108,304人分の個人情報が漏えいした。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	－	【県】 - 今後業務を委託する際は、守秘義務等の法令遵守を徹底させる。 - 委託事業者との間で情報セキュリティ対策特記事項を含む契約を締結し、当該特記事項の内容及び情報セキュリティポリシーを遵守するように指導するとともに、必要に応じて委託先への監査指導を行うよう指導。 【委託先】 - 保守作業時には、新設した中継サーバにダウンロードを行い、端末からリモートデスクトップ接続を行うことで、端末へのダウンロードを不要化。 - 保守作業端末への外部記録媒体への接続を技術的に不可化。データの持出しが必要な業務の場合、複数管理者の相互チェックを経ない限り、持出しできないシステムの措置を実施。 - セキュリティリスクがある振る舞いを検知し、管理者にタイムリーにアラーム通知する措置を実施。 - 定期的なログチェックを徹底することに加え、当事者以外の第三者による抜き打ちチェックを実施。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月27日	I 基本情報－5. 個人番号の利用 ※－法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の24及び133の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	I 基本情報－6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※－②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	番号法第19条第8号, 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第2条の表49の項及び第51条	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人】 申告書等の提出を受けた都度 【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から特定個人情報を入力したとき 2 納税告知書等の送達時や宛先不明による返戻時など現住所を確認する必要があるとき 3 番号法別表2に基づく情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について、本人等から申請が行われた都度 【国税庁、デジタル庁及び他の都道府県】 1 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領し、その提出時期については所得税法等に規定されている。例えば、所得税の確定申告書については2月1日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。 2 番号法別表2に基づく情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について、本人等から申請が行われた都度 【市町村】 1 市町村を経由して不動産取得税に関する申告書が提出される都度 2 番号法別表2に基づく情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について、本人等から申請が行われた都度	【本人又は本人の代理人】 申告書等の提出を受けた都度 【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から特定個人情報を入力したとき 2 納税告知書等の送達時や宛先不明による返戻時など現住所を確認する必要があるとき 3 情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について、本人等から申請が行われた都度 【国税庁、デジタル庁及び他の都道府県】 1 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領し、その提出時期については所得税法等に規定されている。例えば、所得税の確定申告書については2月1日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。 2 情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について、本人等から申請が行われた都度 【市町村】 1 市町村を経由して不動産取得税に関する申告書が提出される都度 2 情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について、本人等から申請が行われた都度	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要－2. 基本情報－④記録される項目－主な記録項目 ※	4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所)	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去－①保管場所 ※	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去－②保管期間－その妥当性	【中間サーバー・プラットフォームにおける特定個人情報／20年以上】 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。	【中間サーバー・プラットフォームにおける特定個人情報／20年以上】 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去－③消去方法	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ディスク交換やハード更改の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。【情報システム機器の廃棄におけるリスクとそのリスクに対する措置】 情報システム機器のリース契約満了後、相手方の業者への機器返却後に機器内のデータが完全に消去できず、情報流出が発生するリスクがある。 その対策として、機器内部の記憶装置にかかるデータ消去については、職員立ち会いのもとで、物理的破壊を行い、写真等で確認できるようにする。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 2 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続－リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続－情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑤物理的対策－具体的な対策の内容	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室制限及び入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑥技術的対策－具体的な対策の内容	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 7 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月8日	IVその他のリスク対策－1. 監査－②監査－具体的な内容	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 2 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	IVその他のリスク対策－3. その他のリスク対策	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和8年7月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項1の⑥委託先名	富士通Japan株式会社九州南部公共ビジネス部	富士通Japan株式会社西日本公共ビジネス統括部(鹿児島)	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和8年7月30日	一括	「,」(コンマ)を使用。	県条例の制定に伴い、「,」(コンマ)から「、」(点)へ変更。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)

総項目数: 9,969

【WCT帳票データ】				
1 事務所C	2 帳票ID	3 作成年月日	4 作成時刻	5 分割番号
6 明細番号	7 ページ番号	8 ソートキー1	9 ソートキー2	10 ソートキー3
11 帳票定義体ID	12 帳票データ			

【WDM電子申告利用者情報】				
1 地方公共団体コード	2 納税者ID	3 法人番号	4 非公開F	5 入力区分
6 届出受付日時	7 届出受付番号	8 利用者ID	9 主たる申告先コード	10 主たる税務事務所コード
11 主たる税目区分	12 法人個人区分	13 法人格	14 法人格名	15 前後区分
16 利用者カナ	17 利用者名	18 本支店区分	19 事業所カナ	20 事業所名
21 郵便番号	22 本店住所コード	23 本店住所	24 本店方書	25 電話番号
26 電話番号2	27 FAX番号	28 メールアドレス1	29 メールアドレス2	30 メールアドレス3
31 生年月日	32 性別	33 代表者資格	34 代表者資格名	35 代表者カナ
36 代表者名	37 代表者郵便番号	38 代表者住所コード	39 代表者住所	40 代表者方書
41 代表者電話番号	42 代表者FAX	43 照会番号	44 代理人属性	45 代理人資格
46 税理士登録番号	47 審査団体コード	48 審査事務所コード	49 審査所属コード	50 審査担当者ID
51 審査担当税目	52 届出結果区分	53 審査日時	54 職権訂正団体コード	55 職権訂正事務所コード
56 職権訂正所属コード	57 職権訂正担当者ID	58 職権訂正担当税目	59 職権訂正フラグ	60 職権訂正日時
61 登録日時	62 削除日時			

【WDM電子申告利用者申告先税目関連】				
1 地方公共団体コード	2 納税者ID	3 税務事務所コード	4 所属コード	5 税目区分
6 届出受付日時	7 届出受付番号	8 入力区分	9 申告先税目有効区分	10 県市区分
11 職権訂正団体コード	12 職権訂正事務所コード	13 職権訂正所属コード	14 職権訂正担当者ID	15 職権訂正担当税目
16 職権訂正フラグ	17 職権訂正日時	18 基幹番号登録フラグ	19 基幹連携フラグ	20 基幹連携連番
21 初回連携日時	22 新連携日時	23 審査受付日時	24 登録日時	25 削除日時

【WDM電子申告コード】				
1 データ区分	2 識別番号	3 識別番号名称	4 コード	10 名称
6 略称1	7 略称2	8 使用開始日	9 使用終了日	

【WDM電子申告納税者対応】				
1 地方公共団体コード	2 税務事務所コード	3 所属コード	4 税目区分	5 納税者ID
6 納税者番号	7 宛先番号	8 利用者法人番号	9 利用者非公開F	10 納税者法人番号
11 納税者非公開F	12 登録日	13 更新日	14 連携フラグ	

【WDM電子申告納税者係対応】				
1 地方公共団体コード	2 税務事務所コード	3 所属コード	4 税目区分	5 納税者ID
6 納税者番号	7 宛先番号	8 利用者カナ	9 利用者名	10 利用者郵便番号
11 利用者住所	12 利用者法人番号	13 利用者非公開F	14 納税者カナ	15 納税者名称漢字
16 納税者住所	17 納税者法人番号	18 納税者非公開F	19 宛名接続F	20 税目関与F
21 登録日	22 更新日			

5 体面維持費賞与1	5 体面維持費賞与2	5 差押見込額賞与1	5 差押見込額賞与2	5 財産状態C
10 財産消滅年月日	10 登録事務所C			

【WFM財産情報】				
1 納税者番号	2 財産SEQ	3 調査年	4 調査月	5 調査日
6 財産種別C	7 設置場所住所C	8 設置場所番地	9 設置場所号	10 方書
11 電話番号	12 権利取得年月日	13 電話種類C	14 加入者F	15 質権等F
16 差押F	17 財産状態C	18 財産消滅年月日	19 登録事務所C	

【WFM財産不動産】				
1 納税者番号	2 財産SEQ	3 調査年月日	4 財産種別C	5 所在地住所C
6 本書	7 扶養	8 符号C	9 係書	10 不動産種別C
11 家屋番号	12 構造C	13 地目種類C	14 地積延べ床面積	15 登記年月日
16 登記目的F	17 抵当権F	18 差押F	19 持分F	20 家地F
21 簡易評価年月日	22 簡易評価額	23 担保件	24 換価検討	25 財産状態C
26 財産消滅年月日	27 登録事務所C	28 複数物件F	29 複数物件数	30 抵当権登記年月日
31 抵当権状態C	32 抵当権他件数	33 他権利の状況	34 差押状態C	35 差押他件数
36 債権確認額計	37 特記事項			

【WFM財産保険】				
1 納税者番号	2 財産SEQ	3 調査年月日	4 財産種別C	5 保険会社番号
6 証書番号	7 契約年月日	8 満期年月日	9 契約者番号	10 契約者
11 契約者住所	12 満期金額	13 死亡金額	14 解約返戻金	15 積立金額
16 利益配当額	17 貸付金額	18 保険会社宛先番号	19 保険会社名称	20 保険会社名称F
21 郵便番号1	22 郵便番号2	23 保険会社住所	24 保険会社方書	25 保険種類
26 契約者併記F	27 契約時住所	28 契約時住所併記F	29 被保険者	30 掛金
31 財産状態C	32 財産消滅年月日	33 登録事務所C		

【WFM財産預貯金】				
1 納税者番号	2 財産SEQ	3 調査年月日	4 財産種別C	5 管理番号
6 CIF番号	7 預金額	8 満期年月日	9 貸付形式C	10 担保F
11 金額	12 弁済年月日	13 調書出力住所	14 金融機関登録氏名	15 金融機関登録氏名併記F
16 金融機関登録住所	17 金融機関登録住所併記F	18 ゆうちょ口座記号	19 ゆうちょ口座番号	20 期間最高残額
21 期間平均残額	22 最終取引年月日	23 素続3ヶ月	24 属性C	25 入金予定日C
26 特定日	27 出資金C	28 貸金庫C	29 貸付残高	30 財産状態C
31 財産消滅年月日	32 登録事務所C			

【WFM財産連携】				
1 納税者番号	2 財産連携区分C	3 財産連携枝番	4 処分番号	5 売却番号
6 配当決議番号	7 受入金額	8 財産種別C	9 財産SEQ	

【WFM滞納者基本詳細】				
1 納税者番号	2 調査年月日	3 外国人登録区分	4 扶養者数	5 市町村滞納区分
6 市町村滞納額	7 滞納整理状況	8 要注意情報	9 申告年	10 職種C
11 屋号等	12 収入売上	13 所得	14 生保控除	15 取引先情報
16 取引先名称	17 取引金額売掛			

【WFM処分】				
1 納税者番号	2 処分番号	3 事務所C	4 処分種別C	5 財産種別C
6 執行停止年月日	7 処分完結事由C	8 完結決議書番号	9 処分完結年月日	10 処分決議書番号
11 処分決議年月日	12 効力発生年月日	13 受付番号	14 差押移行日	15 機関区分C
16 事件番号年度	17 事件種別	18 事件番号	19 解除日	20 処分機関
21 処分機関郵便番号1	22 処分機関郵便番号2	23 処分機関住所C	24 処分機関住所番地	25 処分機関住所号
26 処分機関住所方書	27 処分機関差押日	28 猶予区分C	29 猶予期間始期	30 猶予期間終期
31 猶予決議書番号	32 猶予決議日	33 延長猶予期間終期	34 延長猶予決議書番号	35 延長猶予決議日
36 猶予取消決議書番号	37 猶予取消決議日	38 不納欠損決議書番号	39 不納欠損決議日	

【WFM処分調定】				
1 納税者番号	2 処分番号	3 税目C	4 整理番号	5 年度
6 期別	7 調定区分C	8 登録年月日	9 科目C	10 調定年月日
11 処分時未納額				

【WFM調定】				
1 納税者番号	2 税目C	3 整理番号	4 期別	5 調定区分C
6 登録年月日	7 調定年月日	8 登録番号	9 枝番	10 属託C
11 元事務所C	12 先事務所C	13 決議書番号	14 決議日	15 取消区分
16 宛先				

【WFM折衝記録】				
1 納税者番号	2 折衝記録SEQ	3 事務所C	4 担当者コード	5 税目C
6 整理番号	7 期別	8 調定区分C	9 登録年月日	10 調定年月日
11 記録区分C	12 記録内容C	13 記録日	14 記録日時分	15 予定日
16 予定日時分	17 予定区分	18 場所C	19 折衝相手C	20 詳細内容
21 登録区分F				

【WFM滞納者関係者】				
1 納税者番号	2 納税者番号枝番	3 関係者納税者番号	4 関係者納税者氏名	5 関係者名称F
6 関係者郵便番号1	7 関係者郵便番号2	8 関係者住所	9 関係者力番	10 生年月日
11 続柄C	12 承継区分C	13 承継額	14 納付責任額	

【WFM滞納者基本】				
1 納税者番号	2 事務所C	3 グループC	4 グループ分類	5 滞納調定有無C
6 宛先	7 統合先納税者番号	8 統合年月日		

【WFM滞納者相続】				
1 納税者番号	2 納税者番号枝番	3 相続人納税者番号	4 相続人続柄C	5 相続承継区分C
6 承継額	7 納付責任額			

【WFM配当】				
1 納税者番号	2 配当決議番号	3 配当決議日	4 充当決議番号	5 充当決議日
6 受入金額	7 充当完結事由C			

【WFM配当他機関】				
1 納税者番号	2 配当決議番号	3 配当区分C	4 配当他機関SEQ	5 配当金額
6 債権者の住所及び氏名	7 受付年月日	8 交付要求機関	9 税目等	10 法定期限等
11 長が確認した金額	12 配当順位			

【WFM配当調定】				
1 納税者番号	2 配当決議番号	3 税目C	4 整理番号	5 年度
6 期別	7 調定区分C	8 登録年月日	9 調定年月日	10 本税
11 不申過少	12 重加算	13 延滞金	14 滞納処分費	15 充当合計
16 配当順位				

【WFM分納】				
1 事務所C	2 納税者番号	3 税目C	4 整理番号	5 期別
6 調定区分C	7 登録年月日	8 調定年月日	9 分納明細SEQ	10 分納年月日
11 分納計画区分C	12 分納F	13 分納金額	14 分納回数	15 開始月
16 毎月F	17 単位月	18 分納指定日	19 月末F	20 開庁日F
21 送るF	22 延滞金計算F	23 本税分納額	24 本税分納残額	25 不申過少分納額
26 不申過少分納残額	27 重加算分納額	28 重加算分納残額	29 延滞金分納額	30 延滞金分納残額
31 分納残合計額				

【WFM滞納者基本補助】				
1 納税者番号	2 納税者番号枝番	3 税目C	4 整理番号	5 年度
6 期別	7 調定区分C	8 登録年月日	9 調定年月日	10 滞納納税者番号
11 納税義務区分	12 承継額	13 納付責任額	14 決議書番号	15 決議日

【WFM滞納者基本補助】				
1 納税者番号	2 事務所C	3 滞納状態C	4 滞納調定開始日	5 滞納調定完納日
6 連絡先1	7 連絡先2			

【WFM一覽パターン】				
1 事務所C	2 表示単位C	3 パターンSEQ	4 表示パターン名	5 表示項目名

【WFM一覽表示項目】				
1 事務所C	2 表示単位C	3 パターンSEQ	4 項目C	5 表示名称
6 表示幅	7 表示順	8 表示固定	9 ソート順	10 昇順降順

【WFM一覽条件保存】				
1 検索利用者C	2 検索条件SEQ	3 検索条件名	4 検索条件情報	5 検索条件更新日付
6 検索条件更新時刻				

【WFM文書定型文】				
1 財産種別C	2 財産区分	3 財産区分詳細	4 文言区分	5 文言SEQ
6 文言内容				

【WFTグループ集計】				
1 事務所C	2 グループC	3 グループ分類	4 県C	5 市区郡C
6 町村大字C	7 字丁目C	8 集計年月日	9 統計人数	

【WFT催告書】				
1 納税者番号	2 催告期限	3 催告発付日	4 出力日	5 事務所C
6 グループC	7 グループ分類	8 税目C	9 整理番号	10 年度
11 期別	12 調定区分C	13 登録年月日	14 科目C	15 登録番号
16 調定年月日	17 停止F	18 実行F		

【WFT催告書指示】				
1 事務所C	2 税目C	3 年度	4 グループC	5 グループ分類
6 催告期限	7 催告発付日	8 出力日	9 実行F	10 催告種別
11 担当者C				

【WFT不納欠損】				
1 納税者番号	2 決議出力日	3 事務所C	4 グループC	5 グループ分類
6 税目C	7 整理番号	8 年度	9 期別	10 調定区分C
11 登録年月日	12 科目C	13 調定年月日	14 処分番号	15 停止F
16 決議書番号	17 決議日	18 登録番号	19 実行F	

【WFT不納欠損指示】				
1 事務所C	2 税目C	3 グループC	4 グループ分類	5 出力日
6 実行F	7 担当者C			

【WFT未済帳理由】				
1 年度	2 事務所C	3 納税者番号	4 税目C	5 グループC
6 グループ分類	7 整理番号	8 期別	9 調定区分C	10 登録年月日
11 調定年月日	12 収入未済理由C			

【WFT未納集計】				
1 グループC	2 グループ分類	3 税目C	4 年度	5 県C
6 市区郡C	7 町村大字C	8 納税者番号	9 集計年月日	10 事務所C
11 滞納未納額				

【WFT全体検索】				
1 選択F	2 検索利用者C	3 抽出順番	4 納税者番号	5 事務所C
6 調定年度	7 税目OC	8 税目C	9 整理番号	10 期別
11 調定区分C	12 登録年月日	13 還付先納税者番号	14 調定年月日	15 登録番号
16 未納額本税	17 真正性区分	18 交渉先宛先		

【WFT滞納検索】				
1 選択F	2 検索利用者C	3 抽出順番	4 納税者番号	5 事務所C
6 調定年度	7 税目OC	8 税目C	9 整理番号	10 期別
11 調定区分C	12 登録年月日	13 還付先納税者番号	14 調定年月日	15 登録番号
16 未納額本税	17 真正性区分	18 交渉先宛先		

【WFT1 基本情報】				
1 選択F	2 検索利用者C	3 抽出順番	4 納税者番号	5 宛先番号
6 税目OC	7 税目C	8 整理番号	9 期別	10 調定区分C
11 登録年月日	12 科目C	13 還付先納税者番号	14 変更後調定額	15 未納額
16 調定年月日	17 調定年度	18 登録番号	19 納期限	20 関連
21 状態C	22 事務所C			

【WFTTMP 滞納者基本】				
1 納税者番号	2 事務所C	3 グループC	4 グループ分類	5 滞納調定有無C
6 予備領域	7 宛先			

【WFT1 取引情報】				
1 検索利用者C	2 納税者番号	3 参照日時		

【WFT1 貯金履歴】				
1 納税者番号	2 財産SEQ	3 取引SEQ	4 サイクル番号	5 取引明細番号
6 預入番号	7 取引日	8 取引時刻	9 取明状態区分	10 入金金額
11 出資金額	12 残高金額	13 取引店番	14 摘要漢字	15 摘要カナ
16 事故コード	17 予備			

【WFT大規模納税者】				
1 納税者番号	2 事務所C	3 税目OC	4 税目C	5 調定年度
6 滞納調定有無C	7 最終入金日	8 最終接触日	9 自税調定のみ	10 一般税調定のみ
11 調定額本税	12 調定額延滞金	13 調定額加算金有無	14 調定額過少	15 調定額不申
16 調定額重加算	17 調定額合計	18 未納額本税	19 未納額延滞金	20 未納額加算金有無
21 未納額過少	22 未納額不申	23 未納額重加算	24 未納額合計	25 滞納調定額本税
26 滞納調定額延滞金	27 滞納調定額加算金有無	28 滞納調定額過少	29 滞納調定額不申	30 滞納調定額重加算
31 滞納調定額合計	32 滞納未納額本税	33 滞納未納額延滞金	34 滞納未納額加算金有無	35 滞納未納額過少
36 滞納未納額不申	37 滞納未納額重加算	38 滞納未納額合計	39 差押状況C	40 執停状況C
41 その他状況C	42 不納欠損状況C	43 差押決議件数	44 差押完結件数	45 執停決議件数
46 執停完結件数	47 その他決議件数	48 その他完結件数	49 不納欠損数	50 未納調定件数
51 納期内完納件数	52 納期後1ヶ月内完納件数	53 納期後3ヶ月内完納件数	54 納期後6ヶ月内完納件数	55 納期後6ヶ月以降完納件数
56 滞納未納件数	57 合計調定件数	58 分納状態C	59 分納履行状況C	60 納めるべき額
61 納めた額	62 分納履行率	63 分納不履行経過日数		

【WFT大規模納税者税目】				
1 納税者番号	2 事務所C	3 税目OC	4 税目C	5 調定年度
6 滞納調定有無C	7 最終入金日	8 最終接触日	9 自税調定のみ	10 一般税調定のみ
11 調定額本税	12 調定額延滞金	13 調定額加算金有無	14 調定額過少	15 調定額不申
16 調定額重加算	17 調定額合計	18 未納額本税	19 未納額延滞金	20 未納額加算金有無
21 未納額過少	22 未納額不申	23 未納額重加算	24 未納額合計	25 滞納調定額本税
26 滞納調定額延滞金	27 滞納調定額加算金有無	28 滞納調定額過少	29 滞納調定額不申	30 滞納調定額重加算
31 滞納調定額合計	32 滞納未納額本税	33 滞納未納額延滞金	34 滞納未納額加算金有無	35 滞納未納額過少
36 滞納未納額不申	37 滞納未納額重加算	38 滞納未納額合計	39 差押状況C	40 執停状況C
41 その他状況C	42 不納欠損状況C	43 差押決議件数	44 差押完結件数	45 執停決議件数
46 執停完結件数	47 その他決議件数	48 その他完結件数	49 不納欠損数	50 未納調定件数
51 納期内完納件数	52 納期後1ヶ月内完納件数	53 納期後3ヶ月内完納件数	54 納期後6ヶ月内完納件数	55 納期後6ヶ月以降完納件数
56 滞納未納件数	57 合計調定件数	58 分納状態C	59 分納履行状況C	60 納めるべき額
61 納めた額	62 分納履行率	63 分納不履行経過日数		

【WFT大規模納税者年度】				
1 納税者番号	2 事務所C	3 税目OC	4 税目C	5 調定年度
6 滞納調定有無C	7 最終入金日	8 最終接触日	9 自税調定のみ	10 一般税調定のみ
11 調定額本税	12 調定額延滞金	13 調定額加算金有無	14 調定額過少	15 調定額不申
16 調定額重加算	17 調定額合計	18 未納額本税	19 未納額延滞金	20 未納額加算金有無
21 未納額過少	22 未納額不申	23 未納額重加算	24 未納額合計	25 滞納調定額本税
26 滞納調定額延滞金	27 滞納調定額加算金有無	28 滞納調定額過少	29 滞納調定額不申	30 滞納調定額重加算
31 滞納調定額合計	32 滞納未納額本税	33 滞納未納額延滞金	34 滞納未納額加算金有無	35 滞納未納額過少
36 滞納未納額不申	37 滞納未納額重加算	38 滞納未納額合計	39 差押状況C	40 執停状況C
41 その他状況C	42 不納欠損状況C	43 差押決議件数	44 差押完結件数	45 執停決議件数
46 執停完結件数	47 その他決議件数	48 その他完結件数	49 不納欠損数	50 未納調定件数
51 納期内完納件数	52 納期後1ヶ月内完納件数	53 納期後3ヶ月内完納件数	54 納期後6ヶ月内完納件数	55 納期後6ヶ月以降完納件数
56 滞納未納件数	57 合計調定件数	58 分納状態C	59 分納履行状況C	60 納めるべき額
61 納めた額	62 分納履行率	63 分納不履行経過日数		

【WFT大規模納税者税目年度】				
1 納税者番号	2 事務所C	3 税目OC	4 税目C	5 調定年度
6 滞納調定有無C	7 最終入金日	8 最終接触日	9 自税調定のみ	10 一般税調定のみ
11 調定額本税	12 調定額延滞金	13 調定額加算金有無	14 調定額過少	15 調定額不申
16 調定額重加算	17 調定額合計	18 未納額本税	19 未納額延滞金	20 未納額加算金有無
21 未納額過少	22 未納額不申	23 未納額重加算	24 未納額合計	25 滞納調定額本税
26 滞納調定額延滞金	27 滞納調定額加算金有無	28 滞納調定額過少	29 滞納調定額不申	30 滞納調定額重加算
31 滞納調定額合計	32 滞納未納額本税	33 滞納未納額延滞金	34 滞納未納額加算金有無	35 滞納未納額過少
36 滞納未納額不申	37 滞納未納額重加算	38 滞納未納額合計	39 差押状況C	40 執停状況C
41 その他状況C	42 不納欠損状況C	43 差押決議件数	44 差押完結件数	45 執停決議件数
46 執停完結件数	47 その他決議件数	48 その他完結件数	49 不納欠損数	50 未納調定件数
51 納期内完納件数	52 納期後1ヶ月内完納件数	53 納期後3ヶ月内完納件数	54 納期後6ヶ月内完納件数	55 納期後6ヶ月以降完納件数
56 滞納未納件数	57 合計調定件数	58 分納状態C	59 分納履行状況C	60 納めるべき額
61 納めた額	62 分納履行率	63 分納不履行経過日数		

【WFT大規模完納情報】				
1 納税者番号	2 事務所C	3 税目OC	4 税目C	5 整理番号
6 期別	7 調定区分C	8 登録年月日	9 科目C	10 還付先納税者番号
11 調定年度	12 納期限	13 処分可能年月日	14 完納年月日	15 納期内完納件数
16 納期後1ヶ月内完納件数	17 納期後3ヶ月内完納件数	18 納期後6ヶ月内完納件数	19 納期後6ヶ月以降完納件数	

【WFT大規模分納履行状況】				
1 納税者番号	2 事務所C	3 税目C	4 整理番号	5 期別
6 調定区分C	7 登録年月日	8 調定年月日	9 分納状態C	10 分納履行状況C
11 納めるべき額	12 納めた額	13 分納履行率	14 分納不履行経過日数	

【WFT大規模未納調定】				
1 納税者番号	2 事務所C	3 税目OC	4 税目C	5 整理番号
6 期別	7 調定区分C	8 登録年月日	9 還付先納税者番号	10 調定年度
11 調定額本税	12 調定額延滞金	13 調定額加算金有無	14 調定額過少	15 調定額不申
16 調定額重加算	17 調定額合計	18 未納額本税	19 未納額延滞金	20 未納額加算金有無
21 未納額過少	22 未納額不申	23 未納額重加算	24 未納額合計	25 滞納調定額本税
26 滞納調定額延滞金	27 滞納調定額加算金有無	28 滞納調定額過少	29 滞納調定額不申	30 滞納調定額重加算
31 滞納調定額合計	32 滞納未納額本税	33 滞納未納額延滞金	34 滞納未納額加算金有無	35 滞納未納額過少
36 滞納未納額不申	37 滞納未納額重加算	38 滞納未納額合計	39 調定年月日本税	40 調定年月日延滞金
41 調定年月日過少	42 調定年月日不申	43 調定年月日重加算	44 納期限情報本税	45 納期限情報延滞金
46 納期限情報過少	47 納期限情報不申	48 納期限情報重加算	49 督促年月日本税	50 督促年月日延滞金
51 督促年月日過少	52 督促年月日不申	53 督促年月日重加算	54 処分可能年月日本税	55 処分可能年月日延滞金
56 処分可能年月日過少	57 処分可能年月日不申	58 処分可能年月日重加算	59 不納欠損年月日本税	60 不納欠損年月日延滞金
61 不納欠損年月日過少	62 不納欠損年月日不申	63 不納欠損年月日重加算	64 最終入金年月日本税	65 最終入金年月日延滞金
66 最終入金年月日過少	67 最終入金年月日不申	68 最終入金年月日重加算	69 登録番号	70 登録番号全角
71 登録番号一連番号	72 所有者氏名称	73 所有者住所	74 所有者住所	75 使用者納税者番号
76 使用者氏名称	77 使用者住所	78 車検有効期限日	79 初度登録年月	80 車名C
81 車名	82 車台番号	83 型式C	84 型式	85 業務種別C
86 納税義務者C	87 抹消転出C	88 申請年月日	89 差押状況C	90 執停状況C
91 その他状況C	92 不納欠損状況C	93 差押決議件数	94 差押完結件数	95 執停決議件数
96 執停完結件数	97 その他決議件数	98 その他完結件数	99 不納欠損数	

【WFT大規模取組決定】				
1 納税者番号	2 事務所C	3 税目OC	4 税目C	5 整理番号
6 期別	7 調定区分C	8 登録年月日	9 還付先納税者番号	10 調定年度
11 調定額本税	12 調定額延滞金	13 調定額加算金有無	14 調定額過少	15 調定額不申
16 調定額重加算	17 調定額合計	18 未納額本税	19 未納額延滞金	20 未納額加算金有無
21 未納額過少	22 未納額不申	23 未納額重加算	24 未納額合計	25 滞納調定額本税
26 滞納調定額延滞金	27 滞納調定額加算金有無	28 滞納調定額過少	29 滞納調定額不申	30 滞納調定額重加算
31 滞納調定額合計	32 滞納未納額本税	33 滞納未納額延滞金	34 滞納未納額加算金有無	35 滞納未納額過少
36 滞納未納額不申	37 滞納未納額重加算	38 滞納未納額合計	39 調定年月日本税	40 調定年月日延滞金
41 調定年月日過少	42 調定年月日不申	43 調定年月日重加算	44 納期限情報本税	45 納期限情報延滞金
46 納期限情報過少	47 納期限情報不申	48 納期限情報重加算	49 督促年月日本税	50 督促年月日延滞金
51 督促年月日過少	52 督促年月日不申	53 督促年月日重加算	54 処分可能年月日本税	55 処分可能年月日延滞金
56 処分可能年月日過少	57 処分可能年月日不申	58 処分可能年月日重加算	59 不納欠損年月日本税	60 不納欠損年月日延滞金
61 不納欠損年月日過少	62 不納欠損年月日不申	63 不納欠損年月日重加算	64 最終入金年月日本税	65 最終入金年月日延滞金
66 最終入金年月日過少	67 最終入金年月日不申	68 最終入金年月日重加算	69 登録番号	70 登録番号全角
71 登録番号一連番号	72 所有者納税者番号	73 所有者氏名称	74 所有者住所	75 使用者納税者番号
76 使用者氏名称	77 使用者住所	78 車検有効期限日	79 初度登録年月	80 車名C
81 車名	82 車台番号	83 型式C	84 型式	85 業務種別C
86 納税義務者C	87 抹消輸出C	88 申請年月日	89 差押状況C	90 執停状況C
91 その他状況C	92 不納欠損状況C	93 差押決議件数	94 差押完結件数	95 執停決議件数
96 執停完結件数	97 その他決議件数	98 その他完結件数	99 不納欠損数	

【WFT大規模納税者宛先情報】				
1 納税者番号	2 宛先番号	3 編集後名称漢字	4 名称カナ	5 生年月日
6 編集後住所				

【WFT大規模入金情報】				
1 納税者番号	2 税目C	3 整理番号	4 期別	5 調定区分C
6 登録年月日	7 科目C	8 還付先納税者番号	9 入金番号	10 領収年月日
11 入金額	12 過誤納額	13 収入更正額	14 更正元C	15 過誤納C
16 金庫区分C				

【WFT口座開設】				
1 納税者番号	2 処理分類	3 事務所C	4 登録日	5 抽出日
6 結果取得日				

【WFT市町村照会】				
1 事務所C	2 納税者番号	3 登録日	4 照会済F	

【WGM加算金】				
1 自軽C	2 事務所C	3 税目C	4 整理番号	5 期別
6 調定区分C	7 登録年月日	8 科目C	9 還付先納税者番号	10 取得時登録番号看板C
11 取得時登録番号種別	12 取得時登録番号カナ	13 取得時登録番号一連番号	14 取得時登録番号予備	15 同日番号
16 自動車税整理番号	17 調定詳細区分C	18 本税調定区分C	19 本税登録年月日	20 申告期限
21 申告年月日	22 当初申告年月日	23 調定年月日	24 調定処理年月日	25 更正決定通知年月日
26 納税告知書発行年月日	27 法定納期限	28 納期限	29 災害延長納期限	30 指定納期限
31 災害延長指定納期限	32 繰上徴収年月日	33 更新年月日	34 誤謬調定区分C	35 誤謬登録年月日
36 今回加算金額	37 免除額等事由C	38 免除額等	39 免除額等累計	40 調定額
41 減額可能額	42 統計年度	43 統計件数	44 統計年度	45 過年度減額額
46 過年度減額件数	47 納付番号	48 調定指示状態C	49 今回増差税額	50 今回増差税額調整
51 加算金対象税額	52 差引加算金対象税額	53 加算金額	54 加算金額	55 期限内申告税額調整
56 加重加算金対象税額	57 加重計算控除税額	58 加重計算対象税額	59 加重加算金率	60 加重加算金額

【WGM課税保留詳細】				
1 整理番号	2 期別	3 登録年月日	4 申請人番号	5 申請人宛先番号
6 課税保留年度	7 看板返納日	8 保留原因	9 保留原因その他	10 保留原因日
11 解体済F	12 解体日	13 抹消ができない理由C	14 抹消できない理由その他	15 抹消登録が遅れた理由C
16 抹消登録が遅れた理由その他	17 課税保留基準日	18 保留C	19 保留取消基準日	20 判定基準C

【WGM古物免許】				
1 古物免許番号	2 納税者番号	3 宛先番号	4 古物バスC	5 所轄警察署C

【WGM交付金】				
1 処理年度	2 交付年	3 交付月	4 収入済額	5 見込額
6 執行可能額	7 交付合計額	8 決議書番号	9 決裁年月日	10 決裁結果C

【WGM交付金市町村】				
1 市町村C	2 処理年度	3 交付年	4 交付月	5 累積交付金額
6 前回来交付額	7 調整額	8 今回交付金額		

【WGM自税まとめ納税対象者】				
1 期別	2 まとめ納税者番号	3 まとめ納税宛先番号	4 まとめ納税整理番号	5 まとめ納税実施区分
6 申請年月日	7 口座振替有無F	8 当初作成年月日	9 対象判定年月日	

【WGM自税調定】				
1 事務所C	2 税目C	3 整理番号	4 期別	5 調定区分C
6 登録年月日	7 科目C	8 還付先納税者番号	9 登録番号支局C	10 登録番号看板C
11 登録番号種別	12 登録番号カナ	13 登録番号一連番号	14 登録番号予備	15 同日番号
16 特別処理C	17 調定詳細区分C	18 調定年月日	19 通知年月日	20 法定納期限
21 納期限	22 災害延長納期限	23 繰上徴収年月日	24 更新年月日	25 誤謬済F
26 誤謬調定区分C	27 誤謬登録年月日	28 税率判定車種C	29 税率判定用途C	30 税率判定牽引C
31 税率判定定員C	32 税率判定低公害車C	33 税率判定燃料C	34 税率判定排気量C	35 税率判定積載量C
36 税率判定バスC	37 税率判定予備	38 税率C	39 年税額	40 課税月数
41 グリーン化C	42 年税率	43 免除額等	44 免除額等累計	45 免除額等調定額
46 免除申請C	47 調定額	48 徴収方法C	49 減額可能額	50 統計年度
51 統計年月	52 統計件数	53 過年度減額額	54 過年度減額件数	55 収納連絡F
56 決議書番号	57 決裁年月日	58 決裁結果C	59 調定指示状態C	60 減免申請年月日
61 減免取消基準日	62 調定集計整理番号F	63 調定集計年月日	64 調定処理年月日	65 調定処理年月日
66 前回調定詳細区分C	67 前回事業額	68 前回課税月数	69 前回グリーン化C	70 前回事業率
71 前回調定額	72 今回調定詳細区分C	73 今回課税月数	74 今回グリーン化C	75 今回課税月数
76 今回税率	77 今回調定額	78 差引調定詳細区分C	79 差引年税額	80 差引課税月数
81 差引グリーン化C	82 差引年税率	83 差引調定額	84 計算額	85 納付番号

【WGM自税調定追加】				
1 事務所C	2 税目C	3 整理番号	4 期別	5 調定区分C
6 登録年月日	7 科目C	8 還付先納税者番号	9 登録番号支局C	10 登録番号看板C
11 登録番号種別	12 登録番号カナ	13 登録番号一連番号	14 登録番号予備	15 同日番号
16 課税時事務所	17 下取り会社番号	18 当初登録番号看板C	19 当初登録番号種別	20 当初登録番号カナ
21 当初登録番号一連番号				

【WGM自動車基本】				
1 整理番号	2 納税者番号	3 宛先番号	4 納税義務者C	5 業務種別C
6 登録年月日	7 課税事務所C	8 当初登録番号支局C	9 当初登録番号看板C	10 当初登録番号種別
11 当初登録番号カナ	12 当初登録番号一連番号	13 当初登録番号予備	14 下取り会社番号	15 基本状態C

【WGM自動車減額履歴】				
1 自軽C	2 減免税目C	3 減税整理番号	4 減税期別	5 減税調定区分C
6 減先登録年月日	7 減先科目C	8 減先還付先納税者番号	9 減先取得時登録番号看板C	10 減先取得時登録番号種別
11 減先取得時登録番号カナ	12 減先取得時登録番号一連番号	13 減先同日番号	14 減先税目C	15 減元税目C
16 減元整理番号	17 減元期別	18 減元調定区分C	19 減元登録年月日	20 減元科目C
21 減元還付先納税者番号	22 減元取得時登録番号看板C	23 減元取得時登録番号種別	24 減元取得時登録番号カナ	25 減元取得時登録番号一連番号
26 減元取得時登録番号予備	27 減元同日番号	28 減額額		

【WGM自動車送付先】				
1 整理番号	2 履歴番号	3 送付先納税者番号	4 送付先宛先番号	5 当初登録番号支局C
6 当初登録番号看板C	7 当初登録番号種別	8 当初登録番号カナ	9 当初登録番号一連番号	10 当初登録番号予備

【WGM車台番号欄】				
1 当初登録番号標板C	2 当初登録番号種別	3 当初登録番号力ナ	4 当初登録番号一連番号	5 当初登録番号予備
6 申請年月日	7 車台番号			
【WGM車両】				
1 当初登録番号支局C	2 当初登録番号標板C	3 当初登録番号種別	4 当初登録番号力ナ	5 当初登録番号一連番号
6 当初登録番号予備	7 最新登録番号支局C	8 最新登録番号標板C	9 最新登録番号種別	10 最新登録番号力ナ
11 最新登録番号一連番号	12 最新登録番号予備	13 業務種別C	14 申請年月日	15 車台番号
16 車台番号3	17 車検有効期限日	18 初度登録年月	19 用途C	20 諸元型式指定番号
21 諸元類別区分番号	22 定員C	23 定員1	24 定員2	25 排気量種別
26 排気量	27 積載量1	28 積載量2	29 車両重量	30 車両総重量1
31 車両総重量2	32 車両長さ	33 車両幅	34 車両高さ	35 燃料C
36 塗色C	37 形状C	38 排出ガス適合C	39 型式C	40 型式
41 メーカC	42 車名C	43 車名	44 原動機型式識別C	45 原動機型式
46 所有者C	47 所有者住所C	48 所有者番地	49 所有者氏名名称	50 所有者住所
51 所有者C使用者	52 使用者住所C	53 使用者番地	54 使用者氏名名称	55 使用者住所
56 使用の本拠住所C	57 使用の本拠番地等	58 所有者納税者番号	59 所有者宛先番号	60 使用者納税者番号
61 使用者宛先番号	62 実態課税納税者番号	63 実態課税宛先番号	64 納税義務者C	65 税率判定車種C
66 税率判定用途C	67 税率判定牽引C	68 税率判定定員C	69 税率判定低公害車C	70 税率判定燃料C
71 税率判定排気量C	72 税率判定積載量C	73 税率判定バスC	74 税率判定予備	75 税率C
76 年税額	77 グリーン化税制軽減対象C	78 低燃費車C	79 グリーン化C	80 年税率
81 特別処理C	82 抹消転出C	83 最新調定詳細区分C	84 前類別区分番号	85 納税証明発行禁止C
86 バスC	87 下取りF	88 所有権留保者C	89 現年納税者番号	90 現年整理番号
91 翌年納税者番号	92 翌年整理番号	93 決議書番号	94 決裁年月日	95 決裁結果C
96 車種C	97 差押F	98 抵当権F		
【WGM車両履歴】				
1 基本種別C	2 項目番号	3 基本情報キー	4 変更年月日	5 変更時間
6 変更C	7 変更内容全角	8 当初登録番号支局C	9 当初登録番号標板C	10 当初登録番号種別
11 当初登録番号力ナ	12 当初登録番号一連番号	13 当初登録番号予備	14 身障者番号	15 身障者宛先番号
【WGM取税調定】				
1 自軽C	2 事務所C	3 税目C	4 整理番号	5 期別
6 調定区分C	7 登録年月日	8 科目C	9 還付先納税者番号	10 取得時登録番号標板C
11 取得時登録番号種別	12 取得時登録番号力ナ	13 取得時登録番号一連番号	14 取得時登録番号予備	15 同日番号
16 申告年月日	17 修正申告年月日	18 調定年月日	19 調定詳細区分C	20 申告期限
21 法定納期限	22 納期限	23 指定納期限	24 災害延長納期限	25 災害延長指定納期限
26 繰上徴収年月日	27 更新年月日	28 脱離済F	29 脱離調定区分C	30 繰越登録年月日
31 低燃費車特例適用	32 低公害車特例	33 課税標準額	34 税率C	35 取得税算出額
36 免除額等	37 免除額等累計	38 免除額等調定額	39 免除申請C	40 調定額
41 本税貼付額	42 延滞金貼付額	43 延滞金調定額	44 調定集計整理番号F	45 調定集計整理番号
46 調定集計年月日	47 調定処理年月日	48 減額可能額	49 統計年度	50 統計年月
51 統計件数	52 過年度減額額	53 過年度減額件数	54 決議書番号	55 決裁年月日
56 決裁結果C	57 調定指示状態C	58 自動車税整理番号	59 支局C	60 申告C
61 種別	62 車両登録年月日	63 新古C	64 當引C	65 業務種別C
66 税率判定車種C	67 税率判定用途C	68 税率判定牽引C	69 税率判定定員C	70 税率判定低公害車C
71 税率判定燃料C	72 税率判定排気量C	73 税率判定積載量C	74 税率判定バスC	75 税率判定予備
76 減免申請年月日	77 減免取消基準日	78 更正時納税者番号	79 更正時宛先番号	80 加算金有リF
81 徴収猶予有リF	82 前回調定詳細区分C	83 前回低燃費車特例適用	84 前回低公害車特例	85 前回課税標準額
86 前回税率C	87 前回取得税算出額	88 前回調定額	89 今回調定詳細区分C	90 今回低燃費車特例適用
91 今回低公害車特例	92 今回課税標準額	93 今回税率C	94 今回取得税算出額	95 今回調定額
96 差引調定詳細区分C	97 差引低燃費車特例適用	98 差引低公害車特例	99 差引課税標準額	100 差引税率C
101 差引取得税算出額	102 差引調定額	103 計算額	104 納付番号	105 前回税率区分C
106 前回ASV特例C	107 今回税率区分C	108 今回ASV特例C	109 差引税率区分C	110 差引ASV特例C
111 税率区分C	112 ASV特例C	113 定置場C	114 前回区分1C	115 前回区分2C
116 今回区分1C	117 今回区分2C	118 差引区分1C	119 差引区分2C	120 区分1C
121 区分2C				
【WGM商品中古】				
1 古物免許番号	2 納税者番号	3 宛先番号	4 処理年度	5 事務所C
6 減免額	7 申請台数	8 チェック台数	9 決議書番号	10 決裁年月日
11 決裁結果C	12 申請年月日			
【WGM商品中古明細】				
1 納税者番号	2 処理年度	3 登録番号	4 登録番号予備	5 申請有無
6 承認内容	7 減免額			
【WGM証明発行】				
1 当初登録番号支局C	2 当初登録番号標板C	3 当初登録番号種別	4 当初登録番号力ナ	5 当初登録番号一連番号
6 当初登録番号予備	7 整理番号	8 登録年月日	9 事務所C	10 証明年度
11 車台番号3	12 車検有効期限	13 証明発行C	14 証明発行禁止C	
【WGM証明発行履歴】				
1 登録番号支局C	2 登録番号標板C	3 登録番号種別	4 登録番号力ナ	5 登録番号一連番号
6 登録番号予備	7 整理番号	8 登録年月日	9 事務所C	10 証明年度
11 車台番号3	12 発行年月日	13 発行時刻	14 担当者C	15 端末ID
16 強制発行F				
【WGM車両納付管理】				
1 当初登録番号標板C	2 当初登録番号種別	3 当初登録番号力ナ	4 当初登録番号一連番号	5 最新登録番号標板C
6 最新登録番号種別	7 最新登録番号力ナ	8 最新登録番号一連番号	9 賦課時登録番号標板C	10 賦課時登録番号種別
11 賦課時登録番号力ナ	12 賦課時登録番号一連番号	13 翌年度賦課時登録番号標板C	14 翌年度賦課時登録番号種別	15 翌年度賦課時登録番号力ナ
16 翌年度賦課時登録番号一連番号	17 前年度賦課時登録番号標板C	18 前年度賦課時登録番号種別	19 前年度賦課時登録番号力ナ	20 前年度賦課時登録番号一連番号
21 車台番号	22 最新調定詳細区分C	23 地位協定車区分	24 処理年度	25 転入年度
26 転出年度	27 抹消年度	28 送信区分	29 送信年月日	30 納付確認年月日
31 納付状況区分	32 証明有効期限	33 抹消時納付状況区分	34 抹消時証明有効期限	35 証明年度
36 証明発行C	37 証明発行禁止C			
【WGM申告書イメージキー】				
1 申告年月日	2 OCR通番	3 ファイルID		
【WGM申告書処理状況】				
1 申告年月日	2 支局C	3 自軽C	4 読取年月日	5 取込年月日
6 登録年月日	7 取込件数	8 未処理件数	9 OCR通番開始	10 OCR通番終了
11 DB登録可能F				
【WGM身障者】				
1 身障者番号	2 身障者宛先番号	3 納税者番号	4 納税者宛先番号	5 登録番号支局C
6 登録番号標板C	7 登録番号種別	8 登録番号力ナ	9 登録番号一連番号	10 登録番号予備
11 減免初年度	12 調定詳細区分C	13 身障等級C	14 障害名C	15 手帳C
16 手帳交付日	17 手帳有効期限	18 療育手帳判定日	19 公費負担番号	20 使用目的
21 運転C	22 身障者生年月日	23 身障減免承認年度	24 前回照会日	25 身障審査判定
26 当初登録番号標板C	27 当初登録番号種別	28 当初登録番号力ナ	29 当初登録番号一連番号	30 当初登録番号予備
31 申請年月日	32 介添運転者氏名	33 介添運転者住所		

【WGM身障手帳】				
1 身障者番号	2 身障者宛先	3 判定年月日	4 判定者	5 障害手帳C
6 療育手帳判定年月日可否	7 精神障害公費負担番号可否	8 精神障害障害1級可否	9 精神障害有効期限可否	10 障害分類C01
11 障害表示番号01	12 判定点数01	13 障害分類C02	14 障害表示番号02	15 判定点数02
16 障害分類C03	17 障害表示番号03	18 判定点数03	19 障害分類C04	20 障害表示番号04
21 判定点数04	22 障害分類C05	23 障害表示番号05	24 判定点数05	25 障害分類C06
26 障害表示番号06	27 判定点数06	28 障害分類C07	29 障害表示番号07	30 判定点数07
31 障害分類C08	32 障害表示番号08	33 判定点数08	34 障害分類C09	35 障害表示番号09
36 判定点数09	37 障害分類C10	38 障害表示番号10	39 判定点数10	40 障害分類C11
41 障害表示番号11	42 判定点数11	43 障害分類C12	44 障害表示番号12	45 判定点数12
46 障害分類C13	47 障害表示番号13	48 判定点数13	49 障害分類C14	50 障害表示番号14
51 判定点数14	52 障害分類C15	53 障害表示番号15	54 判定点数15	55 障害分類C16
56 障害表示番号16	57 判定点数16	58 障害分類C17	59 障害表示番号17	60 判定点数17
61 障害分類C18	62 障害表示番号18	63 判定点数18	64 障害分類C19	65 障害表示番号19
66 判定点数19	67 障害分類C20	68 障害表示番号20	69 判定点数20	70 合計点数
71 名義人本人可否	72 名義人生計同一可否	73 現住所一致可否	74 介護運転使用目的	75 生業職業欄記載有無
76 介護運転可否	77 運転免許証条件1	78 運転免許証条件2	79 運転免許証条件3	80 運転免許証条件4
81 運転免許証条件可否	82 その他条件名	83 身障者手帳交付日判定	84 本人運転可否	85 生計同一証明発行機関
86 身障審査判定				

【WGM生活路線バス減免】				
1 バス運行会社番号	2 納税者番号	3 宛先番号	4 処理年度	5 減免C
6 事務所C	7 申請台数	8 限度台数	9 チェック台数	10 承認台数
11 不承認台数	12 減免額	13 決議書番号	14 決裁年月日	15 決裁結果C
16 申請年月日				

【WGM生活路線バス減免明細】				
1 納税者番号	2 宛先番号	3 処理年度	4 減免C	5 登録番号
6 登録番号予備	7 申請有無	8 承認内容	9 減免額	

【WGM登録番号履歴】				
1 整理番号	2 納税者番号	3 登録番号支局C	4 登録番号種板C	5 登録番号種別
6 登録番号カナ	7 登録番号一連番号	8 登録番号予備	9 申請年月日	10 当初登録番号支局C
11 当初登録番号種板C	12 当初登録番号種別	13 当初登録番号カナ	14 当初登録番号一連番号	15 当初登録番号予備

【WGM道路】				
1 市町村C	2 処理年度	3 交付年	4 交付月	5 適用年月日
6 道路延長4点5M以上	7 道路延長4点5M未満	8 道路延長木橋	9 道路延長橋梁	10 道路面積6点5M以上
11 道路面積6点5M未満	12 道路面積4点5M未満	13 道路面積橋梁	14 人口	

【WGM分記処理状況】				
1 申請年月日	2 支局C	3 取込年月日	4 取込件数	5 未処理件数
6 DB登録可能F				

【WGS自動車税統計】				
1 統計年月	2 事務所C	3 調定詳細区分C	4 特別処理C	5 車種C
6 税率判定用途C	7 税率判定牽引C	8 税率判定排気量C	9 税率判定積載量C	10 税率判定バスC
11 全増統計件数	12 一部増統計件数	13 全増調定額	14 一部増調定額	15 全減統計件数
16 一部減統計件数	17 全減調定額	18 一部減調定額	19 現過C	20 徴収区分

【WGS取得税統計】				
1 統計年月	2 事務所C	3 調定詳細区分C	4 申告C	5 當自C
6 車種C	7 税率判定牽引C	8 税率判定排気量C	9 税率判定積載量C	10 税率判定燃料C
11 低燃費車特別適用	12 低公害車特例	13 課税標準額C	14 統計件数	15 課税標準額
16 調定額	17 控除額	18 自軽C	19 新古C	20 排ガス規制年
21 税率区分C	22 ASV特例C	23 区分1C	24 区分2C	

【WGT一括保管】				
1 当初登録番号種板C	2 当初登録番号種別	3 当初登録番号カナ	4 当初登録番号一連番号	5 当初登録番号予備
6 最新登録番号	7 課税保留年月	8 整理番号	9 納税者番号	10 宛先番号
11 現年度未納額	12 過年度未納額	13 収納滞納F1	14 収納滞納F2	15 収納滞納F3
16 収納滞納F4	17 予備情報	18 事務所C	19 入力年月日	20 決議書番号
21 決裁年月日	22 決裁結果C	23 対象F	24 完納保留F	

【WGT課税】				
1 登録番号種板C	2 登録番号種別	3 登録番号カナ	4 登録番号一連番号	5 登録番号予備
6 分配回日番号	7 業務種別C	8 処理年月日	9 処理時刻時	10 処理時刻分
11 処理時刻秒	12 処理時刻ミ秒	13 登録番号A支局C	14 登録番号A種板C	15 登録番号A種別
16 登録番号Aカナ	17 登録番号A一連番号	18 登録番号A予備	19 登録番号B支局C	20 登録番号B種板C
21 登録番号B種別	22 登録番号Bカナ	23 登録番号B一連番号	24 登録番号B予備	25 車台番号A
26 車台番号B	27 申請年月日	28 有効期間満了日	29 初度登録年月	30 用途CA
31 用途CB	32 諸元型式指定番号	33 諸元類別区分番号	34 形状C	35 定員C
36 定員1	37 定員2	38 排気量種別	39 排気量	40 積載量1
41 積載量2	42 車両重量	43 車両総重量1	44 車両長さ	45 車両高さ
46 車両幅	47 車両高さ	48 燃料C	49 塗色C	50 排出ガス適合C
51 型式C	52 型式	53 原動機型式識別C	54 原動機型式	55 所有者C
56 所有者C使用者	57 使用の本拠住所C	58 使用の本拠地等	59 使用の本拠未使用	60 分配所有者住所C
61 所有者住所番地等	62 所有者住所未使用	63 分配使用者住所C	64 使用者住所番地等	65 使用者住所未使用
66 メーカーC	67 車名	68 更新ビットA	69 更新ビットB	70 更新ビットC
71 更新ビットD	72 状態ビットA	73 状態ビットB	74 状態ビットC	75 状態ビットD
76 状態ビットE	77 状態ビットF	78 状態ビットG	79 所有者住所桁数	80 所有者住所
81 所有者氏名桁数	82 所有者氏名	83 使用者住所桁数	84 使用者住所	85 使用者氏名桁数
86 使用者氏名	87 車名C	88 グリーン化税制軽減対象C	89 改造車の前類別区分番号	90 使用の本拠都道府県C
91 使用の本拠市区町村C	92 使用の本拠大字通称名C	93 使用の本拠字丁目C	94 所有者住所都道府県C	95 所有者住所市区町村C
96 所有者住所大字通称名C	97 所有者住所字丁目C	98 使用者住所都道府県C	99 使用者住所市区町村C	100 使用者住所大字通称名C
101 使用者住所字丁目C	102 未使用	103 分配エラー件数	104 分配通番	105 読取年月日
106 OCR通番	107 申告C	108 取得原因	109 課税区分自動車税	110 課税区分自動車取得税
111 旧登録番号陸運支局等	112 旧登録番号種板C	113 旧登録番号カナ	114 旧登録番号一連番号	115 旧登録番号予備
116 登録年月日	117 申告初度登録年月	118 用途	119 納税義務者住所方書	120 納税義務者生年月日
121 納税義務者電話番号	122 種別	123 當自C	124 取得価額車両本体	125 取得価額付加物
126 自動車取得税課税標準額	127 自動車取得税税率	128 自動車取得税税額	129 低燃費車特別適用	130 低公害車特例
131 自動車税年税額	132 自動車税税額月割	133 自動車税税額	134 グリーン化特例	135 税額の合計
136 燃料の種類	137 取得前の用途	138 所有形態	139 取得税調定詳細区分C	140 自動車税調定詳細区分C
141 所有C	142 バスC	143 徴収猶予F	144 支局C	145 申告書同日番号
146 取得税証紙貼付額	147 自動車税証紙貼付額	148 申告書エラー件数	149 訂正F	150 自軽C
151 延滞金貼付額	152 取得税調定額	153 自動車税調定額	154 突合番号	155 納税義務者C
156 所有者納税者番号	157 所有者あて先番号	158 使用者納税者番号	159 使用者あて先番号	160 調定指示状態C
161 調定年月日	162 税率判定車種C	163 税率判定用途C	164 税率判定牽引C	165 税率判定定員C
166 税率判定低公害車C	167 税率判定燃料C	168 税率判定排気量C	169 税率判定積載量C	170 税率判定バスC
171 税率判定予備	172 税率C	173 年税額	174 グリーン化C	175 年税率
176 税率区分C	177 ASV特例C	178 区分1C	179 区分2C	180 定置場C

【WGT陸申告書】				
1 読取年月日	2 OCR通番	3 申告年月日	4 申告C	5 取得原因
6 課税区分自動車税	7 課税区分自動車取得税	8 登録番号陸運支局等	9 登録番号種板C	10 登録番号種別
11 登録番号カナ	12 登録番号一連番号	13 旧登録番号陸運支局等	14 旧登録番号種板C	15 旧登録番号種別
16 旧登録番号カナ	17 旧登録番号一連番号	18 登録年月日	19 初度登録年月	20 用途
21 納税義務者住所方書	22 納税義務者生年月日	23 納税義務者電話番号	24 種別	25 當自C
26 取得価額車両本体	27 取得価額付加物	28 自動車取得税課税標準額	29 自動車取得税税率	30 自動車取得税税額
31 時限的軽減措置	32 低燃費車特別適用	33 低公害車特例	34 自動車税年税額	35 自動車税税額月割
36 自動車税税額	37 グリーン化特例	38 税額の合計	39 燃料の種類	40 取得前の用途
41 所有形態	42 取得税調定詳細区分C	43 自動車税調定詳細区分C	44 所有C	45 バスC
46 徴収猶予F	47 支局C	48 同日番号	49 取得税証紙貼付額	50 自動車税証紙貼付額
51 申告書エラー件数	52 訂正F	53 自軽C	54 身障改造費	55 延滞金貼付額
56 当初税率C	57 税率区分C	58 ASV特例C	59 区分1C	60 区分2C
61 定置場C				

【WG1.1分記】				
1 当初登録番号標板C	2 当初登録番号種別	3 当初登録番号カナ	4 当初登録番号一連番号	5 当初登録番号予備
6 登録番号支局C	7 登録番号標板C	8 登録番号種別	9 登録番号カナ	10 登録番号一連番号
11 同日番号	12 業務種別C	13 処理年月日	14 処理時刻時	15 処理時刻分
16 処理時刻秒	17 処理時刻ミリ秒	18 登録番号A支局C	19 登録番号A標板C	20 登録番号A種別
21 登録番号Aカナ	22 登録番号A一連番号	23 登録番号A予備	24 登録番号B支局C	25 登録番号B標板C
26 登録番号B種別	27 登録番号Bカナ	28 登録番号B一連番号	29 登録番号B予備	30 車台番号A
31 車台番号B	32 申請年月日	33 有効期間満了日	34 初度登録年月	35 用途CA
36 用途CB	37 諸元型式指定番号	38 諸元類別区分番号	39 形状C	40 定員C
41 定員1	42 定員2	43 排気量種別	44 排気量	45 積載量1
46 積載量2	47 車両重量	48 車両総重量1	49 車両総重量2	50 車両長さ
51 車両幅	52 車両高さ	53 燃料C	54 塗色C	55 排出ガス適合C
56 型式C	57 型式	58 原動機型式識別C	59 原動機型式	60 所有者C
61 所有者C使用者	62 使用の本拠住所C	63 使用の本拠番地等	64 使用の本拠未使用	65 分配所有者住所C
66 所有者住所番地等	67 所有者住所未使用	68 分配使用者住所C	69 使用者住所番地等	70 使用者住所未使用
71 メーカーC	72 車名	73 更新ビットA	74 更新ビットB	75 更新ビットC
76 更新ビットD	77 状態ビットA	78 状態ビットB	79 状態ビットC	80 状態ビットD
81 状態ビットE	82 状態ビットF	83 状態ビットG	84 所有者住所桁数	85 所有者住所
86 所有者氏名桁数	87 所有者氏名	88 使用者住所桁数	89 使用者住所	90 使用者氏名桁数
91 使用者氏名	92 車名C	93 グリーン化税制軽減対象C	94 改造車の前類別区分番号	95 使用の本拠都道府県C
96 使用の本拠市区町村C	97 使用の本拠大字通称名C	98 使用の本拠字名丁目C	99 所有者住所都道府県C	100 所有者住所市区町村C
101 所有者住所大字通称名C	102 所有者住所字名丁目C	103 使用者住所都道府県C	104 使用者住所市区町村C	105 使用者住所大字通称名C
106 使用者住所字名丁目C	107 未使用	108 抹消処理年月日		

【WG1.2町村調整】				
1 対象年度	2 対象年月	3 市町村C	4 前月末控除不能額	5 申告額
6 修正申告額	7 免税点以下額	8 減免額	9 徴収済額	10 申告件数
11 修正申告件数	12 免税点以下件数	13 減免件数	14 収入済件数	15 過振納額
16 歳入還付額	17 歳出還付額	18 還付加算金額	19 増額調整額	20 減額調整額
21 過振納件数	22 歳入還付件数	23 歳出還付件数	24 還付加算件数	25 増額調整件数
26 減額調整件数	27 差引対象額	28 差引対象件数	29 口座更正額	30 今月末控除不能額
31 歳出調整額	32 期首滞納額	33 新規発生滞納額	34 差滞納調整額	35 徴収済滞納額
36 滞納額残高	37 滞納処分の停止額	38 期首滞納件数	39 新規発生滞納件数	40 差滞納調整件数
41 徴収済滞納件数	42 滞納額残高件数	43 滞納処分の停止件数	44 払込額	45 徴収取扱費

【WG1.3車検】				
1 当初登録番号支局C	2 当初登録番号標板C	3 当初登録番号種別	4 当初登録番号カナ	5 当初登録番号一連番号
6 当初登録番号予備	7 最新登録番号支局C	8 最新登録番号標板C	9 最新登録番号種別	10 最新登録番号カナ
11 最新登録番号一連番号	12 最新登録番号予備	13 業務種別C	14 申請年月日	15 車台番号
16 車台番号3	17 車検有効期限日	18 初度登録年月	19 用途C	20 諸元型式指定番号
21 諸元類別区分番号	22 定員C	23 定員1	24 定員2	25 排気量種別
26 排気量	27 積載量1	28 積載量2	29 車両重量	30 車両総重量1
31 車両総重量2	32 車両長さ	33 車両高さ	34 燃料C	35 塗色C
36 メーカーC	37 形状C	38 排出ガス適合C	39 型式C	40 型式
41 メーカーC	42 車名C	43 車名	44 原動機型式識別C	45 原動機型式
46 所有者C	47 所有者住所C	48 所有者番地	49 所有者氏名名称	50 所有者住所
51 所有者C使用者	52 使用者住所C	53 使用者番地	54 使用者氏名名称	55 使用者住所
56 使用の本拠住所C	57 使用の本拠番地等	58 所有者納税者番号	59 所有者宛先番号	60 使用者納税者番号
61 使用者宛先番号	62 実態課税納税者番号	63 実態課税宛先番号	64 納税義務者C	65 税率判定車種C
66 税率判定用途C	67 税率判定率引C	68 税率判定定員C	69 税率判定低公害車C	70 税率判定燃料C
71 税率判定排気量C	72 税率判定積載量C	73 税率判定パスC	74 税率判定予備	75 税率C
76 年税額	77 グリーン化税制軽減対象C	78 低燃費車C	79 グリーン化C	80 年税率
81 特別処理C	82 抹消転出C	83 最新調定詳細区分C	84 前類別区分番号	85 納税証明発行禁止C
86 パスC	87 下取りF	88 所有権留保者C	89 現年納税者番号	90 現年整理番号
91 翌年納税者番号	92 翌年整理番号	93 決議書番号	94 決裁年月日	95 決裁結果C
96 車種C	97 差押F	98 抵当権F	99 自動車基本整理番号	100 変更前納税者番号
101 変更前宛先番号	102 変更後納税者番号	103 変更後宛先番号	104 決裁処理区分	

【WG1.4経費】				
1 抹消年度	2 抹消区分F	3 登録番号	4 抹消年度内連番	5 登録番号標板C
6 登録番号予備	7 整理番号	8 所有者C	9 所有者C使用者	10 調定詳細区分C
11 所有者納税者番号	12 所有者宛先番号	13 所有者氏名名称	14 所有者住所	15 使用者納税者番号
16 使用者宛先番号	17 使用者氏名名称	18 使用者住所	19 本税未納額	20 延滞金未納額
21 課税保留開始年月日	22 メーカーC	23 用途C	24 差押F	25 抵当権F
26 抹消転出C	27 車台番号3	28 OCRシートF	29 指導抹消ハガキF	30 抹消通知ハガキF
31 取込み年月日	32 抽出条件1	33 抽出条件2	34 抽出条件3	35 抽出条件4
36 抽出条件5	37 抽出条件6	38 抽出条件7	39 抽出条件8	40 抽出条件9
41 抽出条件10	42 車検有効期限日	43 納税義務者C	44 実態課税納税者番号	45 実態課税宛先番号
46 期別1	47 期別2	48 期別3	49 期別4	50 期別5
51 未納額1	52 未納額2	53 未納額3	54 未納額4	55 未納額5
56 車名	57 型式	58 予備		

【WG1.5申告書】				
1 読取年月日	2 OCR通番	3 申告年月日	4 申告C	5 取得原因
6 課税区分自動車税	7 課税区分自動車取得税	8 登録番号陸連支局等	9 登録番号標板C	10 登録番号種別
11 登録番号カナ	12 登録番号一連番号	13 旧登録番号陸連支局等	14 旧登録番号標板C	15 旧登録番号種別
16 旧登録番号カナ	17 旧登録番号一連番号	18 登録年月日	19 初度登録年月	20 用途
21 納税義務者住所住所書	22 納税義務者生年月日	23 納税義務者電話番号	24 種別	25 営自C
26 取得価額車両本体	27 取得価額付加物	28 自動車取得税課税標準額	29 自動車取得税税率	30 自動車取得税税額
31 時限的軽減措置	32 低燃費車特別適用	33 低公害車特別	34 自動車税年税額	35 自動車税税額月割
36 自動車税税額	37 グリーン化特例	38 税額の合計	39 燃料の種類	40 取得前の用途
41 所有形態	42 取得税額調定詳細区分C	43 自動車税調定詳細区分C	44 所有C	45 パスC
46 徴収猶予F	47 支局C	48 同日番号	49 取得税証紙貼付額	50 自動車税証紙貼付額
51 申告書エラー件数	52 訂正F	53 自軽C	54 身障改造費	55 延滞金貼付額
56 当初税率C	57 税率区分C	58 ASV特例C	59 区分1C	60 区分2C
61 定置場C				

【WG1.6】				
1 登録番号標板C	2 登録番号種別	3 登録番号カナ	4 登録番号一連番号	5 登録番号予備
6 同日番号	7 業務種別C	8 処理年月日	9 処理時刻時	10 処理時刻分
11 処理時刻秒	12 処理時刻ミリ秒	13 登録番号A支局C	14 登録番号A標板C	15 登録番号A種別
16 登録番号Aカナ	17 登録番号A一連番号	18 登録番号A予備	19 登録番号B支局C	20 登録番号B標板C
21 登録番号B種別	22 登録番号Bカナ	23 登録番号B一連番号	24 登録番号B予備	25 車台番号A
26 車台番号B	27 申請年月日	28 有効期間満了日	29 初度登録年月	30 用途CA
31 用途CB	32 諸元型式指定番号	33 諸元類別区分番号	34 形状C	35 定員C
36 定員1	37 定員2	38 排気量種別	39 排気量	40 積載量1
41 積載量2	42 車両重量	43 車両総重量1	44 車両総重量2	45 車両長さ
46 車両幅	47 車両高さ	48 燃料C	49 塗色C	50 排出ガス適合C
51 型式C	52 型式	53 原動機型式識別C	54 原動機型式	55 所有者C
56 所有者C使用者	57 使用の本拠住所C	58 使用の本拠番地等	59 使用の本拠未使用	60 分配所有者住所C
61 所有者住所番地等	62 所有者住所未使用	63 分配使用者住所C	64 使用者住所番地等	65 使用者住所未使用
66 メーカーC	67 車名	68 更新ビットA	69 更新ビットB	70 更新ビットC
71 更新ビットD	72 状態ビットA	73 状態ビットB	74 状態ビットC	75 状態ビットD
76 状態ビットE	77 状態ビットF	78 状態ビットG	79 所有者住所桁数	80 所有者住所
81 所有者氏名桁数	82 所有者氏名	83 使用者住所桁数	84 使用者住所	85 使用者氏名桁数
86 使用者氏名	87 車名C	88 グリーン化税制軽減対象C	89 改造車の前類別区分番号	90 使用の本拠都道府県C
91 使用の本拠市区町村C	92 使用の本拠大字通称名C	93 使用の本拠字名丁目C	94 所有者住所都道府県C	95 所有者住所市区町村C
96 所有者住所大字通称名C	97 所有者住所字名丁目C	98 使用者住所都道府県C	99 使用者住所市区町村C	100 使用者住所大字通称名C
101 使用者住所字名丁目C	102 未使用	103 分配エラー件数	104 分配通番	

【WG1.7自動車税率】				
1 年度	2 自動車税税率C	3 税率判定車種C	4 税率判定用途C	5 税率判定率引C
6 税率判定定員C	7 税率判定低公害車C	8 税率判定排気量C	9 税率判定積載量C	10 税率判定燃料C
11 税率判定パスC	12 税率判定予備	13 年税額	14 適要	15 交付税基準額
16 出力順位	17 統計行番号	18 自治省行番号	19 交付税行番号	

【WG1.8取得税税率】				
--------------	--	--	--	--

1	自軽C	2	税率区分C	3	営自C	4	区分1C	5	区分2C
6	開始年月日	7	終了年月日	8	税率	9	名称	10	摘要1
11	摘要2								

(WGW障害判定)

1	障害分類C	2	障害表示番号	3	障害名C	4	身障等級C	5	障害点数
6	メッセージ	7	本人運転対象F	8	介添運転対象F				

【WGTOSS申告書】				
1 読取年月日	2 OCR通番	3 受付番号	4 手続種別ID	5 申告C
6 申告年月日	7 取得原因	8 課税区分自動車税	9 課税区分自動車取得税	10 取得税調定詳細区分C
11 自動車税調定詳細区分C	12 支局C	13 自軽C	14 登録番号標板C	15 登録番号種別
16 登録番号力ナ	17 登録番号一連番号	18 登録番号予備	19 旧登録番号標板C	20 旧登録番号種別
21 旧登録番号力ナ	22 旧登録番号一連番号	23 旧登録番号予備	24 登録年月日申告書	25 初度登録年月
26 用途	27 種別	28 営自C	29 取得価額車両本体	30 取得価額付加物
31 自動車取得税課税標準額	32 自動車取得税税率	33 自動車取得税税額	34 時限的軽減措置	35 低燃費車特例適用
36 低公害車特例	37 自動車年税額	38 自動車税税額月割	39 自動車税税額	40 グリーン化特例
41 税額の合計	42 取得前の用途	43 所有形態	44 申告書イメージ作成F	45 申告書イメージ作成F更新年月日
46 OSS申告書情報				

【WGTOSS廃申告書】				
1 読取年月日	2 OCR通番	3 受付番号	4 手続種別ID	5 申告C
6 申告年月日	7 取得原因	8 課税区分自動車税	9 課税区分自動車取得税	10 取得税調定詳細区分C
11 自動車税調定詳細区分C	12 支局C	13 自軽C	14 登録番号標板C	15 登録番号種別
16 登録番号力ナ	17 登録番号一連番号	18 登録番号予備	19 旧登録番号標板C	20 旧登録番号種別
21 旧登録番号力ナ	22 旧登録番号一連番号	23 旧登録番号予備	24 登録年月日申告書	25 初度登録年月
26 用途	27 種別	28 営自C	29 取得価額車両本体	30 取得価額付加物
31 自動車取得税課税標準額	32 自動車取得税税率	33 自動車取得税税額	34 時限的軽減措置	35 低燃費車特例適用
36 低公害車特例	37 自動車年税額	38 自動車税税額月割	39 自動車税税額	40 グリーン化特例
41 税額の合計	42 取得前の用途	43 所有形態	44 申告書イメージ作成F	45 申告書イメージ作成F更新年月日
46 OSS申告書情報	47 税率区分C	48 ASV特例C	49 区分1C	50 区分2C
51 定置場C				

【WGTOSS納付番号管理】				
1 納付番号	2 受付番号	3 納付区分	4 納付依頼年月日	5 納付依頼金額
6 確認番号	7 登録番号標板C	8 登録番号種別	9 登録番号力ナ	10 登録番号一連番号
11 登録番号予備	12 読取年月日	13 OCR通番	14 税目C	15 整理番号
16 期別	17 調定区分C	18 登録年月日	19 科目C	20 還付先納税者番号
21 調定年月日	22 調定年度	23 納付金額チェックF	24 納付金額チェックF更新年月日	25 調定指示F
26 調定指示F更新年月日	27 未消し分割F	28 未消し分割F更新年月日		

【WGMOSS申告書調定変換】				
1 読取年月日	2 OCR通番	3 受付番号	4 税目C	5 整理番号
6 期別	7 調定区分C	8 登録年月日	9 科目C	10 還付先納税者番号

【WGSOSS取得税統計】				
1 統計年月	2 事務所C	3 調定詳細区分C	4 特別処理C	5 車種C
6 税率判定用途C	7 税率判定率引C	8 税率判定排気量C	9 税率判定定積載量C	10 税率判定バスC
11 全増統計件数	12 一部増統計件数	13 全増調定額	14 一部増調定額	15 全減統計件数
16 一部減統計件数	17 全減調定額	18 一部減調定額	19 現過C	20 徴収区分
21 税率区分C	22 ASV特例C	23 区分1C	24 区分2C	

【WHMSPC情報】				
1 当初整理番号	2 信託番号	3 SPC整理番号	4 SPC宛先	5 契約期間始期
6 契約期間終期	7 特定信託名称	8 異動年月日		

【WHM仮装処理等】				
1 当初整理番号	2 仮装租税区分C	3 事業年度始期発生	4 事業年度終期発生	5 事業年度始期控除
6 事業年度終期控除	7 発生日	8 県民税	9 県民税控除額	10 事業税
11 事業税控除額	12 特別税	13 特別税控除額		

【WHM基本履歴】				
1 基本種別C	2 項目番号	3 基本情報キー	4 変更年月日	5 変更時間
6 変更C	7 変更内容全角			

【WHM繰越欠損】				
1 当初整理番号	2 欠損災害区分C	3 事業年度始期発生	4 事業年度始期控除	5 発生控除区分C
6 当期欠損金	7 控除未済欠損金	8 当期控除額	9 翌期繰越額	

【WHM県民税】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 当初整理番号	9 県税割超過F	10 県均等割超過F
11 県法人税額	12 県民税加減算区分C1	13 県民税加減算金額1	14 県民税加減算区分C2	15 県民税加減算金額2
16 県民税加減算区分C3	17 県民税加減算金額3	18 県民税加減算区分C4	19 県民税加減算金額4	20 県民税加減算区分C5
21 県民税加減算金額5	22 県民税加減算区分C6	23 県民税加減算金額6	24 県民税加減算区分C7	25 県民税加減算金額7
26 県民税加減算区分C8	27 県民税加減算金額8	28 県民税加減算区分C9	29 県民税加減算金額9	30 県民税加減算区分C10
31 県民税加減算金額10	32 県課税標準額総額今回	33 県課税標準額総額前回	34 県課税標準額総額前回差	35 県分割標準額本県分今回
36 県分割標準額本県分前回	37 県分割標準額本県分前回差	38 県民税税率	39 県法人税割額今回	40 県法人税割額前回
41 県法人税割額前回差	42 県外国控除額今回	43 県外国控除額前回	44 県外国控除額前回差	45 県仮装控除額今回
46 県仮装控除額前回	47 県仮装控除額前回差	48 県仮装控除額原資	49 県利子割控除額今回	50 県利子割控除額前回
51 県利子割控除額前回差	52 県差引法人税割額今回	53 県差引法人税割額前回	54 県差引法人税割額前回差	55 県税割既納付額今回
56 県税割既納付額前回	57 県税割既納付額前回差	58 県租税控除額今回	59 県租税控除額前回	60 県租税控除額前回差
61 県租税控除原資	62 利子割既還付分納付額今回	63 利子割既還付分納付額前回	64 利子割既還付分納付額前回差	65 利子割既還付分納付額累計今回
66 利子割既還付分納付額累計前回	67 利子割既還付分納付額累計前回差	68 県税割納付すべき額今回	69 県税割納付すべき額前回	70 県税割納付すべき額前回差
71 県均等割月数今回	72 県均等割月数処理済	73 県均等割額今回	74 県均等割額前回	75 県均等割額前回差
76 県均等割既納付額今回	77 県均等割既納付額前回	78 県均等割既納付額前回差	79 県均等割納付すべき額今回	80 県均等割納付すべき額前回
81 県均等割納付すべき額前回差	82 県民税納付すべき額今回	83 県民税納付すべき額前回	84 県民税納付すべき額前回差	85 県見込納付額今回
86 県見込納付額前回	87 県見込納付額前回差	88 県税割見込納付額今回	89 県税割見込納付額前回	90 県税割見込納付額前回差
91 県均等割見込納付額今回	92 県均等割見込納付額前回	93 県均等割見込納付額前回差	94 県利子割額今回	95 県利子割額前回
96 県利子割額前回差	97 県利子割還付額今回	98 県利子割還付額前回	99 県利子割還付額前回差	100 県既還付請求利子割額今回
101 県既還付請求利子割額前回	102 県既還付請求利子割額前回差	103 県利子割還付累計額今回	104 県利子割還付累計額前回	105 県利子割還付累計額前回差
106 県利子割収入金額	107 県税割確定額今回	108 県税割確定額前回	109 県税割確定額前回差	110 県税割調定額
111 県税割減額可能額	112 県税割統計件数	113 県税割超過年度減額額	114 県税割超過年度減額件数	115 県均等割確定額今回
116 県均等割確定額前回	117 県均等割確定額前回差	118 県均等割調定額	119 県均等割減額可能額	120 県均等割統計件数
121 県均等割超過年度減額額	122 県均等割超過年度減額件数	123 県税割超過確定額今回	124 県税割超過確定額前回	125 県税割超過調定額
126 県税割超過減額可能額	127 県税割超過統計件数	128 県税割超過超過年度減額額	129 県税割超過超過年度減額件数	130 県均等割超過確定額今回
131 県均等割超過確定額前回	132 県均等割超過調定額	133 県均等割超過減額可能額	134 県均等割超過統計件数	135 県均等割超過超過年度減額額
136 県均等割超過超過年度減額件数	137 県税割災害減免事由	138 県税割災害減免累計	139 県税割災害減免事由	140 県均等割災害減免事由
141 県均等割災害減免	142 県均等割災害減免累計	143 県災害減免	144 県災害減免累計	

【WHM事業税】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 当初整理番号	9 事超過F	10 事法人税所得金額
11 所得計算区分C1	12 所得計算金額1	13 所得計算区分C2	14 所得計算金額2	15 所得計算区分C3
16 所得計算金額3	17 所得計算区分C4	18 所得計算金額4	20 所得計算金額5	20 所得計算区分C5
21 所得計算区分C6	22 所得計算金額6	23 所得計算区分C7	24 所得計算金額7	25 所得計算区分C8
26 所得計算金額8	27 加算コード小計	28 所得計算区分C9	29 所得計算金額9	30 所得計算区分C10
31 所得計算金額10	32 所得計算区分C11	33 所得計算金額11	34 所得計算区分C12	35 所得計算金額12
36 所得計算区分C13	37 所得計算金額13	38 所得計算区分C14	39 所得計算金額14	40 所得計算区分C15
41 所得計算金額15	42 減算コード小計	43 仮計	44 外国事業に帰属する所得	45 益金繰入受取配当
46 再仮計	47 林業に係る所得	48 鉱物の採掘	49 社会保険等の医療所得	50 農事組合人
51 非課税所得小計	52 所得金額差引計	53 前5年以内の繰越欠損金	54 私財提供	55 所得金額再差引計
56 医療法人収入金額按分	57 社会保険分医療収入金額計	58 その他収入小計	59 その他事業収入小計	60 医療事業経費収入
61 医療事業所得金額	62 その他事業所得金額	63 土地譲渡益等	64 社会保険分所得金額	65 当期分所得金額
66 前5年以内繰越欠損等	67 課税標準額6今回	68 課税標準額6前回	69 課税標準額6前回差	70 課税標準額6前回差
71 事業税率6	72 事業税率6今回	73 事業税率6前回	74 事業税率6前回差	75 課税標準額9今回
76 課税標準額9前回	77 課税標準額9前回差	78 事業税率9	79 事業税率9今回	80 事業税率9前回
81 事業税率9前回差	82 課税標準額12今回	83 課税標準額12前回	84 課税標準額12前回差	85 事業税率12
86 事業税率12今回	87 事業税率12前回	88 事業税率12前回差	89 課税標準額その他今回	90 課税標準額その他前回
91 課税標準額その他前回差	92 事業税率その他	93 事業税率その他今回	94 事業税率その他前回	95 事業税率その他前回差
96 事合計事業税額今回	97 事合計事業税額前回	98 事合計事業税額前回差	99 負担変動控除額今回	100 負担変動控除額前回
101 負担変動控除額前回差	102 事仮装控除額今回	103 事仮装控除額前回	104 事仮装控除額前回差	105 事仮装控除額原資
106 事租税控除額今回	107 事租税控除額前回	108 事租税控除額前回差	109 事既納付額今回	110 事既納付額前回
111 事既納付額前回差	112 事見込納付額今回	113 事見込納付額前回	114 事見込納付額前回差	115 事見込納付額前回差
116 事納付すべき額今回	117 事納付すべき額前回	118 事納付すべき額前回差	119 事確定額今回	120 事確定額前回

121	事確定額前回差	122	事調定額	123	事減額可能額	124	事統計件数	125	事過年度減額額
126	事過年度減額件数	127	事超過確定額今回	128	事超過確定額前回	129	事超過調定額	130	事超過減額可能額
131	事超過統計件数	132	事超過過年度減額額	133	事超過過年度減額件数	134	事課税免除事由C	135	事課税免除
136	事課税免除累計	137	事不均一課税事由	138	事不均一課税	139	事不均一課税累計	140	事災害減免事由
141	事災害減免	142	事災害減免累計	143	事免除額等	144	事免除額等累計		

【WHM事業報告詳細】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 当初整理番号	9 税割C	10 事税割超過F
11 事税割総額今回	12 事税割総額前回	13 事税割総額前回差	14 事税割課税額今回	15 事税割課税額前回
16 事税割課税額前回差	17 事税割税率	18 事税割税率今回	19 事税割税率前回	20 事税割税率前回差
21 負担変動控除額内訳今回	22 負担変動控除額内訳前回	23 負担変動控除額内訳前回差	24 事税割仮装控除額内訳今回	25 事税割仮装控除額内訳前回
26 事税割仮装控除額内訳前回差	27 事税割租税控除額内訳今回	28 事税割租税控除額内訳前回	29 事税割租税控除額内訳前回差	30 事税割既納付額内訳今回
31 事税割既納付額内訳前回	32 事税割既納付額内訳前回差	33 事税割見込納付額内訳今回	34 事税割見込納付額内訳前回	35 事税割見込納付額内訳前回差
36 事税割納付すべき額内訳今回	37 事税割納付すべき額内訳前回	38 事税割納付すべき額内訳前回差	39 事税割確定額今回	40 事税割確定額前回
41 事税割確定額前回差	42 事税割調定額	43 事税割減額可能額	44 事税割統計件数	45 事税割過年度減額額
46 事税割過年度減額件数	47 事税割超過確定額今回	48 事税割超過確定額前回	49 事税割超過調定額	50 事税割超過減額可能額
51 事税割超過統計件数	52 事税割超過過年度減額額	53 事税割超過過年度減額件数	54 事税割課税免除事由	55 事税割課税免除
56 事税割課税免除累計	57 事税割不均一課税事由	58 事税割不均一課税	59 事税割不均一課税累計	60 事税割災害減免事由
61 事税割災害減免	62 事税割災害減免累計	63 事税割免除額等	64 事税割免除額等累計	

【WHM事業年度】				
1 整理番号	2 期別	3 当初整理番号	4 事業年度終期	5 最新申告処理年月日
6 特例災害延長年月日	7 災害延長納期限	8 災害延長指定納期限	9 設置年月日1	10 設置年月日2
11 廃止年月日1	12 廃止年月日2	13 資本金	14 積立金	15 資本準備金
16 法人区分C	17 分割区分C	18 課税標準区分C	19 分割基準区分C1	20 分割基準区分C2
21 延長事月数	22 延長県月数	23 法人状態C	24 最新調定済C	25 課税月数
26 事分割市町村有無F	27 産業分類	28 最新異動事由C		

【WHM事業年度2】				
1 整理番号	2 期別	3 当初整理番号	4 連結対象F	5 連結開始年月日
6 連結終了年月日	7 解散事由C	8 翌期予定申告対象F	9 翌期予定申告対象年月	10 合併前法人状態C
11 譲渡可否F	12 変更前事業年度終期	13 収益開始前課税標準区分C	14 調定区分C01	15 登録年月日01
16 事分割基準C301	17 事分割3総数01	18 事分割3本県分01	19 調定区分C02	20 登録年月日02
21 事分割基準C302	22 事分割3総数02	23 事分割3本県分02	24 調定区分C03	25 登録年月日03
26 事分割基準C303	27 事分割3総数03	28 事分割3本県分03	29 調定区分C04	30 登録年月日04
31 事分割基準C304	32 事分割3総数04	33 事分割3本県分04	34 調定区分C05	35 登録年月日05
36 事分割基準C305	37 事分割3総数05	38 事分割3本県分05	39 調定区分C06	40 登録年月日06
41 事分割基準C306	42 事分割3総数06	43 事分割3本県分06	44 調定区分C07	45 登録年月日07
46 事分割基準C307	47 事分割3総数07	48 事分割3本県分07	49 調定区分C08	50 登録年月日08
51 事分割基準C308	52 事分割3総数08	53 事分割3本県分08	54 調定区分C09	55 登録年月日09
56 事分割基準C309	57 事分割3総数09	58 事分割3本県分09	59 調定区分C10	60 登録年月日10
61 事分割基準C310	62 事分割3総数10	63 事分割3本県分10	64 通知書送付先	65 通知書用納税者番号
66 通知書用納税者宛先番号	67 予備			

【WHM税理士】				
1 納税者番号	2 宛先番号	3 税理士	4 異動事由C	5 異動年月日
6 所属C	7 事務所C			

【WHM統計情報月報1】				
1 事務所C	2 分割区分C	3 統計年度	4 統計年月	5 テーブル番号
6 当月分現年度	7 当月分過年度	8 当月分合計	9 累計分現年度	10 累計分過年度
11 累計分合計				

【WHM統計情報月報3】				
1 事務所C	2 分割区分C	3 統計年度	4 統計年月	5 テーブル番号
6 当月分現年度	7 当月分過年度	8 当月分合計	9 累計分現年度	10 累計分過年度
11 累計分合計				

【WHM統計情報月報8】				
1 事務所C	2 分割区分C	3 統計年度	4 統計年月	5 テーブル番号
6 当月分現年度	7 当月分過年度	8 当月分合計	9 累計分現年度	10 累計分過年度
11 累計分合計				

【WHM統計情報月報9】				
1 統計年度	2 統計年月	3 詳細科目C	4 収入金課税以外分	5 農林水産業
6 建設業	7 製造業	8 運輸通信業	9 卸売小売飲食店	10 銀行業
11 証券業	12 その他金融業	13 不動産業	14 サービス業	15 以上既以外の事業
16 収入金課税分	17 電気ガス供給業	18 保険業	19 合計	20 当月利子割還付額
21 累計利子割還付額	22 所得割	23 付加価値割	24 資本割	25 外形合計

【WHM統計情報月報資料1】				
1 事務所C	2 業種区分	3 統計年度	4 統計年月	5 詳細科目C
6 当月分県内法人	7 当月分県外分割法人	8 当月分県外分割法人	9 当月分合計	10 累計分県内法人
11 累計分県内分割法人	12 累計分県外分割法人	13 累計分合計		

【WHM分割基準情報】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 当初整理番号	9 分割区分C	10 府県数
11 県分割総数	12 県分割本県分	13 事分割基準C1	14 事分割1総数	15 事分割1本県分
16 事分割基準C2	17 事分割2総数	18 事分割2本県分	19 事鉄道業F	20 事分割鉄道業売上高割鉄道分
21 事分割鉄道業売上高割その他分	22 事旧固定総数	23 事旧固定本県分	24 事新固定総数	25 事新固定本県分
26 事旧発電総数	27 事旧発電本県分	28 事新発電総数	29 事新発電本県分	

【WHM分割基準情報詳細】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 県C	9 当初整理番号	10 レコード種別C
11 県市町村C	12 事分割基準C1	13 事分割基準C2	14 一般県民税	15 事業税1
16 事業税2	17 新固定資産	18 旧固定資産	19 新発電資産	20 旧発電資産
21 電気県民税	22 その他F			

【WHM分類市町村】				
1 当初整理番号	2 事業年度始期	3 管轄事務所C01	4 管轄事務所C02	5 管轄事務所C03
6 管轄事務所C04	7 管轄事務所C05	8 管轄事務所C06	9 管轄事務所C07	10 管轄事務所C08
11 管轄事務所C09	12 管轄事務所C10	13 管轄事務所C11	14 管轄事務所C12	15 管轄事務所C13
16 管轄事務所C14	17 管轄事務所C15	18 管轄事務所C16	19 管轄事務所C17	20 管轄事務所C18
21 管轄事務所C19	22 管轄事務所C20	23 管轄事務所C21	24 管轄事務所C22	25 管轄事務所C23
26 管轄事務所C24	27 管轄事務所C25	28 管轄事務所C26	29 管轄事務所C27	30 管轄事務所C28
31 管轄事務所C29	32 管轄事務所C30	33 管轄事務所C31	34 管轄事務所C32	35 管轄事務所C33
36 管轄事務所C34	37 管轄事務所C35	38 管轄事務所C36	39 管轄事務所C37	40 管轄事務所C38
41 管轄事務所C39	42 管轄事務所C40	43 管轄事務所C41	44 管轄事務所C42	45 管轄事務所C43
46 管轄事務所C44	47 管轄事務所C45	48 管轄事務所C46	49 管轄事務所C47	50 管轄事務所C48
51 管轄事務所C49	52 管轄事務所C50	53 管轄事務所C51	54 管轄事務所C52	55 管轄事務所C53
56 管轄事務所C54	57 管轄事務所C55	58 管轄事務所C56	59 管轄事務所C57	60 管轄事務所C58
61 管轄事務所C59	62 管轄事務所C60	63 管轄事務所C61	64 管轄事務所C62	65 管轄事務所C63
66 管轄事務所C64	67 管轄事務所C65	68 管轄事務所C66	69 管轄事務所C67	70 管轄事務所C68
71 管轄事務所C69	72 管轄事務所C70	73 管轄事務所C71	74 管轄事務所C72	75 管轄事務所C73
76 管轄事務所C74	77 管轄事務所C75	78 管轄事務所C76	79 管轄事務所C77	80 管轄事務所C78
81 管轄事務所C79	82 管轄事務所C80	83 管轄事務所C81	84 管轄事務所C82	85 管轄事務所C83
86 管轄事務所C84	87 管轄事務所C85	88 管轄事務所C86	89 管轄事務所C87	90 管轄事務所C88
91 管轄事務所C89	92 管轄事務所C90	93 管轄事務所C91	94 管轄事務所C92	95 管轄事務所C93
96 管轄事務所C94	97 管轄事務所C95	98 管轄事務所C96	99 管轄事務所C97	100 管轄事務所C98
101 管轄事務所C99	102 管轄事務所C100	103 市町村C01	104 市町村C02	105 市町村C03
106 市町村C04	107 市町村C05	108 市町村C06	109 市町村C07	110 市町村C08
111 市町村C09	112 市町村C10	113 市町村C11	114 市町村C12	115 市町村C13
116 市町村C14	117 市町村C15	118 市町村C16	119 市町村C17	120 市町村C18
121 市町村C19	122 市町村C20	123 市町村C21	124 市町村C22	125 市町村C23
126 市町村C24	127 市町村C25	128 市町村C26	129 市町村C27	130 市町村C28
131 市町村C29	132 市町村C30	133 市町村C31	134 市町村C32	135 市町村C33
136 市町村C34	137 市町村C35	138 市町村C36	139 市町村C37	140 市町村C38
141 市町村C39	142 市町村C40	143 市町村C41	144 市町村C42	145 市町村C43
146 市町村C44	147 市町村C45	148 市町村C46	149 市町村C47	150 市町村C48
151 市町村C49	152 市町村C50	153 市町村C51	154 市町村C52	155 市町村C53
156 市町村C54	157 市町村C55	158 市町村C56	159 市町村C57	160 市町村C58
161 市町村C59	162 市町村C60	163 市町村C61	164 市町村C62	165 市町村C63
166 市町村C64	167 市町村C65	168 市町村C66	169 市町村C67	170 市町村C68
171 市町村C69	172 市町村C70	173 市町村C71	174 市町村C72	175 市町村C73
176 市町村C74	177 市町村C75	178 市町村C76	179 市町村C77	180 市町村C78
181 市町村C79	182 市町村C80	183 市町村C81	184 市町村C82	185 市町村C83
186 市町村C84	187 市町村C85	188 市町村C86	189 市町村C87	190 市町村C88
191 市町村C89	192 市町村C90	193 市町村C91	194 市町村C92	195 市町村C93
196 市町村C94	197 市町村C95	198 市町村C96	199 市町村C97	200 市町村C98
201 市町村C99	202 市町村C100	203 市町村有無F01	204 市町村有無F02	205 市町村有無F03
206 市町村有無F04	207 市町村有無F05	208 市町村有無F06	209 市町村有無F07	210 市町村有無F08
211 市町村有無F09	212 市町村有無F10	213 市町村有無F11	214 市町村有無F12	215 市町村有無F13
216 市町村有無F14	217 市町村有無F15	218 市町村有無F16	219 市町村有無F17	220 市町村有無F18
221 市町村有無F19	222 市町村有無F20	223 市町村有無F21	224 市町村有無F22	225 市町村有無F23
226 市町村有無F24	227 市町村有無F25	228 市町村有無F26	229 市町村有無F27	230 市町村有無F28
231 市町村有無F29	232 市町村有無F30	233 市町村有無F31	234 市町村有無F32	235 市町村有無F33
236 市町村有無F34	237 市町村有無F35	238 市町村有無F36	239 市町村有無F37	240 市町村有無F38
241 市町村有無F39	242 市町村有無F40	243 市町村有無F41	244 市町村有無F42	245 市町村有無F43
246 市町村有無F44	247 市町村有無F45	248 市町村有無F46	249 市町村有無F47	250 市町村有無F48
251 市町村有無F49	252 市町村有無F50	253 市町村有無F51	254 市町村有無F52	255 市町村有無F53
256 市町村有無F54	257 市町村有無F55	258 市町村有無F56	259 市町村有無F57	260 市町村有無F58
261 市町村有無F59	262 市町村有無F60	263 市町村有無F61	264 市町村有無F62	265 市町村有無F63
266 市町村有無F64	267 市町村有無F65	268 市町村有無F66	269 市町村有無F67	270 市町村有無F68
271 市町村有無F69	272 市町村有無F70	273 市町村有無F71	274 市町村有無F72	275 市町村有無F73
276 市町村有無F74	277 市町村有無F75	278 市町村有無F76	279 市町村有無F77	280 市町村有無F78
281 市町村有無F79	282 市町村有無F80	283 市町村有無F81	284 市町村有無F82	285 市町村有無F83
286 市町村有無F84	287 市町村有無F85	288 市町村有無F86	289 市町村有無F87	290 市町村有無F88
291 市町村有無F89	292 市町村有無F90	293 市町村有無F91	294 市町村有無F92	295 市町村有無F93
296 市町村有無F94	297 市町村有無F95	298 市町村有無F96	299 市町村有無F97	300 市町村有無F98
301 市町村有無F99	302 市町村有無F100			

【WHM別表5の2等】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 当初整理番号	9 申告年月日	10 別表5の2報贈給与額
11 別表5の2純支払利子	12 別表5の2純支払賃借料	13 別表5の2準年度損益	14 別表5の2期末資本金額	15 別表5の2期末資本金合算額
16 別表5の2期末資本増立金額	17 別表5の2資本等の金額	18 別表5の2控除額計算	19 雇用者給与等支給増加額	20 総額計算報贈給与額
21 総額計算純支払利子	22 総額計算純支払賃借料	23 総額計算準年度損益	24 外国事業報贈給与額	25 外国事業純支払利子
26 外国事業純支払賃借料	27 外国事業準年度損益	28 外国事業計算方法	29 外国事業従業者数	30 外国事業総従業者数
31 林業報贈給与額	32 林業純支払利子	33 林業純支払賃借料	34 鉱物報贈給与額	35 鉱物純支払利子
36 鉱物純支払賃借料	37 農業報贈給与額	38 農業純支払利子	39 農業純支払賃借料	40 鉱物精報贈給与額
41 鉱物精純支払利子	42 鉱物精純支払賃借料	43 鉱物収入買差引額	44 鉱物鉱物価格	45 資本等の金額
46 収入金以外従業者数	47 総従業者数	48 特定内国法人資本等の金額	49 特定内国法人特定子会社控除額	50 特定内国法人外国事業控除額
51 特定内国法人非課税従業者数	52 特定内国法人国内従業者数	53 特例適用対象法人資本等の金額	54 特例対象法人第72条1号加算	55 特例対象法人第9条控除額
56 特例対象法人資本金の額	57 特例対象法人資本準備金	58 特例適用対象法人資本金の額	59 特例対象法人第9条第1項の額	60 特例法人課税特例控除割合分子
61 特例法人課税特例控除割合分母	62 特例適用対象法人帳簿価格	63 特例適用対象法人総資産価格	64 特例課税標準特例控除額	65 外国法人資本等の金額
66 外国法人外国従業者数	67 外国法人総従業者数	68 外国法人非課税収入金従業者数	69 外国法人国内従業者数	70 役員使用人給与計
71 加算又は減算	72 掛金	73 控除額	74 派遣をした者支払計	75 労働者派遣報酬給与
76 派遣を受けた者支払計	77 支払利子	78 受取利子	79 支払賃借料	80 受取賃借料

【WHM法人異動】				
1 当初整理番号	2 通番	3 異動区分C	4 異動年月日	5 異動前決算期1
6 異動前決算期2	7 異動後決算期1	8 異動後決算期2		

【WHM法人基本】				
1 登録年月日	2 事務所C	3 税務署C	4 整理番号	5 当初整理番号
6 旧整理番号	7 資本金	8 積立金	9 決算月日1	10 決算月日2
11 法人区分C	12 分割区分C	13 課税標準区分C	14 自主調査C	15 見込対象F
16 延長事月数	17 延長県月数	18 災害県延長開始年月日	19 災害県延長終了年月日	20 納税者番号
21 納税者宛先番号	22 課税場所納税者番号	23 課税場所納税者宛先番号	24 代表者名	25 送付先C
26 申告書送付先納税者番号	27 申告書送付先納税者宛先番号	28 連結納税C	29 SPC整理番号	30 合併整理番号
31 合併納税者番号	32 合併納税者宛先番号	33 引継引受F	34 引継整理番号	35 引継年月日
36 引受整理番号	37 引受年月日	38 解散年月日	39 清算開始事業年度始期	40 清算開始事業年度終期
41 清算終了事業年度始期	42 清算終了事業年度終期	43 関与税理士	44 異動番号	45 信託番号
46 産業中分類C	47 法人状態C	48 検索用代表者名		

【WHM法人減額原価】				
1 減先税目C	2 減先整理番号	3 減先期別	4 減先調定区分C	5 減先登録年月日
6 減先科目C	7 減先還付先納税者番号	8 減元税目C	9 減元整理番号	10 減元期別
11 減元調定区分C	12 減元登録年月日	13 減元科目C	14 減元還付先納税者番号	15 事務所C
16 当初整理番号	17 事減額額	18 事所得割減額額	19 事付加価値割減額額	20 事資本割減額額
21 事収入割減額額	22 事超過減額額	23 事所得割超過減額額	24 事付加価値割超過減額額	25 事資本割超過減額額
26 事収入割超過減額額	27 県税割減額額	28 県均等割減額額	29 県税割超過減額額	30 県均等割超過減額額
31 事所得割減額額	32 事収入割減額額			

【WHM法人確定】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 事務所C	9 申告期限	10 申告年月日
11 調定年月日	12 法定納期限	13 納期限	14 災害延長納期限	15 指定納期限
16 災害延長指定納期限	17 特例災害延長長期限	18 商法延長納期限	19 繰上徴収年月日	20 更新年月日
21 誤謬済F	22 誤謬調定区分C	23 誤謬登録年月日	24 統計年度	25 統計年月
26 納付番号	27 調定指示状態C	28 当初整理番号	29 事業年度終期	30 現過区分C
31 資本金	32 積立金	33 資本準備金	34 強制留保C	35 保留期限
36 更正決定理由C	37 更正決定年月日	38 更正決定通知日	39 更正請求年月日	40 国税処理区分C
41 国税申告年月日	42 修正申告提出期限	43 確定申告年月日	44 決議書等出力年月日	45 納税告知書発付日
46 他県通知年月日	47 資本金区分C	48 分割区分C	49 利子割番号	

【WHM法人調定加算金】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 本税調定区分C	9 本税登録年月日	10 事務所C
11 申告期限	12 申告年月日	13 調定年月日	14 法定納期限	15 納期限
16 災害延長納期限	17 指定納期限	18 災害延長指定納期限	19 特例災害延長長期限	20 商法延長納期限
21 繰上徴収年月日	22 更新年月日	23 誤謬済F	24 誤謬調定区分C	25 誤謬登録年月日
26 統計年度	27 統計年月	28 統計件数	29 納付番号	30 調定指示状態C
31 調定額合計	32 事業税調定額	33 特別税調定額	34 減額可能額合計	35 事業税減額可能額
36 特別税減額可能額	37 過年度減額額合計	38 事業税過年度減額額	39 特別税過年度減額額	40 過年度減額件数
41 今回加算金額合計	42 事業税今回加算金額	43 特別税今回加算金額	44 当初整理番号	45 事業年度終期
46 現過区分C	47 強制留保C	48 更正決定年月日	49 更正決定通知日	50 国税処理区分C
51 国税申告年月日	52 確定申告年月日	53 決議書等出力年月日	54 納税告知書発付日	55 他県通知年月日
56 分割区分C	57 課税標準額所得割今回	58 課税標準額付加価値割今回	59 課税標準額資本割今回	60 課税標準額収入割今回
61 課税標準額所得割前回	62 課税標準額付加価値割前回	63 課税標準額資本割前回	64 課税標準額収入割前回	65 重加対象所得割
66 重加対象付加価値割	67 重加対象資本割	68 重加対象収入割	69 正当増差額所得割	70 正当増差額付加価値割
71 正当増差額資本割	72 正当増差額収入割	73 今回増差分所得割累計	74 今回増差分付加価値割累計	75 今回増差分資本割累計
76 今回増差分収入割累計	77 重加対象所得割累計	78 重加対象付加価値割累計	79 重加対象資本割累計	80 重加対象収入割累計
81 正当増差額所得割累計	82 正当増差額付加価値割累計	83 正当増差額資本割累計	84 正当増差額収入割累計	85 重加以外に基づく所得税額
86 重加以外に基づく付加価値税額	87 重加以外に基づく資本税額	88 重加以外に基づく収入税額	89 重加以外に基づく特別税所得税額	90 重加以外に基づく特別税収入税額
91 正当増差分所得税額	92 正当増差分付加価値税額	93 正当増差分資本税額	94 正当増差分収入税額	95 正当増差分特別税所得税額
96 正当増差分特別税収入税額	97 今回税額事業税	98 今回税額特別税	99 今回増差税額事業税	100 今回増差税額特別税
101 加算金対象税額	102 加算金率	103 加算金合計	104 期限内申告税額調整	105 加重加算金対象税額
106 加重計算控除税額	107 加重計算対象税額	108 加重加算金率	109 加重加算金額	110 加算金手入力F
111 加算金調整F	112 加算金按分率			

【WHM利子割明細】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 利子割番号	9 当初整理番号	10 都道府県C01
11 都道府県C02	12 都道府県C03	13 都道府県C04	14 都道府県C05	15 都道府県C06
16 都道府県C07	17 都道府県C08	18 都道府県C09	19 都道府県C10	20 都道府県C11
21 都道府県C12	22 都道府県C13	23 都道府県C14	24 都道府県C15	25 都道府県C16
26 都道府県C17	27 都道府県C18	28 都道府県C19	29 都道府県C20	30 都道府県C21
31 都道府県C22	32 都道府県C23	33 都道府県C24	34 都道府県C25	35 都道府県C26
36 都道府県C27	37 都道府県C28	38 都道府県C29	39 都道府県C30	40 都道府県C31
41 都道府県C32	42 都道府県C33	43 都道府県C34	44 都道府県C35	45 都道府県C36
46 都道府県C37	47 都道府県C38	48 都道府県C39	49 都道府県C40	50 都道府県C41
51 都道府県C42	52 都道府県C43	53 都道府県C44	54 都道府県C45	55 都道府県C46
56 都道府県C47	57 利子割額01	58 利子割額02	59 利子割額03	60 利子割額04
61 利子割額05	62 利子割額06	63 利子割額07	64 利子割額08	65 利子割額09
66 利子割額10	67 利子割額11	68 利子割額12	69 利子割額13	70 利子割額14
71 利子割額15	72 利子割額16	73 利子割額17	74 利子割額18	75 利子割額19
76 利子割額20	77 利子割額21	78 利子割額22	79 利子割額23	80 利子割額24
81 利子割額25	82 利子割額26	83 利子割額27	84 利子割額28	85 利子割額29
86 利子割額30	87 利子割額31	88 利子割額32	89 利子割額33	90 利子割額34
91 利子割額35	92 利子割額36	93 利子割額37	94 利子割額38	95 利子割額39
96 利子割額40	97 利子割額41	98 利子割額42	99 利子割額43	100 利子割額44
101 利子割額45	102 利子割額46	103 利子割額47	104 利子割額01	105 利子割額02
106 利子割額03	107 利子割額04	108 利子割額05	109 利子割額06	110 利子割額07
111 利子割額08	112 利子割額09	113 利子割額10	114 利子割額11	115 利子割額12
116 利子割額13	117 利子割額14	118 利子割額15	119 利子割額16	120 利子割額17
121 利子割額18	122 利子割額19	123 利子割額20	124 利子割額21	125 利子割額22
126 利子割額23	127 利子割額24	128 利子割額25	129 利子割額26	130 利子割額27
131 利子割額28	132 利子割額29	133 利子割額30	134 利子割額31	135 利子割額32
136 利子割額33	137 利子割額34	138 利子割額35	139 利子割額36	140 利子割額37
141 利子割額38	142 利子割額39	143 利子割額40	144 利子割額41	145 利子割額42
146 利子割額43	147 利子割額44	148 利子割額45	149 利子割額46	150 利子割額47
151 錯誤区分C	152 出力年月			

【WHM課税標準額等通知情報】				
1 是認処理日	2 団体間回送発行番号	3 是認F	4 受付日	5 手続ID
6 様式ID	7 税目C	8 整理番号	9 期別	10 調定区分C
11 登録年月日	12 科目C	13 還付先納税者番号	14 納税者ID	15 法人番号
16 事業年度一自	17 事業年度一至	18 税務官署の通知年月日	19 法人税申告年月日	20 税務官署の処理区分
21 税務官署の申告区分	22 申告処理年度	23 減額更正の理由	24 加算金科目C	25 加算金対象所得金額
26 加算金対象付加価値額	27 加算金対象資本金額	28 加算金対象収入金額	29 過少申告加算税額	30 無申告加算税額
31 加重加算税額	32 加重加算税対象所得金額	33 税額控除超過一都道府県	34 税額控除超過一市町村	35 外税控除一都道府県
36 外税控除一市町村	37 控除対象所得一都道府県	38 控除対象所得一市町村	39 従業者総数一都道府県	40 従業者総数一市町村
41 対象所得金額一仮装	42 対象付加価値額一仮装	43 対象資本等金額一仮装	44 対象収入金額一仮装	45 対象法人税額一仮装
46 対象所得金額一租税	47 対象付加価値額一租税	48 対象資本等金額一租税	49 対象収入金額一租税	50 対象法人税額一租税
51 軌道又は鉄道の売上高	52 その他部門の売上高	53 特定寄附金の合計額	54 欠損事業年度の所得金額	55 電話番号
56 課税番号	57 備考			

【WHMツール申告書】				
1 整理番号	2 期別	3 調定区分C	4 申告年月日	5 事務所C
6 所得金額総額	7 年400万円以下	8 年400万円年800万円	9 年800万円超	10 計
11 経減税率不適用法人の金額	12 付加価値額総額33	13 付加価値額34	14 資本金等の額総額35	15 資本金等の額36
16 収入金額総額37	17 収入金額38	18 所得金額総額39	19 所得金額40	20 付加価値額総額41
21 付加価値額42	22 資本金等の額総額43	23 資本金等の額44	24 収入金額総額45	25 収入金額46
26 合計事業税額47	27 事特定控除	28 事仮装控除	29 差引事業税額	30 既納付事業税額
31 事租税控除	32 納付すべき事業税額	33 所得割54	34 付加価値割55	35 資本割56
36 収入割57	37 所得割58	38 付加価値割59	39 資本割60	40 収入割61
41 事見込納付額	42 事差引	43 特別法人事業税額64	44 特別法人事業税額65	45 特別法人事業税額66
46 合計特別法人事業税額	47 特別装控除	48 差引特別税	49 既納付特別法人事業税額	50 特租税控除
51 納付すべき特事業税額	52 事見込納付額	53 特差引	54 税額28	55 税額29
56 税額30	57 税額31	58 税額32	59 税額34	60 税額36
61 税額38	62 税額40	63 税額42	64 税額44	65 税額46
66 税額64	67 税額65	68 税額66	69 分割区分C	70 整合性チェックF
71 整合性チェック年月日	72 システム登録年月日	73 他県送信日		

【WHMツール1別表5】				
1 整理番号	2 期別	3 調定区分C	4 申告年月日	5 科目C
6 事法人税所得金額	7 事務所C	8 所得計算区分C1	9 所得計算金額1	10 所得計算区分C2
11 所得計算金額2	12 所得計算区分C3	13 所得計算金額3	14 所得計算区分C4	15 所得計算金額4
16 所得計算区分C5	17 所得計算金額5	18 所得計算区分C6	19 所得計算金額6	20 所得計算区分C7
21 所得計算金額7	22 所得計算区分C8	23 所得計算金額8	24 加算コード小計	25 所得計算区分C9
26 所得計算金額9	27 所得計算区分C10	28 所得計算金額10	29 所得計算区分C11	30 所得計算金額11
31 所得計算区分C12	32 所得計算金額12	33 所得計算区分C13	34 所得計算金額13	35 所得計算区分C14
36 所得計算金額14	37 所得計算区分C15	38 所得計算金額15	39 減算コード小計	40 仮計
41 外国事業に帰属する所得	42 益金蔵入受取配当	43 再仮計	44 林業に係る所得	45 鉱物の採掘
46 社会保険等の医療所得	47 農事組合法人	48 非課税所得小計	49 所得金額差引計	50 前5年以内の繰越欠損金
51 私財提供	52 所得金額再差引計	53 医療法人収入金額按分	54 社会保険分医療収入金額計	55 その他収入小計
56 その他事業収入小計	57 医療事業総収入	58 医療事業所得金額	59 その他事業所得金額	60 土地譲渡益等
61 社会保険分所得金額	62 当期分所得金額	63 前5年以内繰越欠損等	64 課税標準所得金額	65 分割区分C

【WHMツール3別表5】				
--------------	--	--	--	--

1 整理番号	2 期別	3 調定区分C	4 申告年月日	5 科目C
6 法人税所得金額	7 事務所C	8 所得計算区分C1	9 所得計算金額1	10 所得計算区分C2
11 所得計算金額2	12 所得計算区分C3	13 所得計算金額3	14 所得計算区分C4	15 所得計算金額4
16 所得計算区分C5	17 所得計算金額5	18 所得計算区分C6	19 所得計算金額6	20 所得計算区分C7
21 所得計算金額7	22 所得計算区分C8	23 所得計算金額8	24 加算コード小計	25 所得計算区分C9
26 所得計算金額9	27 所得計算区分C10	28 所得計算金額10	29 所得計算区分C11	30 所得計算金額11
31 所得計算区分C12	32 所得計算金額12	33 所得計算区分C13	34 所得計算金額13	35 所得計算区分C14
36 所得計算金額14	37 所得計算区分C15	38 所得計算金額15	39 減算コード小計	40 仮計
41 外国事業に係る所得	42 益金處分受取配当	43 再販計	44 林業に係る所得	45 鉱物の探掘
46 社会保険等の医療所得	47 農事組合人	48 非課税所得小計	49 所得金額差引計	50 前5年以内の繰越欠損金
51 私財提供	52 所得金額再差引計	53 医療法人収入金額按分	54 社会保険分医療収入金額計	55 その他収入小計
56 その他事業収入小計	57 医療事業総収入	58 医療事業所得金額	59 その他事業所得金額	60 土地譲渡益等
61 社会保険分所得金額	62 当期分所得金額	63 前5年以内繰越欠損等	64 課税標準所得金額	65 分割区分C

【WHTツール1別表5の2等】

1 整理番号	2 期別	3 調定区分C	4 申告年月日	5 科目C
6 別表5の2報贈給与額	7 別表5の2純支払利子	8 別表5の2純支払賃借料	9 別表5の2単年度損益	10 別表5の2期末資本金額
11 別表5の2期末資本金合算額	12 別表5の2期末資本積立金額	13 別表5の2資本等の金額	14 別表5の2控除額計算	15 雇用者給与等支給増加額
16 総額計算報贈給与額	17 総額計算純支払利子	18 総額計算純支払賃借料	19 総額計算単年度損益	20 外国事業報贈給与額
21 外国事業純支払利子	22 外国事業純支払賃借料	23 外国事業単年度損益	24 外国事業計算方法	25 外国事業従業者数
26 外国事業総従業者数	27 林業報贈給与額	28 林業純支払利子	29 林業純支払賃借料	30 鉱物報贈給与額
31 鉱物純支払利子	32 鉱物純支払賃借料	33 農業報贈給与額	34 農業純支払利子	35 農業純支払賃借料
36 鉱物精報贈給与額	37 鉱物精純支払利子	38 鉱物精純支払賃借料	39 鉱物収入買証差引額	40 鉱物鉱物価格
41 資本等の金額	42 収入金以外従業者数	43 総従業者数	44 特定内国法人資本等の金額	45 特定内国法人特定子会社控除額
46 特定内国法人外国事業控除額	47 特定内国法人非課税従業者数	48 特定内国法人国内従業者数	49 特例適用対象法人資本等の金額	50 特例対象法人第72条1号加算
51 特例対象法人第9条控除額	52 特例対象法人資本等の額	53 特例対象法人資本準備金	54 特例適用対象法人資本等の額	55 特例対象法人第9条第1項の額
56 特例法人課税特例控除割合分子	57 特例法人課税特例控除割合分母	58 特例適用対象法人帳簿価格	59 特例適用対象法人総資産価格	60 特例課税標準特例控除額
61 外国法人資本等の金額	62 外国法人外国従業者数	63 外国法人総従業者数	64 外国法人非課税収入金従業者数	65 外国法人国内従業者数
66 役員使用人給与計	67 加算又は減算	68 掛金	69 控除額	70 派遣をした者支払計
71 労働者派遣報贈給与	72 派遣を受けた者支払計	73 支払利子	74 受取利子	75 支払賃借料
76 受取賃借料	77 課税標準資本金等金額	78 所得等課税期末従業者数	79 収入金額等課税期末従業者数	80 計
81 分割区分C				

【WHTツール3別表5の2等】

1 整理番号	2 期別	3 調定区分C	4 申告年月日	5 科目C
6 別表5の2報贈給与額	7 別表5の2純支払利子	8 別表5の2純支払賃借料	9 別表5の2単年度損益	10 別表5の2期末資本金額
11 別表5の2期末資本金合算額	12 別表5の2期末資本積立金額	13 別表5の2資本等の金額	14 別表5の2控除額計算	15 雇用者給与等支給増加額
16 総額計算報贈給与額	17 総額計算純支払利子	18 総額計算純支払賃借料	19 総額計算単年度損益	20 外国事業報贈給与額
21 外国事業純支払利子	22 外国事業純支払賃借料	23 外国事業単年度損益	24 外国事業計算方法	25 外国事業従業者数
26 外国事業総従業者数	27 林業報贈給与額	28 林業純支払利子	29 林業純支払賃借料	30 鉱物報贈給与額
31 鉱物純支払利子	32 鉱物純支払賃借料	33 農業報贈給与額	34 農業純支払利子	35 農業純支払賃借料
36 鉱物精報贈給与額	37 鉱物精純支払利子	38 鉱物精純支払賃借料	39 鉱物収入買証差引額	40 鉱物鉱物価格
41 資本等の金額	42 収入金以外従業者数	43 総従業者数	44 特定内国法人資本等の金額	45 特定内国法人特定子会社控除額
46 特定内国法人外国事業控除額	47 特定内国法人非課税従業者数	48 特定内国法人国内従業者数	49 特例適用対象法人資本等の金額	50 特例対象法人第72条1号加算
51 特例対象法人第9条控除額	52 特例対象法人資本等の額	53 特例対象法人資本準備金	54 特例適用対象法人資本等の額	55 特例対象法人第9条第1項の額
56 特例法人課税特例控除割合分子	57 特例法人課税特例控除割合分母	58 特例適用対象法人帳簿価格	59 特例適用対象法人総資産価格	60 特例課税標準特例控除額
61 外国法人資本等の金額	62 外国法人外国従業者数	63 外国法人総従業者数	64 外国法人非課税収入金従業者数	65 外国法人国内従業者数
66 役員使用人給与計	67 加算又は減算	68 掛金	69 控除額	70 派遣をした者支払計
71 労働者派遣報贈給与	72 派遣を受けた者支払計	73 支払利子	74 受取利子	75 支払賃借料
76 受取賃借料	77 課税標準資本金等金額	78 所得等課税期末従業者数	79 収入金額等課税期末従業者数	80 計
81 分割区分C				

【WHT予定申告対象】

1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 当初整理番号	9 事業年度終期	10 県税割超過F
11 県均等割超過F	12 県法人税割前年当初調定額	13 県法人税割調定額	14 県均等割調定額	15 県法人税割税率
16 県法人税割超過課税額	17 県均等割超過課税額	18 所得割額前年当初調定額	19 付加価値割額前年当初調定額	20 資本割額前年当初調定額
21 収入割額前年当初調定額	22 特別税所得割前年調定額	23 特別税収入割前年調定額	24 事所得超過F	25 事付加価値超過F
26 事業資本等超過F	27 事収入超過F	28 事所得金調定額	29 事付加価値金調定額	30 事業資本等全調定額
31 事収入金調定額	32 特所得割調定額	33 特収入割調定額	34 事所得割超過課税額	35 事付加価値割超過課税額
36 事業資本割超過課税額	37 事収入割超過課税額	38 申告処理年月日	39 申告事由C	40 納税者番号
41 プレプリント年月				

【WIM宛宛】

1 納税者番号	2 宛先番号	3 表示順	4 宛先名称	5 都道府県C
6 市町村C	7 町字C	8 丁目C	9 番地	10 号
11 方書	12 郵便番号	13 電話番号	14 FAX番号	15 携帯電話番号
16 住所状態C	17 転居先宛先番号			

【WIM基本履歴】

1 基本種別C	2 項目番号	3 基本情報キー	4 変更年月日	5 変更時間
6 変更C	7 変更内容全角			

【WIM業務メモ】

1 納税者番号	2 業務メモ	3 性別C	4 個人番号	5 法人番号
---------	--------	-------	--------	--------

【WIM検索用納税者】

1 納税者番号	2 検索用名称漢字	3 検索用名称カナ		
---------	-----------	-----------	--	--

【WIM口座管理】

1 納税者番号	2 管理番号	3 本店C	4 支店C	5 預金種別
6 口座番号	7 口座名義人	8 口座使用実種C	9 口座使用禁止C	10 ゆうちょ銀行F
11 通帳記号	12 通帳番号	13 自税口座振C	14 他事口座振C	15 還付C

【WIM税目関与】

1 納税者番号	2 宛先番号	3 対象C	4 事務所C	5 税目C
6 業務詳細C	7 有効F			

【WIM納税者基本】

1 納税者番号	2 検索用名称カナ	3 検索用名称漢字	4 名称カナ	5 名称漢字
6 納税者C	7 組織C	8 表示位置C	9 生年月日	10 還付口座管理番号
11 現況C	12 統合先納税者番号	13 統合年月日	14 滞納整理C	15 統合予定F

【WIM名寄せ対象外】

1 納税者番号A	2 納税者番号B	3 検索用名称漢字		
----------	----------	-----------	--	--

【WIM優先税目管理】

1 納税者番号	2 宛先番号	3 優先税目C	4 業務詳細C	5 優先事務所C
---------	--------	---------	---------	----------

【WIM】先約目判定				
1 既存業務詳細C	2 更新業務詳細C	3 優先判定C		
【WIM類似漢字変換】				
1 検索文字	2 一般的漢字			
【WIMマイナンバー管理】				
1 納税者番号	2 業務利用番号	3 マイナンバー	4 団体内統合宛名番号	5 納税者C
6 真正性区分	7 真正性取得年月日	8 登録区分	9 非公開F	10 住基依頼C
11 住基依頼C年月日	12 統合宛名依頼C	13 統合宛名依頼C年月日	14 統合宛名登録C	15 統合宛名登録C年月日
【WIM機関コード管理】				
1 都道府県C	2 市町村C	3 利用開始年月日	4 利用終了年月日	5 機関コード
6 機関名称				
【WIMDV設定】				
1 納税者番号	2 DV設定C			
【WIT個人情報表示履歴】				
1 納税者番号	2 担当者C	3 処理年月日	4 処理時間	5 業務区分
6 処理区分				
【WIT親況確認】				
1 納税者番号	2 処理分類	3 事務所C	4 登録日	5 抽出日
6 結果取得日				
【WIT情報照会依頼】				
1 納税者番号	2 処理分類	3 処理年月日	4 レコード識別番号	5 部署コード
6 ユーザID	7 情報照会者機関コード	8 個人番号	9 登録業務コード	10 業務利用番号
11 団体内統合宛名番号	12 照会側不開示コード	13 事務コード	14 事務手続コード	15 情報照会者機関コード委任元
16 情報提供者機関コード委任元	17 情報提供者機関コード	18 特定個人情報名コード	19 情報照会条件区分	20 情報照会条件開始
21 情報照会条件終了	22 項目コード指定エリア			
【WIT情報照会結果】				
1 納税者番号	2 処理分類	3 処理年月日	4 レコード識別番号	5 レコード識別子連番
6 処理結果コード	7 エラーコード	8 処理結果区分	9 処理結果詳細コード	10 処理結果メッセージ
11 情報提供者機関コード	12 情報提供者機関コード委任元	13 受付日時	14 提供の求めの日時	15 有効期間終了日
16 照会ステータス明細	17 取りやめ日時	18 取りやめ事由コード	19 照会処理結果メッセージ	20 団体内統合宛名番号
21 事務コード	22 事務手続コード	23 特定個人情報名コード	24 情報照会条件	25 照会ステータス特定個人
26 提供の日時	27 不開示コード	28 特定照会処理結果メッセージ	29 特定個人情報の版番号	30 提供データ
【WIT情報提供】				
1 納税者番号	2 処理分類	3 処理年月日	4 レコード識別番号	5 レコード識別子連番
6 部署コード	7 ユーザID	8 情報提供者機関コード	9 登録削除区分	10 個人番号
11 登録業務コード	12 業務利用番号	13 団体内統合宛名番号	14 特定個人情報名コード	15 識別項目コード
16 レコードのキー	17 特定個人情報の版番号	18 親レコードのキー	19 公開開始日	20 公開終了日
21 行政区コード	22 副本データ	23 処理結果コード	24 エラーコード	25 処理結果区分
26 処理結果詳細コード	27 処理結果メッセージ			
【WIT個人番号利用履歴】				
1 納税者番号	2 処理年月日	3 処理時刻	4 連携先	5 提供区分
6 件数				
【WITDV住所情報表示履歴】				
1 納税者番号	2 担当者C	3 処理年月日	4 処理時間	5 業務区分
6 処理区分				

【WTR統納整合分欄】

1 統合先納税者番号	2 被統合納税者番号	3 税目C01	4 関与税目有無0101	5 チェック0101
6 チェック0102	7 チェック0102	8 関与税目有無0103	9 チェック0103	10 関与税目有無0104
11 チェック0104	12 関与税目有無0105	13 チェック0105	14 関与税目有無0106	15 チェック0106
16 関与税目有無0107	17 チェック0107	18 関与税目有無0108	19 チェック0108	20 関与税目有無0109
21 チェック0109	22 税目C02	23 関与税目有無0201	24 チェック0201	25 関与税目有無0202
26 チェック0202	27 関与税目有無0203	28 チェック0203	29 関与税目有無0204	30 チェック0204
31 関与税目有無0205	32 チェック0205	33 関与税目有無0206	34 チェック0206	35 関与税目有無0207
36 チェック0207	37 関与税目有無0208	38 チェック0208	39 関与税目有無0209	40 チェック0209
41 税目C03	42 関与税目有無0301	43 チェック0301	44 関与税目有無0302	45 チェック0302
46 関与税目有無0303	47 チェック0303	48 関与税目有無0304	49 チェック0304	50 関与税目有無0305
51 チェック0305	52 関与税目有無0306	53 チェック0306	54 関与税目有無0307	55 チェック0307
56 関与税目有無0308	57 チェック0308	58 関与税目有無0309	59 チェック0309	60 税目C04
61 関与税目有無0401	62 チェック0401	63 関与税目有無0402	64 チェック0402	65 関与税目有無0403
66 チェック0403	67 関与税目有無0404	68 チェック0404	69 関与税目有無0405	70 チェック0405
71 関与税目有無0406	72 チェック0406	73 関与税目有無0407	74 チェック0407	75 関与税目有無0408
76 チェック0408	77 関与税目有無0409	78 チェック0409	79 税目C05	80 関与税目有無0501
81 チェック0501	82 関与税目有無0502	83 チェック0502	84 関与税目有無0503	85 チェック0503
86 関与税目有無0504	87 チェック0504	88 関与税目有無0505	89 チェック0505	90 関与税目有無0506
91 チェック0506	92 関与税目有無0507	93 チェック0507	94 関与税目有無0508	95 チェック0508
96 関与税目有無0509	97 チェック0509	98 税目C06	99 関与税目有無0601	100 チェック0601
101 関与税目有無0602	102 チェック0602	103 関与税目有無0603	104 チェック0603	105 関与税目有無0604
106 チェック0604	107 関与税目有無0605	108 チェック0605	109 関与税目有無0606	110 チェック0606
111 関与税目有無0607	112 チェック0607	113 関与税目有無0608	114 チェック0608	115 関与税目有無0609
116 チェック0609	117 税目C07	118 関与税目有無0701	119 チェック0701	120 関与税目有無0702
121 チェック0702	122 関与税目有無0703	123 チェック0703	124 関与税目有無0704	125 チェック0704
126 関与税目有無0705	127 チェック0705	128 関与税目有無0706	129 チェック0706	130 関与税目有無0707
131 チェック0707	132 関与税目有無0708	133 チェック0708	134 関与税目有無0709	135 チェック0709
136 税目C08	137 関与税目有無0801	138 チェック0801	139 関与税目有無0802	140 チェック0802
141 関与税目有無0803	142 チェック0803	143 関与税目有無0804	144 チェック0804	145 関与税目有無0805
146 チェック0805	147 関与税目有無0806	148 チェック0806	149 関与税目有無0807	150 チェック0807
151 関与税目有無0808	152 チェック0808	153 関与税目有無0809	154 チェック0809	155 税目C09
156 関与税目有無0901	157 チェック0901	158 関与税目有無0902	159 チェック0902	160 関与税目有無0903
161 チェック0903	162 関与税目有無0904	163 チェック0904	164 関与税目有無0905	165 チェック0905
166 関与税目有無0906	167 チェック0906	168 関与税目有無0907	169 チェック0907	170 関与税目有無0908
171 チェック0908	172 関与税目有無0909	173 チェック0909	174 税目C10	175 関与税目有無1001
176 チェック1001	177 関与税目有無1002	178 チェック1002	179 関与税目有無1003	180 チェック1003
181 関与税目有無1004	182 チェック1004	183 関与税目有無1005	184 チェック1005	185 関与税目有無1006
186 チェック1006	187 関与税目有無1007	188 チェック1007	189 関与税目有無1008	190 チェック1008
191 関与税目有無1009	192 チェック1009	193 税目C11	194 関与税目有無1101	195 チェック1101
196 関与税目有無1102	197 チェック1102	198 関与税目有無1103	199 チェック1103	200 関与税目有無1104
201 チェック1104	202 関与税目有無1105	203 チェック1105	204 関与税目有無1106	205 チェック1106
206 関与税目有無1107	207 チェック1107	208 関与税目有無1108	209 チェック1108	210 関与税目有無1109
211 チェック1109	212 税目C12	213 関与税目有無1201	214 チェック1201	215 関与税目有無1202
216 チェック1202	217 関与税目有無1203	218 チェック1203	219 関与税目有無1204	220 チェック1204
221 関与税目有無1205	222 チェック1205	223 関与税目有無1206	224 チェック1206	225 関与税目有無1207
226 チェック1207	227 関与税目有無1208	228 チェック1208	229 関与税目有無1209	230 チェック1209
231 税目C13	232 関与税目有無1301	233 チェック1301	234 関与税目有無1302	235 チェック1302
236 関与税目有無1303	237 チェック1303	238 関与税目有無1304	239 チェック1304	240 関与税目有無1305
241 チェック1305	242 関与税目有無1306	243 チェック1306	244 関与税目有無1307	245 チェック1307
246 関与税目有無1308	247 チェック1308	248 関与税目有無1309	249 チェック1309	250 税目C14
251 関与税目有無1401	252 チェック1401	253 関与税目有無1402	254 チェック1402	255 関与税目有無1403
256 チェック1403	257 関与税目有無1404	258 チェック1404	259 関与税目有無1405	260 チェック1405
261 関与税目有無1406	262 チェック1406	263 関与税目有無1407	264 チェック1407	265 関与税目有無1408
266 チェック1408	267 関与税目有無1409	268 チェック1409	269 税目C15	270 関与税目有無1501
271 チェック1501	272 関与税目有無1502	273 チェック1502	274 関与税目有無1503	275 チェック1503
276 関与税目有無1504	277 チェック1504	278 関与税目有無1505	279 チェック1505	280 関与税目有無1506
281 チェック1506	282 関与税目有無1507	283 チェック1507	284 関与税目有無1508	285 チェック1508
286 関与税目有無1509	287 チェック1509	288 税目C16	289 関与税目有無1601	290 チェック1601
291 関与税目有無1602	292 チェック1602	293 関与税目有無1603	294 チェック1603	295 関与税目有無1604
296 チェック1604	297 関与税目有無1605	298 チェック1605	299 関与税目有無1606	300 チェック1606
301 関与税目有無1607	302 チェック1607	303 関与税目有無1608	304 チェック1608	305 関与税目有無1609
306 チェック1609	307 税目C17	308 関与税目有無1701	309 チェック1701	310 関与税目有無1702
311 チェック1702	312 関与税目有無1703	313 チェック1703	314 関与税目有無1704	315 チェック1704
316 関与税目有無1705	317 チェック1705	318 関与税目有無1706	319 チェック1706	320 関与税目有無1707
321 チェック1707	322 関与税目有無1708	323 チェック1708	324 関与税目有無1709	325 チェック1709
326 税目C18	327 関与税目有無1801	328 チェック1801	329 関与税目有無1802	330 チェック1802
331 関与税目有無1803	332 チェック1803	333 関与税目有無1804	334 チェック1804	335 関与税目有無1805
336 チェック1805	337 関与税目有無1806	338 チェック1806	339 関与税目有無1807	340 チェック1807
341 関与税目有無1808	342 チェック1808	343 関与税目有無1809	344 チェック1809	345 税目C19
346 関与税目有無1901	347 チェック1901	348 関与税目有無1902	349 チェック1902	350 関与税目有無1903
351 チェック1903	352 関与税目有無1904	353 チェック1904	354 関与税目有無1905	355 チェック1905
356 関与税目有無1906	357 チェック1906	358 関与税目有無1907	359 チェック1907	360 関与税目有無1908
361 チェック1908	362 関与税目有無1909	363 チェック1909	364 税目C20	365 関与税目有無2001
366 チェック2001	367 関与税目有無2002	368 チェック2002	369 関与税目有無2003	370 チェック2003
371 関与税目有無2004	372 チェック2004	373 関与税目有無2005	374 チェック2005	375 関与税目有無2006
376 チェック2006	377 関与税目有無2007	378 チェック2007	379 関与税目有無2008	380 チェック2008
381 関与税目有無2009	382 チェック2009	383 統合分離C		

【WKM過渡納】

1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 過渡納事務所C	4 過渡納発生日	5 過渡納発生番号
6 納税者番号	7 過渡納読込順位	8 税目C	9 整理番号	10 期別
11 課定区分C	12 登録年月日	13 還付先納税者番号	14 還付先宛先番号	15 科目C
16 課定年月日	17 過渡納合計額	18 充当上限額	19 充当合計額	20 還付合計額
21 計算額追加	22 充当制限額追加	23 充当額追加	24 還付額追加	25 処理済F
26 更新事務所C	27 支出決定年月日	28 指示C		

【WKM過渡納内訳】

1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 税目C	4 整理番号	5 期別
6 課定区分C	7 登録年月日	8 科目C	9 還付先納税者番号	10 期別
11 過渡納事務所C	12 過渡納発生日	13 過渡納発生番号	14 過渡納C	15 支払合計C
16 詳細科目C	17 累積年度	18 累積年月	19 累積事務所C	20 累積現繰C
21 過渡納額	22 充当額	23 還付額	24 支出年度	25 支出年月

【WKM過渡納明細】

1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 税目C	4 整理番号	5 期別
6 課定区分C	7 登録年月日	8 科目C	9 還付先納税者番号	10 過渡納番号
11 課定年月日	12 入金番号	13 過渡納事務所C	14 過渡納発生日	15 過渡納発生番号
16 過渡納C	17 累積年度	18 累積年月	19 累積事務所C	20 累積現繰C
21 詳細科目C	22 過渡納額	23 充当額	24 還付額	25 支出年度
26 支出年月	27 支払合計C	28 始期C	29 始期種別C	30 還付加算金始期
31 還付加算金控除日数	32 還付加算金還付分	33 還付加算金計算額	34 入金事務所C	35 入力年月日
36 済通番号	37 減額調定日	38 領収日	39 法定納期限	40 申告処理日
41 更正請求日	42 更正の通知日	43 抹消年月日		

【WKM還付先履歴】

1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 過渡納事務所C	4 過渡納発生日	5 過渡納発生番号
6 還付先納税者番号	7 還付先宛先番号	8 還付方法C	9 納税者名	10 住所
11 還付口座管理番号	12 金融機関C	13 還付先郵便局名	14 支払年月日	15 年度
16 支払通知書番号				

【WKM基本履歴】

1 基本種別C	2 項目番号	3 基本情報キー	4 変更年月日	5 変更時間
6 変更C	7 変更内容全角			

【WKM減額】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 税目C	4 整理番号	5 期別
6 調定区分C	7 登録年月日	8 科目C	9 還付先納税者番号	10 減額整理番号
11 減額期別	12 減額調定区分C	13 減額登録年月日	14 減額還付先納税者番号	15 引継引受調定区分C
16 調定年月日	17 減額調定年月日	18 減額事由C	19 課税事務所C	20 更新事務所C
21 月報対象年度	22 月報対象年月	23 減額現額C	24 歳入減額	25 歳出減額
26 減額合計額	27 詳細科目C01	28 詳細減額01	29 詳細科目C02	30 詳細減額02
31 詳細科目C03	32 詳細減額03	33 詳細科目C04	34 詳細減額04	35 詳細科目C05
36 詳細減額05	37 詳細科目C06	38 詳細減額06	39 詳細科目C07	40 詳細減額07
41 詳細科目C08	42 詳細減額08	43 詳細科目C09	44 詳細減額09	45 詳細科目C10
46 詳細減額10				

【WKM減額明細】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 済通種別C	4 入力事務所C	5 入力年月日
6 入力番号	7 済通入力番号	8 最終済通枝番	9 金庫区分C	10 歳入年月日
11 領収年月日	12 納税者番号	13 宛先番号	14 税目C	15 整理番号
16 期別	17 調定区分C	18 登録年月日	19 調定年月日	20 調定年度
21 納付番号	22 納付通番	23 MPN状況F	24 MPN予備	25 代納F
26 登録番号	27 済通税目C01	28 済通科目C0101	29 済通詳細科目C0101	30 済通金額0101
31 済通科目C0102	32 済通詳細科目C0102	33 済通金額0102	34 済通科目C0103	35 済通詳細科目C0103
36 済通金額0103	37 済通科目C0104	38 済通詳細科目C0104	39 済通金額0104	40 済通科目C0105
41 済通詳細科目C0105	42 済通金額0105	43 済通科目C0106	44 済通詳細科目C0106	45 済通金額0106
46 済通科目C0107	47 済通詳細科目C0107	48 済通金額0107	49 済通科目C0108	50 済通詳細科目C0108
51 済通金額0108	52 済通科目C0109	53 済通詳細科目C0109	54 済通金額0109	55 済通科目C0110
56 済通詳細科目C0110	57 済通金額0110	58 済通税目C02	59 済通科目C0201	60 済通詳細科目C0201
61 済通金額0201	62 済通科目C0202	63 済通詳細科目C0202	64 済通金額0202	65 済通科目C0203
66 済通詳細科目C0203	67 済通金額0203	68 済通科目C0204	69 済通詳細科目C0204	70 済通金額0204
71 済通科目C0205	72 済通詳細科目C0205	73 済通金額0205	74 済通科目C0206	75 済通詳細科目C0206
76 済通金額0206	77 済通科目C0207	78 済通詳細科目C0207	79 済通金額0207	80 済通科目C0208
81 済通詳細科目C0208	82 済通金額0208	83 済通科目C0209	84 済通詳細科目C0209	85 済通金額0209
86 済通科目C0210	87 済通詳細科目C0210	88 済通金額0210	89 仮消対象金額	90 消込処理C

【WKM始期C判定】				
1 税目C	2 調定区分C	3 減額区分C	4 減額事由C	5 更正請求F
6 納付減額日付比較F	7 国税処理F	8 始期C		

【WKM失効管理】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 納税者番号	4 宛先番号	5 過誤納事務所C
6 過誤納発生日	7 過誤納発生番号	8 失効年月日	9 時効完成年月日	10 還付先納税者番号
11 還付先口座管理番号	12 文書状態C	13 支払年月日		

【WKM収納基本】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 納税者番号	4 宛先番号	5 税目OC
6 整理番号	7 税目料金番号O	8 課税事務所C	9 振替納税者番号	10 振替口座管理番号
11 振替対象F	12 還付先口座管理番号	13 登録番号	14 送付先納税者番号	15 送付先宛先番号

【WKM収納調定】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 納税者番号	4 宛先番号	5 税目OC
6 税目C	7 整理番号	8 期別	9 調定区分C	10 登録年月日
11 科目C	12 還付先納税者番号	13 増減C	14 税目料金番号O	15 税目料金番号
16 申告区分	17 延滞金計算C	18 管理C	19 徴収方法C	20 課税事務所C
21 更新事務所C	22 課税期間表記C	23 課税期間桁数	24 法定納期限	25 納期限
26 災害延長納期限	27 特別災害延長納期限	28 商法延長納期限	29 指定納期限	30 災害延長指定納期限
31 当初納期限	32 督促判定納期限	33 繰上徴収年月日	34 充当適判判定日	35 調定年月日
36 月報対象年度当初調定	37 月報対象年月当初調定	38 繰越対象F	39 月報対象年月繰越調定	40 月報対象年月繰越調定
41 当初調定額	42 繰越調定額	43 変更後調定額	44 収入済額	45 過誤納額
46 未納額	47 不納欠損額	48 要徴収額	49 詳細科目F	50 延滞金計算基礎額
51 延滞金パターンC	52 延滞金計算保留F	53 延滞金減免F	54 延滞金減免事由C	55 納付書種別C
56 納税告知書発付年月日	57 返戻F	58 督促対象F	59 督促保留F	60 延滞金催告指定日
61 時効完成年月日	62 時効事由C	63 徴収猶予F	64 督促年月日	65 督促文書状態C
66 最終入金番号	67 最終過誤納番号	68 最終徴収猶予番号	69 当初整理番号	70 当初調定区分C
71 当初登録年月日	72 当初還付先納税者番号	73 当初延滞金計算C	74 当初申告年月日	75 申告年月日
76 更正決定通知年月日	77 法人事業年度終期	78 法人修正申告期限	79 法人更正請求年月日	80 法人国税処理区分C
81 法人国税処理年月日	82 法人重加対象税額	83 不動産物件取得年月日	84 不動産還付申請年月日	85 債事国税更正年月日
86 抹消年月日	87 登録番号	88 処分可能年月日	89 法定納期限等	90 執行停止年月日
91 不納欠損年度	92 不納欠損年月	93 不納欠損年月日	94 催告回数	95 嘱託C
96 嘱託事務所C	97 嘱託年月日	98 本税調定区分C	99 本税登録年月日	100 予備

【WKM充当指示】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 過誤納事務所C	4 過誤納発生日	5 過誤納発生番号
6 充当順位	7 税目C	8 整理番号	9 期別	10 調定区分C
11 登録年月日	12 科目C	13 還付先納税者番号	14 充当先課税事務所C	

【WKM充当詳細】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 納税者番号	4 過誤納読込順位	5 過誤納事務所C
6 過誤納発生日	7 過誤納発生番号	8 税目C元	9 整理番号元	10 期別元
11 調定区分C元	12 登録年月日元	13 科目C元	14 還付先納税者番号元	15 過誤納番号元
16 事務所C元	17 過誤納C元	18 充当順位	19 税目C先	20 整理番号先
21 期別先	22 調定区分C先	23 登録年月日先	24 科目C先	25 還付先納税者番号先
26 事務所C先	27 充当前未納額	28 充当額	29 充当適判日	30 充当先年度
31 還付加算金充当分				

【WKM税目制御】				
1 開始年度	2 税目OC	3 税目C	4 詳細科目C01	5 詳細科目順位01
6 詳細科目表示順位01	7 詳細科目C02	8 詳細科目順位02	9 詳細科目表示順位02	10 詳細科目C03
11 詳細科目順位03	12 詳細科目表示順位03	13 詳細科目C04	14 詳細科目順位04	15 詳細科目表示順位04
16 詳細科目C05	17 詳細科目順位05	18 詳細科目表示順位05	19 詳細科目C06	20 詳細科目順位06
21 詳細科目表示順位06	22 詳細科目C07	23 詳細科目順位07	24 詳細科目表示順位07	25 詳細科目C08
26 詳細科目順位08	27 詳細科目表示順位08	28 詳細科目C09	29 詳細科目順位09	30 詳細科目表示順位09
31 詳細科目C10	32 詳細科目順位10	33 詳細科目表示順位10	34 管理C	35 徴収方法C
36 課税対象事務所C01	37 課税対象事務所C02	38 課税対象事務所C03	39 課税対象事務所C04	40 課税対象事務所C05
41 課税対象事務所C06	42 課税対象事務所C07	43 課税対象事務所C08	44 課税対象事務所C09	45 課税対象事務所C10
46 課税対象事務所C11	47 課税対象事務所C12	48 課税対象事務所C13	49 課税対象事務所C14	50 課税対象事務所C15
51 課税対象事務所C16	52 課税対象事務所C17	53 課税対象事務所C18	54 課税対象事務所C19	55 課税対象事務所C20
56 課税期間表記C	57 課税期間桁数	58 消込方法C	59 口座振替対象F	60 延滞金パターンC
61 督促対象F	62 決算対象F	63 内訳科目C01	64 繰越対象F01	65 内訳科目C02
66 繰越対象F02	67 内訳科目C03	68 繰越対象F03	69 内訳科目C04	70 繰越対象F04
71 内訳科目C05	72 繰越対象F05	73 MPN対応F	74 納付書種別C	

【WKM代納情報】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 入金事務所C	4 入力年月日	5 済通番号
6 納税者番号代納	7 宛先番号代納	8 力ナ氏名代納	9 漢字氏名代納	10 電話番号代納

【WKM徴収猶予】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 税目C	4 整理番号	5 期別
6 調定区分C	7 登録年月日	8 科目C	9 還付先納税者番号	10 徴収猶予番号
11 調定年月日	12 レコード種別C	13 猶予区分C	14 猶予始期	15 猶予終期
16 猶予金額	17 延滞金免除C	18 申請年月日	19 決裁年月日	20 決議書区分C
21 決議書番号	22 決裁内容C	23 処分番号	24 無効F	25 取消決議書区分C
26 取消決議書番号				

【WKM調定詳細】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 税目C	4 整理番号	5 期別
6 調定区分C	7 登録年月日	8 科目C	9 還付先納税者番号	10 詳細科目C
11 調定年月日	12 増減C	13 詳細当初調定額	14 詳細繰越調定額	15 詳細変更後調定額
16 詳細収入済額	17 詳細過誤納額	18 詳細未納額	19 詳細不納欠損額	20 詳細要徴収額

【WKM諸計資料欄】				
1 統計対象年度	2 統計資料表示順位	3 税目C	4 科目C	5 諸収入F
6 旧法F	7 大計税目C	8 中計税目C	9 小計税目C	10 集計区分O1
11 詳細集計区分O1	12 表示区分O1	13 詳細表示区分O1	14 集計区分O2	15 詳細集計区分O2
16 表示区分O2	17 詳細表示区分O2	18 集計区分O3	19 詳細集計区分O3	20 表示区分O3
21 詳細表示区分O3	22 集計区分O4	23 詳細集計区分O4	24 表示区分O4	25 詳細表示区分O4
26 集計区分O5	27 詳細集計区分O5	28 表示区分O5	29 詳細表示区分O5	30 財務連携科目番号
31 会計科目C	32 表示名称	33 番号名称	34 番号桁数	

【WKM日計】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 入力事務所C	4 入力年月日	5 入力番号
6 入力件数	7 入力金額	8 歳入年月日	9 鹿銀支店C	10 消込処理C

【WKM入金】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 税目C	4 整理番号	5 期別
6 調定区分C	7 登録年月日	8 科目C	9 還付先納税者番号	10 入金番号
11 調定年月日	12 金庫区分C	13 鹿銀支店C	14 歳入年月日	15 領収年月日
16 累積年度	17 累積年月	18 累積事務所C	19 累積現繰C	20 代納F
21 納期内納付F	22 入金額	23 過誤納額	24 充当済額	25 還付済額
26 収入更正額	27 入金事務所C	28 入力年月日	29 済通番号	30 済通枝番
31 更正元C	32 税目C元	33 整理番号元	34 期別元	35 調定区分C元
36 登録年月日元	37 科目C元	38 還付先納税者番号元	39 入金番号元	40 過誤納事務所C
41 過誤納発生日	42 過誤納発生番号	43 元累積年度	44 元累積年月	45 元累積事務所C
46 元累積税目C	47 元累積科目C	48 元累積現繰C	49 削除累積年度	50 削除累積年月

【WKM入金明細】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 納税者番号	4 宛先番号	5 税目C
6 整理番号	7 期別	8 調定区分C	9 登録年月日	10 科目C
11 還付先納税者番号	12 入金明細番号	13 発生年月日	14 入金明細科目C	15 入金明細区分C
16 調定年月日	17 入金番号	18 金庫区分C	19 鹿銀支店C	20 歳入年月日
21 領収年月日	22 累積年度	23 累積年月	24 累積事務所C	25 累積現繰C
26 金額	27 割当可能額	28 割当歳入額	29 割当歳出額	30 過誤納事務所C
31 過誤納発生日	32 過誤納発生番号			

【WKS収納集積】				
1 累積年度	2 累積年月	3 累積事務所C	4 累積税目C	5 累積科目C
6 累積詳細科目C	7 累積現繰C	8 当月調定額	9 当月調定額増	10 当月調定額減
11 当月収入額	12 当月収入額増	13 当月更正額増	14 当月更正額減	15 当月戻出額
16 当月歳外更正額	17 当月過誤納額	18 当月不納欠損額	19 累計調定額	20 累計調定額増
21 累計調定額減	22 累計収入額	23 累計収入額増	24 累計更正額増	25 累計更正額減
26 累計戻出額	27 累計歳外更正額	28 累計過誤納額	29 累計不納欠損額	30 累計調定増件数
31 累計調定減件数	32 累計収入件数	33 累計過誤納件数	34 累計不納欠損件数	35 納期内納付件数
36 納期内納付金額				

【WKS特別税払込額】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 対象年度	4 対象年月	5 前月末控除不能額
6 収入額	7 増調整額	8 減調整額	9 過誤納額	10 計
11 口座更正額	12 今月末控除不能額	13 調整歳出額		

【WKS予算額】				
1 予算年度	2 予算年月	3 税目C	4 科目C	5 予算現額
6 予算滞額				

【WKT決済】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 入力事務所C	4 入力年月日	5 済通番号
6 済通枝番	7 金庫区分C	8 鹿銀支店C	9 歳入年月日	10 領収年月日
11 代納F	12 累積年度	13 累積年月	14 累積事務所C	15 累積税目C
16 累積科目C	17 累積現繰C	18 累積金額	19 削除累積年度	20 削除累積年月
21 納税者番号	22 宛先番号	23 税目OC	24 科目C	25 整理番号
26 期別	27 調定区分C	28 登録年月日	29 調定年月日	30 調定年度
31 済通科目C01	32 済通金額O1	33 済通科目C02	34 済通金額O2	35 済通科目C03
36 済通金額O3	37 済通科目C04	38 済通金額O4	39 済通科目C05	40 済通金額O5
41 詳細科目C01	42 詳細科目C01	43 詳細科目C02	44 詳細金額O2	45 詳細科目C03
46 詳細金額O3	47 詳細科目C04	48 詳細金額O4	49 詳細科目C05	50 詳細金額O5
51 詳細科目C06	52 詳細金額O6	53 詳細科目C07	54 詳細金額O7	55 詳細科目C08
56 詳細金額O8	57 詳細科目C09	58 詳細金額O9	59 詳細科目C10	60 詳細金額10
61 登録番号	62 合計金額	63 エラーF01	64 エラーF02	65 エラーF03
66 エラーF04	67 エラーF05	68 エラーF06	69 エラーF07	70 エラーF08
71 エラーF09	72 エラーF10	73 エラーF11	74 エラーF12	75 エラーF13
76 エラーF14	77 エラーF15	78 エラーF16	79 エラーF17	80 エラーF18
81 エラーF19	82 エラーF20	83 作成プロセスID		

【WKZコンビニ確報】				
1 税目OC	2 税目C	3 整理番号	4 期別	5 調定区分C
6 登録年月日	7 科目C	8 還付先納税者番号	9 データ作成日付	10 小売業企業C
11 収納日付	12 収納時間	13 識別種類	14 企業C	15 納付番号
16 予備	17 再発行区分	18 支払期限日	19 印紙F	20 請求金額
21 チェックデジット	22 収納店舗C	23 入金予定日	24 コンビニ名	25 調定年月日
26 帳票ID	27 納税者番号	28 宛先番号	29 登録番号	30 支払金額
31 詳細科目C01	32 詳細詳細科目C01	33 詳細金額O1	34 詳細科目C02	35 詳細詳細科目C02
36 詳細金額O2				

【WKZコンビニ管理】				
1 税目C	2 帳票ID	3 プログラムID	4 コンビニ対応F	5 コメントCD
6 支払期限CD	7 期限月日	8 予備		

【WKZ口座振替履歴】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 口座振替年月日	4 事務所C	5 納税者番号
6 宛先番号	7 税目C	8 整理番号	9 期別	10 調定区分C
11 登録年月日	12 科目C	13 還付先納税者番号	14 調定年月日	15 調定年度
16 納期限	17 振替金額	18 歳入年月日	19 振替納税者番号	20 振替口座管理番号
21 口座振替状態C	22 停止年月日	23 口座振替停止依頼C	24 停止事由C	25 登録番号
26 金融機関C	27 預金種別C	28 口座番号	29 口座名義人	

【WKZ収納異動ログ】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 異動年月日	4 異動時刻	5 異動枝番
6 異動項目C	7 増減C	8 異動年度	9 異動年月	10 異動事務所C
11 異動税目C	12 異動科目C	13 異動現繰C	14 異動金額	15 異動プロセス
16 歳外更正事由F	17 収入更正事由C	18 税目C	19 整理番号	20 期別
21 調定区分C	22 登録年月日	23 科目C	24 還付先納税者番号	25 調定年月日
26 番号	27 調定区分C減額	28 登録年月日減額	29 還付先納税者番号減額	30 入金事務所C
31 入力年月日	32 済通番号	33 済通枝番	34 過誤納事務所C	35 過誤納発生日
36 過誤納発生番号				

【WKZ消込明細修正ログ】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 修正年月日	4 修正時刻	5 修正枝番
6 税目C	7 整理番号	8 期別	9 調定区分C	10 登録年月日
11 科目C	12 還付先納税者番号	13 入金番号	14 課税事務所C	15 課税事務所名
16 調定年度	17 歳入年月日	18 収入金額	19 納税者番号	20 納税者名
21 登録番号	22 金庫区分C	23 領収年月日	24 金融機関支店C	25 修正後金庫区分C
26 修正後領収年月日	27 修正後金融機関支店C	28 処理ID	29 処理パスワード	30 出力済F

【WKZ-子取納】				
1 税目OC	2 税目C	3 整理番号	4 期別	5 調定区分C
6 登録年月日	7 科目C	8 還付先納税者番号	9 収納消込F	10 有効無効F
11 データ作成日付	12 データ属性	13 歳入日有無	14 金融機関コード	15 店舗コード
16 収納日付	17 収納時間	18 収納機関コード	19 収納企業コード	20 バーコード情報
21 OCR-1情報	22 OCR-2情報	23 納付番号	24 納付通番	25 確認番号
26 慶別番号	27 収納金額	28 チャネル区分	29 納付金区分	30 入力区分
31 納付区分	32 入金予定日	33 経理処理日1	34 経理処理日2	35 金融機関名
36 印紙税	37 収納金融機関手数料	38 幹事金融機関手数料	39 入金額	40 地公体任意情報
41 結果ステータス	42 歳入日	43 日付ID	44 調定年月日	45 帳票ID
46 納税者番号	47 宛先番号	48 登録番号	49 支払金額	50 詳細科目C01
51 詳細詳細科目C01	52 詳細金額01	53 詳細科目C02	54 詳細詳細科目C02	55 詳細金額02
56 詳細科目C03	57 詳細詳細科目C03	58 詳細金額03	59 詳細科目C04	60 詳細詳細科目C04
61 詳細金額04	62 詳細科目C05	63 詳細詳細科目C05	64 詳細金額05	65 詳細科目C06
66 詳細詳細科目C06	67 詳細金額06	68 歳入金融機関コード	69 収納金融機関コード	

【WKZ納税証明書発行履歴】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 納税者番号	4 発行事務所C	5 発行年月日
6 発行番号	7 使用目的C	8 発行枚数	9 対象税目C	10 期別開始年月日
11 期別終了年月日	12 調定日所属暦年	13 その他目的	14 強制発行内容C	15 法人事業税フラグ
16 地方法人特別税フラグ	17 手書きフラグ	18 手書き住所	19 手書き名称漢字	

【WKZ納税証明書明細履歴】				
1 登録運用年月日	2 更新運用年月日	3 発行事務所C	4 発行年月日	5 発行番号
6 納税証明明細番号	7 税目C	8 整理番号	9 調定年度	10 調定区分C
11 期別	12 期別2	13 登録年月日	14 本税調定額	15 本税未納額
16 延滞金調定額	17 延滞金未納額	18 過少調定額	19 過少未納額	20 不申告調定額
21 不申告未納額	22 重加算調定額	23 重加算未納額	24 登録番号	25 法定納期限
26 調定状態F	27 追加F			

【WKZ納付番号】				
1 納付番号	2 納付通番	3 確認番号	4 慶別番号	5 納付区分
6 税目OC	7 税目C	8 整理番号	9 期別	10 調定区分C
11 登録年月日	12 科目C	13 還付先納税者番号	14 調定年月日	15 納税者番号
16 宛先番号	17 登録番号	18 支払金額	19 詳細科目C01	20 詳細詳細科目C01
21 詳細金額01	22 詳細科目C02	23 詳細詳細科目C02	24 詳細金額02	25 詳細科目C03
26 詳細詳細科目C03	27 詳細金額03	28 詳細科目C04	29 詳細詳細科目C04	30 詳細金額04
31 詳細科目C05	32 詳細詳細科目C05	33 詳細金額05	34 詳細科目C06	35 詳細詳細科目C06
36 詳細金額06	37 発行事務所C	38 発行日付	39 発行時間	40 発行プログラムID
41 帳票ID	42 チャネル区分	43 状況F	44 送信状況F	45 減額状況F
46 速報取込日付	47 速報状況F	48 速報取込日付	49 取消状況F	50 取消取込日付
51 引振状況F	52 引振日付	53 歳入状況F	54 歳入日取込日付	55 支払期限日
56 バーコード情報	57 OCR-1	58 OCR-2	59 収納日付	60 収納時間
61 金融機関コード	62 媒体F	63 日付ID	64 予備	

【WLM基本原簿】				
1 基本種別C	2 項目番号	3 基本情報キー	4 変更年月日	5 変更時間
6 変更C	7 変更内容全角			

【WLM共同住宅】				
1 不動産番号	2 区分番号	3 区画数	4 専有部分面積	5 共有部分面積

【WLM経年減点補正率】				
1 適用年度	2 構造C	3 補正率C	4 経年減点補正率	5 上昇率

【WLM減価】				
1 事務所C	2 減額年度	3 決議書番号	4 決裁内容C	5 調定区分C
6 減額区分C	7 家屋取得年月日	8 家屋建築年月日	9 家屋用途C	10 家屋構造C
11 家屋持分分子	12 家屋持分分母	13 家屋全地面積	14 家屋住宅面積	15 家屋課税面積
16 家屋持分面積	17 土地取得年月日	18 土地地目C	19 土地持分分子	20 土地持分分母
21 土地全地面積	22 土地課税面積	23 相手先整理番号	24 対象徴収猶予年度	25 対象徴収猶予番号
26 決裁年月日	27 決裁済F	28 整理番号	29 調定番号	30 取消対象減額年度
31 取消対象減額決議書番号	32 家屋減額対象者持分分子	33 家屋減額対象者持分分母	34 土地減額対象者持分分子	35 土地減額対象者持分分母

【WLM減額対象物件】				
1 事務所C	2 減額年度	3 決議書番号	4 不動産番号	

【WLM合算】				
1 整理番号	2 合算番号	3 調定年度	4 調定年月	5 事務所C
6 不動産種別C	7 合算評価額	8 合算非課税評価額	9 合算評価額標準	10 合算評価額特例
11 合算控除額	12 合算免税点未満評価額	13 合算課税標準額標準	14 合算課税標準額特例	15 合算税額標準
16 合算税額特例	17 免税点未満F	18 免税点未満事由C		

【WLM合算対象物件】				
1 整理番号	2 合算番号	3 枝番号	4 不動産番号	5 調定合算F

【WLM取込状況】				
1 事務所C	2 市区郡町村C	3 取込年月日	4 取込方法C	5 不動産種別C
6 取込件数				

【WLM造成費】				
1 適用年度	2 地目C	3 造成費		

【WLM宅地介在農地】				
1 宅地介在農地番号	2 市区郡町村C	3 大字通称名C	4 字丁目C	5 本番
6 枝番	7 符号C	8 孫番	9 納税者番号	10 宛先番号
11 登記地目C	12 全地面積	13 調査番号	14 転用目的C	15 移転区分C
16 転用許可年月日	17 基本価格	18 取得年度	19 造成費相当額	20 評点数
21 市区郡町村名	22 大字通称名	23 字丁目名	24 符号	25 不動産番号
26 調定済F				

【WLM不動産基本】				
1 整理番号	2 納税者番号	3 宛先番号		

【WLM不動産減額履歴】				
1 減免税目C	2 減先整理番号	3 減先期別	4 減先調定区分C	5 減先登録年月日
6 減先科目C	7 減先還付先納税者番号	8 減元税目C	9 減元整理番号	10 減元期別
11 減元調定区分C	12 減元登録年月日	13 減元科目C	14 減元還付先納税者番号	15 事務所C
16 減額額	17 減元調定番号	18 減元調定年度	19 減元調定番号	20 減元調定年度
21 減元統計件数				

【WLM不動産調定】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 調定番号	9 賦課年度	10 調定年度
11 調定年月	12 調定指示状態C	13 調定年月日	14 事務所C	15 不動産種別C
16 納期限	17 法定納期限	18 災害延長納期限	19 繰上徴収年月日	20 調定非課税評価額
21 調定評価額標準	22 調定評価額特例	23 調定控除額	24 調定免税点未満評価額	25 調定課税標準額標準
26 調定課税標準額特例	27 調定税額標準	28 調定税額特例	29 附則対象税額	30 調定猶予額
31 減額可能額	32 統計件数	33 歳出還付額	34 税目料金番号	35 納付番号

【WLM物件】				
1 不動産番号	2 事務所C	3 不動産種別C	4 所在地市区町村C	5 所在地大字通称名C
6 所在地字丁目C	7 所在地本番	8 所在地枝番	9 所在地符号C	10 所在地孫番
11 取込年月日	12 取込方法C	13 取得年月日	14 取得事由C	15 全体面積
16 住宅面積	17 既存面積	18 課税面積	19 住宅持分面積	20 評価額
21 控除額	22 評価額標準	23 評価額特例	24 取得持分分子	25 取得持分分母
26 現況地目C	27 登記地目C	28 宅地介在農地番号	29 地目変更前地目C	30 地目変更前評価額
31 用途C	32 構造C	33 屋根C	34 階数地上	35 階数地下
36 建築年月日	37 所在地市区郡町村名	38 所在地大字通称名	39 所在地字丁目名	40 所在地符号名称
41 旧所有者番号	42 旧所有者宛先番号	43 旧所有者漢字名称	44 旧所有者力才名称	45 旧所有者組織区分C
46 旧所有者位置表示区分C	47 旧所有者共有者数	48 旧所有者郵便番号	49 旧所有者住所	50 旧所有者力書
51 所有者漢字名称	52 所有者力才名称	53 所有者組織区分C	54 所有者位置表示区分C	55 共有者数
56 所有者郵便番号	57 所有者住所	58 所有者力書	59 共同住宅戸数	60 所有者番号
61 家屋番号	62 当初整理番号	63 当初枝番号	64 非課税F	65 非課税事由C
66 エラー有無F				

【WLM免除】				
1 事務所C	2 免除年度	3 決議書番号	4 決裁内容C	5 調定区分C
6 免除区分C	7 家屋取得年月日	8 家屋建築年月日	9 家屋用途C	10 家屋構造C
11 家屋持分分子	12 家屋持分分母	13 家屋全体面積	14 家屋住宅面積	15 家屋課税面積
16 家屋持分面積	17 土地取得年月日	18 土地地目C	19 土地持分分子	20 土地持分分母
21 土地全体面積	22 土地課税面積	23 相手先整理番号	24 対象徴収猶予年度	25 対象徴収猶予番号
26 決裁年月日	27 決裁済F	28 整理番号	29 調定番号	30 取消対象免除年度
31 取消対象免除決議書番号				

【WLM免除対象物件】				
1 事務所C	2 免除年度	3 決議書番号	4 不動産番号	

【WLM免税点基準額】				
1 適用年月日	2 不動産種別C	3 免税点基準額		

【WLM免税点未済】				
1 事務所C	2 管理番号	3 統計年度	4 市区郡町村C	5 不動産種別C
6 用途地目C	7 取得年月	8 構造C	9 延床面積	10 免税戸数
11 免税件数	12 納税区分C	13 評価額	14 控除額	15 適用項目C

【WLM猶予】				
1 事務所C	2 猶予年度	3 決議書番号	4 取消決議年度	5 取消決議書番号
6 決裁内容C	7 徴収猶予区分C	8 猶予期限始期	9 猶予期限終期	10 整理番号
11 調定番号	12 申請日	13 申請決裁日	14 取消日	15 取消決裁日
16 申請決裁済F	17 取消決裁済F			

【WLM猶予対象物件】				
1 事務所C	2 猶予年度	3 決議書番号	4 不動産番号	

【WLS課税状況集計】				
1 事務所C	2 集計年度	3 集計年月	4 表番号	5 行番号
6 集計値01	7 集計値02	8 集計値03	9 集計値04	10 集計値05
11 集計値06	12 集計値07	13 集計値08	14 集計値09	15 集計値10
16 集計値11	17 集計値12	18 集計値13	19 集計値14	20 集計値15
21 集計値16	22 集計値17	23 集計値18	24 集計値19	25 集計値20
26 集計値21	27 集計値22	28 集計値23	29 集計値24	30 集計値25
31 集計値26	32 集計値27	33 集計値28	34 集計値29	35 集計値30
36 集計値31	37 集計値32	38 集計値33	39 集計値34	40 集計値35
41 集計値36	42 集計値37	43 集計値38	44 集計値39	45 集計値40
46 集計値41	47 集計値42	48 集計値43	49 集計値44	50 集計値45
51 集計値46	52 集計値47	53 集計値48	54 集計値49	55 集計値50
56 集計値51	57 集計値52	58 集計値53	59 集計値54	60 集計値55
61 集計値56	62 集計値57	63 集計値58	64 集計値59	65 集計値60
66 集計値61	67 集計値62	68 集計値63	69 集計値64	70 集計値65
71 集計値66	72 集計値67	73 集計値68	74 集計値69	75 集計値70
76 集計値71	77 集計値72	78 集計値73	79 集計値74	80 集計値75
81 集計値76	82 集計値77	83 集計値78	84 集計値79	85 集計値80
86 集計値81	87 集計値82	88 集計値83	89 集計値84	90 集計値85
91 集計値86	92 集計値87	93 集計値88	94 集計値89	95 集計値90
96 集計値91	97 集計値92	98 集計値93	99 集計値94	100 集計値95
101 集計値96	102 集計値97	103 集計値98	104 集計値99	105 集計値100

【WLS月報集計】				
1 事務所C	2 集計年度	3 集計年月	4 年度区分C	5 行番号
6 前月末累計件数	7 前月末累計税額	8 当初調定分件数	9 当初調定分税額	10 減額調定分件数
11 減額調定分税額	12 本月分件数	13 本月分税額	14 本月末累計件数	15 本月末累計税額
16 対前年度比件数	17 対前年度比税額			

【WLS集計表集計】				
1 事務所C	2 集計年度	3 年度区分C	4 市区町村C	5 調定日
6 行番号	7 処理件数	8 調定件数	9 面積	10 課税標準額特例
11 課税標準額標準	12 税額	13 累計件数	14 累計税額	15 対前年度比

【WLS附設集計】				
1 事務所C	2 集計年度	3 集計年月	4 附表用C	5 年度区分C
6 市区町村C	7 前月登記月開始	8 前月登記月終了	9 当月登記月開始	10 当月登記月終了
11 本月分件数	12 本月分税額	13 本月末累計件数	14 本月末累計税額	15 対前年度比件数
16 対前年度比税額				

【WLT合算】				
1 整理番号	2 合算番号	3 調定年度	4 調定年月	5 事務所C
6 不動産種別C	7 合算評価額	8 合算非課税評価額	9 合算評価額標準	10 合算評価額特例
11 合算控除額	12 合算免税点未済評価額	13 合算課税標準額標準	14 合算課税標準額特例	15 合算税額標準
16 合算税額特例	17 免税点未済F	18 免税点未済事由C		

【WLT合算対象物件】				
1 整理番号	2 合算番号	3 枝番号	4 不動産番号	5 調定合算F

【WLT不動産基本】				
1 整理番号	2 納税者番号	3 宛先番号		

【WLT不動産調定】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 調定番号	9 賦課年度	10 調定年度
11 調定年月	12 調定指示状態C	13 調定年月日	14 事務所C	15 不動産種別C
16 納期限	17 法定納期限	18 災害延長納期限	19 繰上徴収年月日	20 調定非課税評価額
21 調定評価額標準	22 調定評価額特例	23 調定控除額	24 調定免税点未済評価額	25 調定課税標準額標準
26 調定課税標準額特例	27 調定税額標準	28 調定税額特例	29 附則対象税額	30 調定猶予額
31 減額可能額	32 統計件数	33 繰出還付件	34 税目料金番号	35 納付番号

【WMM各種控除】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 控除C	9 控除金額	10 当初整理番号
11 引受年月日	12 登録番号	13 更新年月日	14 事務所C	

【WMM基本履歴】				
1 基本種別C	2 項目番号	3 基本情報キ一	4 変更年月日	5 変更時間
6 変更C	7 変更内容全角			

【WMM個人基本】				
1 整理番号	2 事務所C	3 税務署C	4 法源番号	5 再利用番号
6 当初整理番号	7 納税者番号	8 宛先番号	9 営業宛先番号	10 送付先C
11 送付先宛先番号	12 主業種別税業種C	13 主業種別税業種C	14 従業種1別税業種C	15 従業種1国税業種C
16 従業種2別税業種C	17 従業種2国税業種C	18 開業年月日	19 事業状態C	20 休業年月日
21 事業再開年月日	22 引継先整理番号	23 引継先整理番号	24 引継引受状態F	25 引継年月日
26 引受年月日	27 登録年月日	28 更新年月日		

【WMM個人減額原簿】				
1 減先税目C	2 減先整理番号	3 減先期別	4 減先調定区分C	5 減先登録年月日
6 減先科目C	7 減先還付先納税者番号	8 減元税目C	9 減元整理番号	10 減元期別
11 減元調定区分C	12 減元登録年月日	13 減元科目C	14 減元還付先納税者番号	15 減額額
16 統計年度	17 事務所C			

【WMM個人調定】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 事務所C	9 当初整理番号	10 調定年月日
11 法定納期限	12 1期納期限	13 1期災害延長納期限	14 1期繰上徴収年月日	15 2期納期限
16 2期災害延長納期限	17 2期繰上徴収年月日	18 納税告知書発付年月日	19 更新年月日	20 引受年月日
21 振賦課等調定区分C	22 振賦課等登録年月日	23 引継引受調定区分C	24 引継引受登録年月日	25 前回税額
26 今回税額	27 差引税額	28 前回1期税額累計	29 前回2期税額累計	30 前回随時税額累計
31 今回1期税額累計	32 今回2期税額累計	33 今回随時税額累計	34 差引1期税額累計	35 差引2期税額累計
36 差引随時税額累計	37 減額事由C	38 不均一課税免除C	39 今回不均一課税額	40 今回不均一課税額累計
41 課税免除C	42 今回課税免除額	43 今回課税免除額累計	44 減免C	45 今回減免額
46 今回減免額累計	47 今回免除額等累計	48 調定額	49 1期減額可能額	50 2期減額可能額
51 統計年度	52 統計年月	53 統計件数	54 収納統計件数	55 過年度減額額
56 過年度減額件数	57 納付番号	58 調定指示状態C	59 登録番号	60 県税課税C
61 当初調定F	62 国税区分C	63 国税処理日	64 青白区分C	65 国税課税C
66 国税データ番号	67 減額理由C	68 分割区分C	69 総人員	70 本県人員
71 主業種別税業種C	72 主業種別国税業種C	73 従業種1別税業種C	74 従業種1国税業種C	75 従業種2別税業種C
76 従業種2国税業種C	77 第1種3種所得金額	78 第1種3種青色控除額	79 第1種3種非課税所得額	80 第2種所得金額
81 第2種青色控除額	82 第2種非課税所得額	83 第3種助産婦等所得金額	84 第3種助産婦等青色控除額	85 第3種助産婦等非課税所得額
86 所得税専従者控除額	87 加算減算	88 事業専従者数	89 事業専従者控除額	90 事業主控除月数
91 事業主控除額	92 各種控除計	93 前回第1種3種課税標準額	94 前回第1種3種税額	95 前回第2種課税標準額
96 前回第2種税額	97 前回第3種助産婦等課税標準額	98 前回第3種助産婦等税額	99 今回第1種3種課税標準額	100 今回第1種3種税額
101 今回第2種課税標準額	102 今回第2種税額	103 今回第3種助産婦等課税標準額	104 今回第3種助産婦等税額	105 差引第1種3種課税標準額
106 差引第1種3種税額	107 差引第2種課税標準額	108 差引第2種税額	109 差引第3種助産婦等課税標準額	110 差引第3種助産婦等税額
111 今回課税標準額合計	112 今回課税標準額合計	113 差引課税標準額合計	114 配偶者区分C	115 自主調査区分C01
116 自主調査区分C02	117 自主調査区分C03			

【WMM国税データ】				
1 整理番号	2 期別	3 国税データ番号	4 事務所C	5 税務署C
6 法源番号	7 再利用番号	8 当初整理番号	9 引受年月日	10 国税税務署C
11 国税区分C	12 国税処理日	13 国税課税C	14 登録区分C	15 県税処理C
16 県税対象F	17 納税地漢字名称	18 納税地力ナ名称	19 納税地漢字名称補完C	20 納税地力ナ名称補完C
21 納税地郵便地等住所C	22 納税地漢字住所	23 納税地力ナ住所	24 納税地漢字住所補完C	25 納税地力ナ住所補完C
26 納税地郵便番号	27 納税地電話番号	28 関係者有無	29 納税地等従属漢字名称	30 納税地等従属力ナ名称
31 納税地等従属漢字名称補完C	32 納税地等従属力ナ名称補完C	33 納税地等C	34 主業種C	35 営業C
36 他事業C	37 農業C	38 不動産C	39 その他C	40 青白区分C
41 青白承認年分	42 青色取消年分	43 転出入C	44 転入年月日	45 関係者あて名漢字名称
46 関係者あて名力ナ名称	47 関係者あて名漢字名称補完C	48 関係者あて名力ナ名称補完C	49 関係者あて名関係者住所C	50 関係者あて名漢字住所
51 関係者あて名力ナ住所	52 関係者あて名漢字住所補完C	53 関係者あて名力ナ住所補完C	54 関係者あて名郵便番号	55 関係者あて名電話番号
56 関係者あて名関係者種別C	57 異動事由C	58 申告区分C	59 給与資金実人数	60 給与資金実人数
61 エラー有無F	62 収入金額営業	63 収入金額農業	64 収入金額他事業	65 収入金額不動産
66 収入金額給与	67 収入金額公的年金	68 収入金額その他雑	69 所得金額営業	70 所得金額農業
71 所得金額他事業	72 所得金額不動産	73 所得金額利子	74 所得金額配当	75 所得金額給与
76 所得金額雑	77 所得金額特別控除後短期譲渡	78 所得特別控除後長期譲渡金額	79 所得金額特別控除後一時	80 所得譲渡一時金額
81 総所得金額	82 収入金額土地等事業	83 収入金額土地等雑	84 所得金額土地等事業	85 所得金額土地等雑
86 株式の譲渡等所得	87 山林所得金額	88 退職所得金額	89 合計所得金額	90 所得控除配偶者控除
91 所得控除扶養控除	92 所得控除合計額	93 短期譲渡所得	94 長期譲渡所得	95 税額控除配当控除
96 税額控除住宅取得特別控除	97 税額控除災害減免	98 税額控除外国税額控除	99 税額控除源泉徴収額	100 申告納税額
101 専従者給与控除額	102 青色申告特別控除額	103 繰越損失控除額	104 加算税異動年月日	105 加算税異動事由
106 加算税1種類	107 加算税2種類	108 検索用納税地漢字名称	109 検索用納税地力ナ名称	110 登録年月日
111 更新年月日				

【WMM国税データ登録状況】				
1 事務所C	2 登録区分C	3 登録年月日	4 登録件数	

【WMM賦課参考医業】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 傷力障害有無F	9 社会保険診療所得の算定区分C	10 社会保険診療収入金額
11 自由診療収入金額	12 診療外収入金額	13 収入金額合計	14 対象割合	15 非対象割合
16 青色特別控除後所得	17 青色特別控除後所得決定金額	18 三税共通専従者人数	19 三税共通専従者給与	20 三税共通専従者給与決定金額
21 所得税青色特別控除額	22 所得税青色特別控除額決定金額	23 事業税のみ専従者人数	24 事業税のみ専従者給与	25 事業税のみ専従者給与決定金額
26 明確区分社会保険診療所得額	27 租税特別措置法適用C	28 社会保険診療所得	29 記載損失繰越控除額	30 災害資産損失繰越控除
31 災害資産繰越控除比較金額	32 災害資産繰越控除決定金額	33 事業資産繰越損失控除額	34 事業資産繰越損失控除額決定額	35 資産繰越損失繰越控除額
36 資産繰越損失繰越控除額比較額	37 資産繰越損失繰越控除額決定額	38 事業主控除前所得金額	39 医業外所得金額	40 医業外所得青色特別控除額
41 加算減算	42 通常税額	43 不区分税額	44 事業税適用C	45 当初整理番号
46 引受年月日	47 登録番号	48 更新年月日	49 事務所C	50 税額計算反映F

【WMM賦課参考自営業】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 専従者数	9 収入合計額	10 収入合比較金額
11 所得金額	12 経費率	13 請負業該当C01	14 請負業該当C02	15 請負業該当C03
16 請負業該当C04	17 請負業該当C05	18 申立不適F	19 事業税適用C	20 当初整理番号
21 引受年月日	22 登録番号	23 更新年月日	24 事務所C	

【WMM賦課参考住専業】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 区画有り台数	9 可能台数	10 収入合計額
11 所得金額	12 事業税適用C	13 当初整理番号	14 引受年月日	15 登録番号
16 更新年月日	17 事務所C			

【WMM賦課参考不動産貸付業】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 専従者数	9 貸家住宅用アパート等室数	10 貸家住宅用一戸建て棟数
11 貸地住宅件数	12 貸地住宅面積	13 貸家住宅以外貸しビル等室数	14 貸家住宅以外一戸建て棟数	15 貸地住宅以外件数
16 貸地住宅以外面積	17 収入合計額	18 所得金額	19 事業税適用C	20 当初整理番号
21 引受年月日	22 登録番号	23 更新年月日	24 事務所C	

【WMS市町村別統計情報】				
1 事務所C	2 統計年月	3 住所C	4 統計年度	5 第1種課税件数
6 第1種課税標準額	7 第1種年税額	8 第1種1期税額	9 第1種2期税額	10 第1種随時税額
11 第2種課税件数	12 第2種課税標準額	13 第2種年税額	14 第2種1期税額	15 第2種2期税額
16 第2種随時税額	17 第3種5課税件数	18 第3種5課税標準額	19 第3種5年税額	20 第3種51期税額
21 第3種52期税額	22 第3種5随時税額	23 第3種3課税件数	24 第3種3課税標準額	25 第3種3年税額
26 第3種31期税額	27 第3種32期税額	28 第3種3随時税額		

【WMS統計情報】				
1 事務所C	2 統計年月	3 統計年度	4 前年所得第1種増件数	5 前年所得第1種増課税額
6 前年所得第1種増年税額	7 前年所得第1種増1期税額	8 前年所得第1種増2期税額	9 前年所得第1種増随時税額	10 前年所得第1種減件数
11 前年所得第1種減税額	12 前年所得第2種増件数	13 前年所得第2種増課税額	14 前年所得第2種増年税額	15 前年所得第2種増1期税額
16 前年所得第2種増2期税額	17 前年所得第2種増随時税額	18 前年所得第2種減件数	19 前年所得第2種減税額	20 前年所得第3種増件数
21 前年所得第3種増課税額	22 前年所得第3種増年税額	23 前年所得第3種増1期税額	24 前年所得第3種増2期税額	25 前年所得第3種増随時税額
26 前年所得第3種減件数	27 前年所得第3種減税額	28 前年所得第3種増件数	29 前年所得第3種増課税額	30 前年所得第3種増年税額
31 前年所得第3種増1期税額	32 前年所得第3種増2期税額	33 前年所得第3種増随時税額	34 前年所得第3種減件数	35 前年所得第3種減税額
36 前年所得外第1種増件数	37 前年所得外第1種増課税額	38 前年所得外第1種増年税額	39 前年所得外第1種増1期税額	40 前年所得外第1種増2期税額
41 前年所得外第1種増随時税額	42 前年所得外第1種減件数	43 前年所得外第1種減税額	44 前年所得外第2種増件数	45 前年所得外第2種増課税額
46 前年所得外第2種増年税額	47 前年所得外第2種増1期税額	48 前年所得外第2種増2期税額	49 前年所得外第2種増随時税額	50 前年所得外第2種増減件数
51 前年所得外第2種減税額	52 前年所得外第3種増件数	53 前年所得外第3種増課税額	54 前年所得外第3種増年税額	55 前年所得外第3種増1期税額
56 前年所得外第3種増2期税額	57 前年所得外第3種増随時税額	58 前年所得外第3種減件数	59 前年所得外第3種減税額	60 前年所得外第3種増減件数
61 前年所得外第3種増課税額	62 前年所得外第3種増年税額	63 前年所得外第3種増1期税額	64 前年所得外第3種増2期税額	65 前年所得外第3種増随時税額
66 前年所得外第3種減件数	67 前年所得外第3種減税額	68 月報課税免除等増件数	69 月報課税免除等増課税額	70 月報課税免除等増年税額
71 月報課税免除等増1期税額	72 月報課税免除等増2期税額	73 月報課税免除等増随時税額	74 月報課税免除等減件数	75 月報課税免除等減税額
76 歳出払件数	77 歳出払額	78 収納増件数	79 収納増税額	80 収納減件数
81 収納減税額				

【WNM還付請求】				
1 整理番号	2 期別	3 調定区分C	4 登録年月日	5 科目C
6 還付先納税者番号	7 国税処理区分	8 国税還付処理年月日	9 還付先宛先番号	10 還付先口座管理番号
11 還付口座本店C	12 還付口座支店C	13 還付預金種別C	14 還付口座番号	

【WNM基本履歴】				
1 基本種別C	2 項目番号	3 基本情報キー	4 変更年月日	5 変更時間
6 変更C	7 変更内容全角			

【WNM交付金】				
1 交付年	2 交付月C	3 交付年度	4 交付すべき金額	5 前期以前錯誤額等
6 前期からの繰越額	7 交付すべき総額	8 当初予算額	9 補正予算額	10 合計額
11 既交付額	12 執行可能額	13 算出交付額合計	14 前回未交付額合計	15 調整額合計
16 交付額合計	17 通知書番号	18 裁決日		

【WNM交付金明細】				
1 交付年	2 交付月C	3 市区町村C	4 交付年度	5 本年度交付基準率
6 算出交付額	7 前回未交付額	8 調整額	9 交付額	10 第一期交付額
11 第二期交付額	12 第三期交付額			

【WNM申告明細】				
1 整理番号	2 期別	3 調定区分C	4 登録年月日	5 科目C
6 還付先納税者番号	7 営業所番号	8 納入金額		

【WNM利子割加算金調定】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 本税調定区分C	9 本税登録年月日	10 事務所C
11 申告期限	12 申告年月日	13 当初申告年月日	14 調定年月日	15 調定処理年月日
16 更正決定通知年月日	17 納税告知書発付年月日	18 法定納期限	19 納期限	20 災害延長納期限
21 指定納期限	22 災害延長指定納期限	23 繰上徴収年月日	24 更新年月日	25 振替調定区分C
26 振替登録年月日	27 今回加算金額	28 免除額等事由C	29 免除額等	30 免除額等累計
31 調定額	32 減額可能額	33 統計年度	34 統計年月	35 統計件数
36 過年度減額額	37 過年度減額件数	38 納付番号	39 調定指示状態C	40 加重検索F
41 今回増差税額	42 今回増差税額調整	43 加算金対象税額	44 差引加算金対象税額	45 加重金率
46 加算金額	47 加重対象F	48 期限内申告税額調整	49 加重加算金対象税額	50 加重計算控除税額
51 加重計算対象税額	52 加重加算金率	53 加重加算金額	54 旧事務所C	

【WNM利子割基本】				
1 整理番号	2 事務所C	3 識別C	4 特徴者本店C	5 特徴者支店C
6 店舗区分C	7 特徴者区分C	8 店舗名	9 届出事由C	10 申告書提出区分C
11 申請年月日	12 新設年月日	13 廃止年月日	14 廃止区分C	15 合併先納税者番号
16 合併先宛先番号	17 合併年月日	18 納税者番号	19 宛先番号	20 旧事務所C
21 取扱内部種別C01	22 納入支店C01	23 取扱内部種別C02	24 納入支店C02	25 取扱内部種別C03
26 納入支店C03	27 取扱内部種別C04	28 納入支店C04	29 取扱内部種別C05	30 納入支店C05
31 取扱内部種別C06	32 納入支店C06	33 取扱内部種別C07	34 納入支店C07	35 取扱内部種別C08
36 納入支店C08	37 取扱内部種別C09	38 納入支店C09	39 取扱内部種別C10	40 納入支店C10
41 取扱内部種別C11	42 納入支店C11	43 取扱内部種別C12	44 納入支店C12	45 取扱内部種別C13
46 納入支店C13	47 取扱内部種別C14	48 納入支店C14	49 取扱内部種別C15	50 納入支店C15
51 取扱内部種別C16	52 納入支店C16	53 取扱内部種別C17	54 納入支店C17	55 取扱内部種別C18
56 納入支店C18	57 取扱内部種別C19	58 納入支店C19	59 取扱内部種別C20	60 納入支店C20
61 取扱内部種別C21	62 納入支店C21	63 取扱内部種別C22	64 納入支店C22	65 取扱内部種別C23
66 納入支店C23	67 取扱内部種別C24	68 納入支店C24	69 取扱内部種別C25	70 納入支店C25
71 取扱内部種別C26	72 納入支店C26	73 取扱内部種別C27	74 納入支店C27	75 取扱内部種別C28
76 納入支店C28	77 取扱内部種別C29	78 納入支店C29	79 取扱内部種別C30	80 納入支店C30

【WNM利子割減額履歴】				
1 減先税目C	2 減先整理番号	3 減先期別	4 減先調定区分C	5 減先登録年月日
6 減先科目C	7 減先還付先納税者番号	8 減元税目C	9 減元整理番号	10 減元期別
11 減元調定区分C	12 減元登録年月日	13 減元科目C	14 減元還付先納税者番号	15 事務所C
16 減額額				

【WNM利子割調定】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 還付入力番号	9 事務所C	10 識別C
11 特徴者番号	12 支払年月	13 内部種別C	14 外部種別C	15 マル優代表支払年月
16 マル優額F	17 申告区分C	18 申告書類種別C	19 申告年月日	20 明細額F
21 更正決定理由C	22 マル優区分C	23 違反区分C	24 前回迄非居住者等額	25 前回迄その他額
26 前回迄支払違反額	27 前回迄税額違反額	28 前回迄支払額合計	29 前回迄税額合計	30 今回非居住者等額
31 今回その他額	32 今回支払違反額	33 今回税額違反額	34 今回支払額合計	35 今回税額合計
36 差引累計非居住者等額	37 差引累計その他額	38 差引累計支払違反額	39 差引累計税額違反額	40 差引累計支払額合計
41 差引累計税額合計	42 免除事由	43 免除額等	44 免除額等累計	45 税率登録状態C
46 申告期限	47 当初申告年月日	48 法定納期限	49 納期限	50 災害延長納期限
51 指定納期限	52 災害延長指定納期限	53 繰上徴収年月日	54 調定額	55 減額可能額
56 調定指示状態C	57 調定年月日	58 調定処理年月日	59 通知年月日	60 納税告知書発付年月日
61 統計年度	62 統計年月	63 統計件数	64 過年度減額額	65 過年度減額件数
66 振替調定区分C	67 振替登録年月日	68 納付番号	69 旧事務所C	70 更新年月日

【WNM利子割別税額】				
1 整理番号	2 期別	3 調定区分C	4 登録年月日	5 科目C
6 還付先納税者番号	7 明細番号	8 内部種別C	9 前回迄支払額	10 前回迄税額
11 今回支払額	12 今回税額	13 差引累計支払額	14 差引累計税額	

【WNS統計】				
1 事務所C	2 統計年度	3 統計年月	4 本税過年度減額額合計	5 本税過年度減額件数合計

【WNS統計明細】				
1 事務所C	2 統計年度	3 統計年月	4 内部種別C	5 課税支払額
6 課税税額	7 課税件数	8 非居住者等額	9 非居住者等件数	10 その他額
11 その他件数	12 申告支払額	13 申告税額	14 申告件数	15 更正決定支払額
16 更正決定税額	17 更正決定件数			

【WOM基本履歴】				
1 基本種別C	2 項目番号	3 基本情報キー	4 変更年月日	5 変更時間
6 変更C	7 変更内容全角			

【WOM共有情報欄】				
1 鉱区番号	2 納税者番号	3 納税者履歴番号	4 初回登録年月日	5 適用開始年月日
6 適用終了年月日	7 登録異動事由C	8 廃止異動事由C	9 異動年月日	10 代表者C
11 移転番号	12 現代表取扱区分C	13 宛先番号		

【WOM鉱区基本】				
1 鉱区番号	2 事務所C	3 鉱区県C	4 登録番号区分C	5 鉱区登録番号
6 廃止C	7 鉱区登録年月日	8 旧事務所C		

【WOM鉱区減額原簿】				
1 減先税目C	2 減先整理番号	3 減先期別	4 減先調定区分C	5 減先登録年月日
6 減先科目C	7 減先還付先納税者番号	8 減元税目C	9 減元整理番号	10 減元期別
11 減元調定区分C	12 減元登録年月日	13 減元科目C	14 減元還付先納税者番号	15 事務所C
16 減額額				

【WOM鉱区調定】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 事務所C	9 鉱区県C	10 登録番号区分C
11 鉱区登録番号	12 移転番号	13 負担年度	14 税率区分C	15 鉱区登録年月日
16 試掘満了年月日	17 面積延長	18 最長満了年月日	19 延長回数	20 異動面積延長
21 課税異動区分C	22 課税異動年月日	23 前回月数	24 前回税率	25 前回課税面積延長
26 前回税額	27 今回月数	28 今回税率	29 今回課税面積延長	30 今回税額
31 差引月数	32 差引税率	33 差引課税面積延長	34 差引税額	35 課税保留金額
36 免除事由	37 免除額等	38 免除額等累計	39 保留登録F	40 法定納期限
41 納期限	42 災害延長納期限	43 繰上徴収年月日	44 調定額	45 減額可能額
46 調定指示状態C	47 調定年月日	48 調定処理年月日	49 納税告知書発付年月日	50 統計年度
51 統計年月	52 統計件数	53 過年度減額額	54 過年度減額件数	55 繰越課税調定区分C
56 繰越課税登録年月日	57 納付番号	58 旧年度番号	59 更新年月日	60 鉱区所在地県C01
61 鉱区所在地市区郡C01	62 鉱区所在地県C02	63 鉱区所在地市区郡C02	64 鉱区所在地県C03	65 鉱区所在地市区郡C03
66 鉱区所在地県C04	67 鉱区所在地市区郡C04	68 鉱区所在地県C05	69 鉱区所在地市区郡C05	70 鉱区所在地県C06
71 鉱区所在地市区郡C06	72 鉱区所在地県C07	73 鉱区所在地市区郡C07	74 鉱区所在地県C08	75 鉱区所在地市区郡C08
76 鉱区所在地県C09	77 鉱区所在地市区郡C09	78 鉱区所在地県C10	79 鉱区所在地市区郡C10	80 鉱種名C01
81 鉱種名C02	82 鉱種名C03	83 鉱種名C04	84 鉱種名C05	85 鉱種名C06
86 鉱種名C07	87 鉱種名C08	88 鉱種名C09	89 鉱種名C10	90 鉱種名C11
91 鉱種名C12	92 鉱種名C13	93 鉱種名C14	94 鉱種名C15	95 鉱種名C16
96 鉱種名C17	97 鉱種名C18	98 鉱種名C19	99 鉱種名C20	100 鉱種名C21
101 鉱種名C22	102 鉱種名C23	103 鉱種名C24	104 鉱種名C25	

【WOS統計】				
1 事務所C	2 統計年度	3 統計年月	4 増減区分	5 現調定件数01
6 現面積延長合計01	7 現税額合計01	8 現内訳当初税額01	9 現内訳随時税額01	10 現調定件数02
11 現面積延長合計02	12 現税額合計02	13 現内訳当初税額02	14 現内訳随時税額02	15 現調定件数03
16 現面積延長合計03	17 現税額合計03	18 現内訳当初税額03	19 現内訳随時税額03	20 現調定件数04
21 現面積延長合計04	22 現税額合計04	23 現内訳当初税額04	24 現内訳随時税額04	25 現調定件数05
26 現面積延長合計05	27 現税額合計05	28 現内訳当初税額05	29 現内訳随時税額05	30 現調定件数06
31 現面積延長合計06	32 現税額合計06	33 現内訳当初税額06	34 現内訳随時税額06	35 現調定件数07
36 現面積延長合計07	37 現税額合計07	38 現内訳当初税額07	39 現内訳随時税額07	40 現調定件数08
41 現面積延長合計08	42 現税額合計08	43 現内訳当初税額08	44 現内訳随時税額08	45 現調定件数09
46 現面積延長合計09	47 現税額合計09	48 現内訳当初税額09	49 現内訳随時税額09	50 現調定件数10
51 現面積延長合計10	52 現税額合計10	53 現内訳当初税額10	54 現内訳随時税額10	55 現調定件数11
56 現面積延長合計11	57 現税額合計11	58 過内訳当初税額11	59 過内訳随時税額11	60 過調定件数01
61 過面積延長合計01	62 過税額合計01	63 過内訳当初税額01	64 過内訳随時税額01	65 過調定件数02
66 過面積延長合計02	67 過税額合計02	68 過内訳当初税額02	69 過内訳随時税額02	70 過調定件数03
71 過面積延長合計03	72 過税額合計03	73 過内訳当初税額03	74 過内訳随時税額03	75 過調定件数04
76 過面積延長合計04	77 過税額合計04	78 過内訳当初税額04	79 過内訳随時税額04	80 過調定件数05
81 過面積延長合計05	82 過税額合計05	83 過内訳当初税額05	84 過内訳随時税額05	85 過調定件数06
86 過面積延長合計06	87 過税額合計06	88 過内訳当初税額06	89 過内訳随時税額06	90 過調定件数07
91 過面積延長合計07	92 過税額合計07	93 過内訳当初税額07	94 過内訳随時税額07	95 過調定件数08
96 過面積延長合計08	97 過税額合計08	98 過内訳当初税額08	99 過内訳随時税額08	100 過調定件数09
101 過面積延長合計09	102 過税額合計09	103 過内訳当初税額09	104 過内訳随時税額09	105 過調定件数10
106 過面積延長合計10	107 過税額合計10	108 過内訳当初税額10	109 過内訳随時税額10	110 過調定件数11
111 過面積延長合計11	112 過税額合計11	113 過内訳当初税額11	114 過内訳随時税額11	115 税額総合計
116 過年度減額件数合計	117 過年度減額面積延長合計	118 過年度減額額合計	119 過年度減額内訳当初税額	120 過年度減額内訳随時税額

【WRMたばこ加算金調定】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 本税調定区分C	9 本税登録年月日	10 事務所C
11 申告期限	12 申告年月日	13 当初申告年月日	14 調定年月日	15 調定処理年月日
16 更正決定通知年月日	17 納税告知書発付年月日	18 法定納期限	19 納期限	20 災害延長納期限
21 指定納期限	22 災害延長指定納期限	23 繰上徴収年月日	24 更新年月日	25 繰越調定区分C
26 繰越登録年月日	27 今回加算金額	28 免除額等事由C	29 免除額等	30 免除額等累計
31 調定額	32 減額可能額	33 統計年度	34 統計年月	35 統計件数
36 過年度減額額	37 過年度減額件数	38 納付番号	39 調定指示状態C	40 今回増差税額
41 今回増差税額調整	42 加算金対象税額	43 差引加算金対象税額	44 加算金率	45 加算金額
46 期限内申告税額調整	47 加重加算金対象税額	48 加重計算控除税額	49 加重計算対象税額	50 加重加算金率
51 加重加算金額	52 旧事務所C			

【WRMたばこ基本】				
1 整理番号	2 納税者番号	3 宛先番号	4 事務所C	5 事業者C
6 業種区分C	7 販売区分C	8 特例有無C	9 管轄税務署C	10 登録年月日
11 廃止年月日	12 休業始期	13 休業終期	14 送付先宛先番号	15 旧事務所C

【WRMたばこ減額原簿】				
1 減先税目C	2 減先整理番号	3 減先期別	4 減先調定区分C	5 減先登録年月日
6 減先科目C	7 減先還付先納税者番号	8 減元税目C	9 減元整理番号	10 減元期別
11 減元調定区分C	12 減元登録年月日	13 減元科目C	14 減元還付先納税者番号	15 事務所C
16 減額額				

【WRMたばこ調定】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 事務所C	9 申告期限	10 申告年月日
11 調定年月日	12 調定処理年月日	13 更正決定通知年月日	14 納税告知書発付年月日	15 法定納期限
16 納期限	17 災害延長納期限	18 指定納期限	19 災害延長指定納期限	20 繰上徴収年月日
21 更新年月日	22 繰越調定区分C	23 繰越登録年月日	24 免除事由	25 免除額等
26 免除額等累計	27 調定額	28 減額可能額	29 統計年度	30 統計年月
31 統計件数	32 過年度減額額	33 過年度減額件数	34 納付番号	35 調定指示状態C
36 特例申告月C	37 前回旧3外課税標準数量	38 前回旧3級課税標準数量	39 前回旧3外税額	40 前回旧3級税額
41 前回税額合計	42 前回旧3外課税免除本数	43 前回旧3級課税免除本数	44 前回旧3外免除税額	45 前回旧3級免除税額
46 前回免除税額合計	47 前回旧3外返還控除本数	48 前回旧3級返還控除本数	49 前回旧3外返還控除金額	50 前回旧3級返還控除金額
51 前回返還控除金額合計	52 前回旧3外実質消費本数	53 前回旧3級実質消費本数	54 前回差引額	55 前回繰上処理額
56 今回旧3外課税標準数量	57 今回旧3外課税標準数量	58 今回旧3外税額	59 今回旧3級税額	60 今回税額合計
61 今回旧3外課税免除本数	62 今回旧3級課税免除本数	63 今回旧3外免除税額	64 今回旧3級免除税額	65 今回免除税額合計
66 今回旧3外返還控除本数	67 今回旧3級返還控除本数	68 今回旧3外返還控除金額	69 今回旧3級返還控除金額	70 今回返還控除金額合計
71 今回旧3外実質消費本数	72 今回旧3級実質消費本数	73 今回差引額	74 今回繰上処理額	75 差引旧3外課税標準数量
76 差引旧3級課税標準数量	77 差引旧3外税額	78 差引旧3級税額	79 差引税額合計	80 差引旧3外課税免除本数
81 差引旧3級課税免除本数	82 差引旧3外免除税額	83 差引旧3級免除税額	84 差引免除税額合計	85 差引旧3外返還控除本数
86 差引旧3級返還控除本数	87 差引旧3外返還控除金額	88 差引旧3級返還控除金額	89 差引返還控除金額合計	90 差引旧3外実質消費本数
91 差引旧3級実質消費本数	92 差引差引額	93 差引繰上処理額	94 税率旧3級品外	95 税率旧3級品
96 旧事務所C				

【WRMメモ情報】				
1 整理番号	2 メモ項番	3 メモ	4 記載年月日	

【WRM基本履歴】				
1 基本種別C	2 項目番号	3 基本情報キー	4 変更年月日	5 変更時間
6 変更C	7 変更内容内角			

【WRM統計情報】				
1 事務所C	2 実績年月	3 調定年月	4 統計年度	5 統計年月
6 調定区分C	7 販売区分C	8 調定件数	9 IB3外課税標準数量	10 IB3級課税標準数量
11 IB3外税額	12 IB3級税額	13 課税税額合計	14 IB3外課税免除本数	15 IB3級課税免除本数
16 IB3外免除税額	17 IB3級免除税額	18 免除税額合計	19 IB3外返還控除本数	20 IB3級返還控除本数
21 IB3外返還控除金額	22 IB3級返還控除金額	23 返還控除金額合計	24 IB3外実質消費本数	25 IB3級実質消費本数
26 差引額	27 歳出処理額	28 IB事務所C		

【WRM納期限変更情報】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 納期限変更番号	9 事務所C	10 本税登録年月日
11 申請年月日	12 納期限変更理由C	13 延長後納期限	14 対象税額	15 決議番号
16 決裁年月日	17 決議書区分C	18 決裁内容C		

【WSMゴルフ加算金調定】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 本税調定区分C	9 本税登録年月日	10 事務所C
11 申告期限	12 申告年月日	13 当初申告年月日	14 調定年月日	15 調定処理年月日
16 更正決定通知年月日	17 納税告知書発付年月日	18 法定納期限	19 納期限	20 災害延長納期限
21 指定納期限	22 災害延長指定納期限	23 繰上徴収年月日	24 更新年月日	25 繰上徴収区分C
26 繰上登録年月日	27 今回加算金額	28 免除額等事由C	29 免除額等	30 免除額等累計
31 調定額	32 減額可能額	33 統計年度	34 統計年月	35 統計件数
36 過年度減額額	37 過年度減額件数	38 納付番号	39 調定指示状態C	40 加重検索F
41 今回増差税額	42 今回増差税額調整	43 加算金対象税額	44 差引加算金対象税額	45 加算金率
46 加算金額	47 加重対象F	48 期限内申告税額調整	49 加重加算金対象税額	50 加重計算控除税額
51 加重計算対象税額	52 加重加算金率	53 加重加算金額	54 IB事務所C	

【WSMゴルフ基本】				
1 整理番号	2 納税者番号	3 宛先番号	4 施設宛先番号	5 事務所C
6 開業年月日	7 廃止年月日	8 休業始期	9 休業終期	10 会員総数
11 定休日C	12 セルフ営業有無C	13 ホール数	14 総延長	15 平均
16 変更年月日	17 特例適用年月日	18 等級税率C	19 税率適用年月日	20 送付先C
21 送付先宛先番号	22 IB事務所C			

【WSMゴルフ減額繰越】				
1 減先税目C	2 減先整理番号	3 減先期別	4 減先調定区分C	5 減先登録年月日
6 減先科目C	7 減先還付先納税者番号	8 減元税目C	9 減元整理番号	10 減元期別
11 減元調定区分C	12 減元登録年月日	13 減元科目C	14 減元還付先納税者番号	15 事務所C
16 減額額				

【WSMゴルフ調定】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 事務所C	9 申告期限	10 申告年月日
11 調定年月日	12 調定処理年月日	13 更正決定通知年月日	14 納税告知書発付年月日	15 法定納期限
16 納期限	17 災害延長納期限	18 指定納期限	19 災害延長指定納期限	20 繰上徴収年月日
21 更新年月日	22 繰上登録年月日	23 繰上徴収事由	24 免除事由	25 免除額等
26 免除額等累計	27 前回税額	28 今回税額	29 差引税額	30 調定額
31 減額可能額	32 統計年度	33 統計年月	34 統計件数	35 過年度減額額
36 過年度減額件数	37 納付番号	38 調定指示状態C	39 前回通常利用平日人員	40 前回通常利用土曜人員
41 前回通常利用日祝人員	42 前回通常利用人員合計	43 前回通常利用税額	44 前回特例利用平日人員合計	45 前回特例利用土曜人員合計
46 前回特例利用日祝人員合計	47 前回特例利用人員合計	48 前回非課税利用平日人員合計	49 前回非課税利用土曜人員合計	50 前回非課税利用日祝人員合計
51 前回非課税利用日祝人員合計	52 前回非課税利用人員合計	53 前回対象外利用平日人員合計	54 前回対象外利用土曜人員合計	55 前回対象外利用日祝人員合計
56 前回対象外利用人員合計	57 今回通常利用平日人員	58 今回通常利用土曜人員	59 今回通常利用日祝人員	60 今回通常利用人員合計
61 今回通常利用税額	62 今回特例利用平日人員合計	63 今回特例利用土曜人員合計	64 今回特例利用日祝人員合計	65 今回特例利用人員合計
66 今回特例利用税額	67 今回非課税利用平日人員合計	68 今回非課税利用土曜人員合計	69 今回非課税利用日祝人員合計	70 今回非課税利用人員合計
71 今回対象外利用平日人員合計	72 今回対象外利用土曜人員合計	73 今回対象外利用日祝人員合計	74 今回対象外利用人員合計	75 差引通常利用平日人員
76 差引通常利用土曜人員	77 差引通常利用日祝人員	78 差引通常利用人員合計	79 差引通常利用税額	80 差引特例利用平日人員合計
81 差引特例利用土曜人員合計	82 差引特例利用日祝人員合計	83 差引特例利用人員合計	84 差引特例利用税額	85 差引非課税利用平日人員合計
86 差引非課税利用土曜人員合計	87 差引非課税利用日祝人員合計	88 差引非課税利用人員合計	89 差引対象外利用平日人員合計	90 差引対象外利用土曜人員合計
91 差引対象外利用日祝人員合計	92 差引対象外利用人員合計	93 IB事務所C		

【WSMピタ料金情報】				
1 整理番号	2 一連番号	3 ピタ料金種別	4 ピタ平日	5 ピタ土曜
6 ピタ日祝				

【WSMメンバ料金情報】				
1 整理番号	2 一連番号	3 メンバ料金種別	4 メンバ平日	5 メンバ土曜
6 メンバ日祝				

【WSM課税情報】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 税率適用年月日	9 等級税率C	10 税率額
11 決裁内容C	12 前回通常利用平日人員	13 前回通常利用土曜人員	14 前回通常利用日祝人員	15 前回通常利用人員合計
16 前回通常利用税額	17 前回特例利用平日人員合計	18 前回特例利用土曜人員合計	19 前回特例利用日祝人員合計	20 前回特例利用人員合計
21 前回特例利用税額	22 前回非課税利用平日人員合計	23 前回非課税利用土曜人員合計	24 前回非課税利用日祝人員合計	25 前回非課税利用人員合計
26 前回対象外利用平日人員合計	27 前回対象外利用土曜人員合計	28 前回対象外利用日祝人員合計	29 前回対象外利用人員合計	30 今回通常利用平日人員
31 今回通常利用土曜人員	32 今回通常利用日祝人員	33 今回通常利用人員合計	34 今回通常利用税額	35 今回特例利用平日人員合計
36 今回特例利用土曜人員合計	37 今回特例利用日祝人員合計	38 今回特例利用人員合計	39 今回特例利用税額	40 今回非課税利用平日人員合計
41 今回非課税利用土曜人員合計	42 今回非課税利用日祝人員合計	43 今回非課税利用人員合計	44 今回対象外利用平日人員合計	45 今回対象外利用土曜人員合計
46 今回対象外利用日祝人員合計	47 今回対象外利用人員合計	48 差引通常利用平日人員	49 差引通常利用土曜人員	50 差引通常利用日祝人員
51 差引通常利用人員合計	52 差引通常利用税額	53 差引特例利用平日人員合計	54 差引特例利用土曜人員合計	55 差引特例利用日祝人員合計
56 差引非課税利用人員合計	57 差引非課税利用税額	58 差引非課税利用平日人員合計	59 差引非課税利用土曜人員合計	60 差引非課税利用日祝人員合計
61 差引非課税利用人員合計	62 差引対象外利用平日人員合計	63 差引対象外利用土曜人員合計	64 差引対象外利用日祝人員合計	65 差引対象外利用人員合計

【WSM基本履歴】				
1 基本種別C	2 項目番号	3 基本情報キー	4 変更年月日	5 変更時間
6 変更C	7 変更内容全角			

【WSM交付金情報】				
1 交付年	2 交付月C	3 交付年度	4 当初予算額	5 補正予算額
6 合計額	7 既交付額	8 執行可能額	9 通知書番号	10 決裁年月日

【WSM市町村情報】				
1 交付年	2 交付月C	3 市区町村C	4 交付年度	5 収入額計
6 交付相当額	7 前回未交付額	8 調整額	9 交付額	10 第一期交付額
11 第二期交付額	12 第三期交付額			

【WSM市町村内訳】				
1 交付年	2 交付月C	3 市区町村C	4 整理番号	5 交付年度
6 施設名	7 収入額	8 割値	9 面積	10 按分率
11 交付相当額	12 またがる市町村C1	13 またがる市町村C2	14 3市町村以上F	

【WSM適用税率】				
1 整理番号	2 一連番号	3 税率適用年月日	4 等級税率C	5 決裁内容C
6 決裁年月日	7 決議書番号			

【WSM統計情報】				
1 事務所C	2 実績年月	3 調定年月	4 統計年度	5 統計年月
6 調定区分C	7 調定件数	8 通常利用人員合計	9 通常利用税額	10 特例利用人員合計
11 特例利用税額	12 非課税利用人員合計	13 対象外利用人員合計	14 IB事務所C	

【WSM特例種別情報】				
1 整理番号	2 一連番号	3 特例種別C		

【WSM面積情報】				
1 整理番号	2 市区町村C	3 面積	4 按分率	

【WSM利用明細情報】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 税率適用年月日	9 利用明細種別C	10 明細区分C
11 前回平日人員	12 前回土曜人員	13 前回日祝人員	14 前回合計人員	15 今回平日人員
16 今回土曜人員	17 今回日祝人員	18 今回合計人員	19 差引平日人員	20 差引土曜人員
21 差引日祝人員	22 差引合計人員			

【WST月別収入額】				
1 統計年月	2 整理番号	3 交付年度	4 交付年	5 交付月C
6 収入額				

【WTM基本情報】				
1 基本種別C	2 項目番号	3 基本情報キー	4 変更年月日	5 変更時間
6 変更C	7 変更内容全角			

【WTM特異基本】				
1 狩猟者整理番号	2 納税者番号	3 宛先番号	4 事務所C	5 猟友会番号
6 旧事務所C				

【WTM特異減額履歴】				
1 減先税目C	2 減先整理番号	3 減先期別	4 減先調定区分C	5 減先登録年月日
6 減先科目C	7 減先還付先納税者番号	8 減元税目C	9 減元整理番号	10 減元期別
11 減元調定区分C	12 減元登録年月日	13 減元科目C	14 減元還付先納税者番号	15 事務所C
16 減額額				

【WTM特異申告】				
1 狩猟者整理番号	2 期別	3 免許区分C	4 区域区分C	5 登録年月日
6 狼膠申告登録年月日	7 事務所C	8 猟友会番号	9 前回軽減税率区分C	10 前回納付税額
11 前回証紙徴収税額	12 前回普通徴収税額	13 前回税額合計	14 今回軽減税率区分C	15 今回納付税額
16 今回証紙徴収税額	17 今回普通徴収税額	18 今回税額合計	19 差引納付税額	20 差引証紙徴収税額
21 差引普通徴収税額	22 差引税額合計	23 貼付証紙額C	24 非課税F	25 証紙徴収F
26 証紙徴収整理番号	27 証紙調定区分C	28 証紙登録年月日	29 証紙科目C	30 証紙還付先納税者番号
31 証紙調定指示状態C	32 狩猟者証紙統計件数	33 狩猟者証紙減額可能額	34 普通徴収F	35 普通調定区分C
36 普通登録年月日	37 普通科目C	38 普通還付先納税者番号	39 普通調定指示状態C	40 狩猟者普通統計件数
41 狩猟者普通減額可能額	42 更新年月日	43 旧事務所C		

【WTM特異調定】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 事務所C	9 申告期限	10 申告年月日
11 調定年月日	12 調定処理年月日	13 更正決定通知年月日	14 納税告知書発付年月日	15 法定納期限
16 納期限	17 災害延長納期限	18 指定納期限	19 災害延長指定納期限	20 繰上徴収年月日
21 更新年月日	22 狼膠調定区分C	23 狼膠登録年月日	24 前回税額	25 今回税額
26 差引税額	27 免除事由	28 免除額等	29 免除額等累計	30 調定額
31 減額可能額	32 統計年度	33 統計年月	34 統計件数	35 過年度減額額
36 過年度減額件数	37 納付番号	38 調定指示状態C	39 徴収区分C	40 猟友会番号
41 旧事務所C				

【WTM統計情報】				
1 事務所C	2 統計年度	3 統計年月	4 免許区分C	5 区域区分C
6 軽減税率区分C	7 徴収区分C	8 狩猟件数	9 狩猟税額	

【WTM猟友基本】				
1 整理番号	2 猟友会番号	3 納税者番号	4 宛先番号	5 事務所C
6 農林事務所C	7 所属支部C	8 狩猟状態C	9 旧事務所C	

【WVM基本履歴】				
1 基本種別C	2 項目番号	3 基本情報キー	4 変更年月日	5 変更時間
6 変更C	7 変更内容全角			

【WVM狼油加算金調定】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 事務所C	9 申告区分C	10 調定年月日
11 調定処理年月日	12 当初申告年月日	13 申告年月日	14 申告期限	15 更正決定通知年月日
16 法定納期限	17 納期限	18 災害延長納期限	19 指定納期限	20 災害延長指定納期限
21 繰上徴収年月日	22 納税告知書発付年月日	23 更新年月日	24 本税調定区分C	25 本税登録年月日
26 狼膠調定区分C	27 狼膠登録年月日	28 今回加算金額	29 納入義務免除事由C	30 納入義務免除額
31 納入義務免除額累計	32 免除額等事由C	33 免除額等	34 免除額等累計	35 調定額
36 減額可能額	37 統計年度	38 統計年月	39 統計件数	40 過年度減額額
41 過年度減額件数	42 納付番号	43 調定指示状態C	44 今回増差税額	45 今回増差税額調整
46 加算金対象税額	47 差引加算金対象税額	48 加算金率	49 加算金額	50 期限内申告税額調整
51 加重加算金対象税額	52 加重計算控除税額	53 加重計算対象税額	54 加重加算金率	55 加重加算金額

【WVM狼油基本】				
1 整理番号	2 事務所C	3 県C	4 納税者番号	5 宛先番号
6 事業者番号	7 屋号	8 代表者名	9 状況C	10 業種C
11 申請年月日	12 処理区分C	13 適用年月日	14 休止開始年月日	15 休止終了年月日
16 フレプリント要否F				

【WVM狼油減額履歴】				
1 減先税目C	2 減先整理番号	3 減先期別	4 減先調定区分C	5 減先登録年月日
6 減先科目C	7 減先還付先納税者番号	8 減元税目C	9 減元整理番号	10 減元期別
11 減元調定区分C	12 減元登録年月日	13 減元科目C	14 減元還付先納税者番号	15 事務所C
16 減額額				

【WVM狼油交付金】				
1 整理番号	2 交付年度	3 交付番号	4 名称力ナ	5 名称漢字
6 納期内納入額合計	7 猶予内納入額合計	8 納期後納入額合計	9 猶予後納入額合計	10 納期内交付算出額
11 猶予内交付算出額	12 交付金額合計	13 申請年月日	14 決議書区分	15 決議書番号
16 決裁内容C	17 処理状態C	18 承認取消F	19 決裁年月日	20 交付決定額
21 事務所C	22 申告年月1	23 実績年月1	24 納期内納入年月日1	25 納期内納入額1
26 猶予内納入年月日1	27 猶予内納入額1	28 納期後納入年月日1	29 納期後納入額1	30 猶予後納入年月日1
31 猶予後納入額1	32 申告年月2	33 実績年月2	34 納期内納入年月日2	35 納期内納入額2
36 猶予内納入年月日2	37 猶予内納入額2	38 納期後納入年月日2	39 納期後納入額2	40 猶予後納入年月日2
41 猶予後納入額2	42 申告年月3	43 実績年月3	44 納期内納入年月日3	45 納期内納入額3
46 猶予内納入年月日3	47 猶予内納入額3	48 納期後納入年月日3	49 納期後納入額3	50 猶予後納入年月日3
51 猶予後納入額3	52 申告年月4	53 実績年月4	54 納期内納入年月日4	55 納期内納入額4
56 猶予内納入年月日4	57 猶予内納入額4	58 納期後納入年月日4	59 納期後納入額4	60 猶予後納入年月日4
61 猶予後納入額4	62 申告年月5	63 実績年月5	64 納期内納入年月日5	65 納期内納入額5
66 猶予内納入年月日5	67 猶予内納入額5	68 納期後納入年月日5	69 納期後納入額5	70 猶予後納入年月日5
71 猶予後納入額5	72 申告年月6	73 実績年月6	74 納期内納入年月日6	75 納期内納入額6
76 猶予内納入年月日6	77 猶予内納入額6	78 納期後納入年月日6	79 納期後納入額6	80 猶予後納入年月日6
81 猶予後納入額6	82 申告年月7	83 実績年月7	84 納期内納入年月日7	85 納期内納入額7
86 猶予内納入年月日7	87 猶予内納入額7	88 納期後納入年月日7	89 納期後納入額7	90 猶予後納入年月日7
91 猶予後納入額7	92 申告年月8	93 実績年月8	94 納期内納入年月日8	95 納期内納入額8
96 猶予内納入年月日8	97 猶予内納入額8	98 納期後納入年月日8	99 納期後納入額8	100 猶予後納入年月日8
101 猶予後納入額8	102 申告年月9	103 実績年月9	104 納期内納入年月日9	105 納期内納入額9
106 猶予内納入年月日9	107 猶予内納入額9	108 納期後納入年月日9	109 納期後納入額9	110 猶予後納入年月日9
111 猶予後納入額9	112 申告年月10	113 実績年月10	114 納期内納入年月日10	115 納期内納入額10
116 猶予内納入年月日10	117 猶予内納入額10	118 納期後納入年月日10	119 納期後納入額10	120 猶予後納入年月日10
121 猶予後納入額10	122 申告年月11	123 実績年月11	124 納期内納入年月日11	125 納期内納入額11
126 猶予内納入年月日11	127 猶予内納入額11	128 納期後納入年月日11	129 納期後納入額11	130 猶予後納入年月日11
131 猶予後納入額11	132 申告年月12	133 実績年月12	134 納期内納入年月日12	135 納期内納入額12
136 猶予内納入年月日12	137 猶予内納入額12	138 納期後納入年月日12	139 納期後納入額12	140 猶予後納入年月日12
141 猶予後納入額12	142 管理番号	143 本店C	144 支店C	145 銀行名
146 支店名	147 預金種別C	148 預金種別	149 口座番号	150 口座名義人

【WVM軽油(報告)】				
1 配布票コード	2 事業者番号	3 業者番号	4 更新履歴番号	5 主事業所番号
6 業者区分	7 仮特約F	8 免許取消F	9 免許取得F	10 名称力ナ
11 名称漢字	12 営業月F101	13 営業月F102	14 営業月F103	15 営業月F104
16 営業月F105	17 営業月F106	18 営業月F107	19 営業月F108	20 営業月F109
21 営業月F110	22 営業月F111	23 営業月F112	24 営業月F201	25 営業月F202
26 営業月F203	27 営業月F204	28 営業月F205	29 営業月F206	30 営業月F207
31 営業月F208	32 営業月F209	33 営業月F210	34 営業月F211	35 営業月F212
36 営業月F301	37 営業月F302	38 営業月F303	39 営業月F304	40 営業月F305
41 営業月F306	42 営業月F307	43 営業月F308	44 営業月F309	45 営業月F310
46 営業月F311	47 営業月F312	48 営業月F401	49 営業月F402	50 営業月F403
51 営業月F404	52 営業月F405	53 営業月F406	54 営業月F407	55 営業月F408
56 営業月F409	57 営業月F410	58 営業月F411	59 営業月F412	60 営業月F501
61 営業月F502	62 営業月F503	63 営業月F504	64 営業月F505	65 営業月F506
66 営業月F507	67 営業月F508	68 営業月F509	69 営業月F510	70 営業月F511
71 営業月F512	72 営業月F601	73 営業月F602	74 営業月F603	75 営業月F604
76 営業月F605	77 営業月F606	78 営業月F607	79 営業月F608	80 営業月F609
81 営業月F610	82 営業月F611	83 営業月F612	84 営業月F701	85 営業月F702
86 営業月F703	87 営業月F704	88 営業月F705	89 営業月F706	90 営業月F707
91 営業月F708	92 営業月F709	93 営業月F710	94 営業月F711	95 営業月F712
96 営業月F801	97 営業月F802	98 営業月F803	99 営業月F804	100 営業月F805
101 営業月F806	102 営業月F807	103 営業月F808	104 営業月F809	105 営業月F810
106 営業月F811	107 営業月F812	108 営業月F901	109 営業月F902	110 営業月F903
111 営業月F904	112 営業月F905	113 営業月F906	114 営業月F907	115 営業月F908
116 営業月F909	117 営業月F910	118 営業月F911	119 営業月F912	120 LASDEC更新年月日
121 初回取得年度	122 更新理由C	123 状況C	124 業種C	

【WVM軽油(事業所)】				
1 配布票コード	2 事業者番号	3 事業所番号	4 更新履歴番号	5 業者区分
6 名称力ナ	7 名称漢字	8 住所力ナ	9 住所漢字	10 電話番号
11 CTVコード	12 所轄事務所コード	13 営業月F101	14 営業月F102	15 営業月F103
16 営業月F104	17 営業月F105	18 営業月F106	19 営業月F107	20 営業月F108
21 営業月F109	22 営業月F110	23 営業月F111	24 営業月F112	25 営業月F201
26 営業月F202	27 営業月F203	28 営業月F204	29 営業月F205	30 営業月F206
31 営業月F207	32 営業月F208	33 営業月F209	34 営業月F210	35 営業月F211
36 営業月F212	37 営業月F301	38 営業月F302	39 営業月F303	40 営業月F304
41 営業月F305	42 営業月F306	43 営業月F307	44 営業月F308	45 営業月F309
46 営業月F310	47 営業月F311	48 営業月F312	49 営業月F401	50 営業月F402
51 営業月F403	52 営業月F404	53 営業月F405	54 営業月F406	55 営業月F407
56 営業月F408	57 営業月F409	58 営業月F410	59 営業月F411	60 営業月F412
61 営業月F501	62 営業月F502	63 営業月F503	64 営業月F504	65 営業月F505
66 営業月F506	67 営業月F507	68 営業月F508	69 営業月F509	70 営業月F510
71 営業月F511	72 営業月F512	73 営業月F601	74 営業月F602	75 営業月F603
76 営業月F604	77 営業月F605	78 営業月F606	79 営業月F607	80 営業月F608
81 営業月F609	82 営業月F610	83 営業月F611	84 営業月F612	85 営業月F701
86 営業月F702	87 営業月F703	88 営業月F704	89 営業月F705	90 営業月F706
91 営業月F707	92 営業月F708	93 営業月F709	94 営業月F710	95 営業月F711
96 営業月F712	97 営業月F801	98 営業月F802	99 営業月F803	100 営業月F804
101 営業月F805	102 営業月F806	103 営業月F807	104 営業月F808	105 営業月F809
106 営業月F810	107 営業月F811	108 営業月F812	109 営業月F901	110 営業月F902
111 営業月F903	112 営業月F904	113 営業月F905	114 営業月F906	115 営業月F907
116 営業月F908	117 営業月F909	118 営業月F910	119 営業月F911	120 営業月F912
121 LASDEC更新年月日	122 事務所コード	123 整理番号	124 初回取得年度	125 仮特約F
126 更新理由C	127 状況C	128 業種C	129 本店F	

【WVM軽油(課定)】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 課定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 事務所C	9 申告区分C	10 課定年月日
11 課定処理年月日	12 当初申告年月日	13 申告年月日	14 更正請求年月日	15 申告期限
16 更正決定通知年月日	17 法定納期限	18 納期限	19 災害延長納期限	20 指定納期限
21 災害延長指定納期限	22 繰上徴収年月日	23 納税告知書発行年月日	24 更新年月日	25 繰上課定区分C
26 課税登録年月日	27 軽油税率	28 前回税額	29 今回税額	30 差引税額
31 納入義務免除事由C	32 納入義務免除額	33 納入義務免除額累計	34 免除額等事由C	35 免除額等
36 免除額等累計	37 減額事由C	38 課定額	39 減額可能額	40 統計年度
41 統計年月	42 統計件数	43 過年度減額額	44 過年度減額件数	45 納付番号
46 課定指示状態C	47 前回数量イ	48 前回数量ロ	49 前回数量ハ	50 前回数量ニ
51 前回数量ホ	52 前回数量ヘ	53 前回数量ト	54 前回数量チ	55 前回数量リ
56 前回課税標準量	57 今回数量イ	58 今回数量ロ	59 今回数量ハ	60 今回数量ニ
61 今回数量ホ	62 今回数量ヘ	63 今回数量ト	64 今回数量チ	65 今回数量リ
66 今回課税標準量	67 差引数量イ	68 差引数量ロ	69 差引数量ハ	70 差引数量ニ
71 差引数量ホ	72 差引数量ヘ	73 差引数量ト	74 差引数量チ	75 差引数量リ
76 差引課税標準量				

【WVM軽油(報告書)】				
1 整理番号	2 報告年月日	3 実績年月	4 報告書種別C	5 名称力ナ
6 名称漢字	7 報告書頁数	8 合計数量1	9 課税済合計数量1	10 合計数量2
11 課税済合計数量2	12 入力合計数量1	13 入力課税済合計数量1	14 入力合計数量2	15 入力課税済合計数量2
16 区分元F	17 区分分F	18 区分型F	19 報告書エラー有無F	

【WVM軽油(報告書明細)】				
1 整理番号	2 報告年月日	3 実績年月	4 報告書種別C	5 報告書頁番号
6 報告書明細番号	7 納入数量	8 除外数量	9 免除数量1	10 免除数量2
11 免税数量	12 合衆国数量	13 小計	14 差引計	15 欠減量
16 再差引計	17 軽油取引税額	18 申告期限	19 納入予定日	

【WVM軽油(報告書明細1)】				
1 整理番号	2 報告年月日	3 実績年月	4 報告書種別C	5 報告書頁番号
6 報告書明細番号	7 明細事業所番号1	8 明細数量1	9 明細内訳数量1	10 明細事業所番号2

【WVM軽油(報告書明細2)】				
1 整理番号	2 報告年月日	3 実績年月	4 報告書種別C	5 報告書頁番号
6 報告書明細番号	7 明細事業所番号1	8 明細数量1	9 明細内訳数量1	10 明細事業所番号2
11 明細数量2	12 明細内訳数量2			

【WVM軽油(報告書明細4)】				
1 整理番号	2 報告年月日	3 実績年月	4 報告書種別C	5 報告書頁番号
6 報告書明細番号	7 明細事業所番号	8 明細数量	9 明細内訳数量	10 明細県C

【WVM軽油(報告書明細5)】				
1 整理番号	2 報告年月日	3 実績年月	4 報告書種別C	5 報告書頁番号
6 報告書明細番号	7 前々月受払数量	8 前々月内訳受払数量	9 前々月現実受払数量	10 前々月内訳現実受払数量
11 受製造受払数量	12 受製造内訳受払数量	13 受製造現実受払数量	14 受製造内訳現実受払数量	15 受輸入受払数量
16 受輸入現実受払数量	17 受引取受払数量	18 受引取内訳受払数量	19 受引取現実受払数量	20 受引取内訳現実受払数量
21 受返還受払数量	22 受返還内訳受払数量	23 受返還現実受払数量	24 受返還内訳現実受払数量	25 受他受払数量
26 受他内訳受払数量	27 受他現実受払数量	28 受他内訳現実受払数量	29 受合計受払数量	30 受合計内訳受払数量
31 受合計現実受払数量	32 受合計内訳現実受払数量	33 払引渡受払数量	34 払引渡内訳受払数量	35 払引渡現実受払数量
36 払引渡内訳現実受払数量	37 払消費受払数量	38 払消費内訳受払数量	39 払消費現実受払数量	40 払消費内訳現実受払数量
41 払返還受払数量	42 払返還内訳受払数量	43 払返還現実受払数量	44 払返還内訳現実受払数量	45 払他受払数量
46 払他内訳受払数量	47 払他現実受払数量	48 払他内訳現実受払数量	49 払合計受払数量	50 払合計内訳受払数量
51 払合計現実受払数量	52 払合計内訳現実受払数量	53 前月受払数量	54 前月内訳受払数量	55 前月現実受払数量
56 前月内訳現実受払数量				

【WVM免店別免税証】				
1 使用者番号	2 交付年月日	3 交付時刻	4 取扱販売店番号	5 1リットル券枚数
6 5リットル券枚数	7 10リットル券枚数	8 18リットル券枚数	9 20リットル券枚数	10 50リットル券枚数
11 100リットル券枚数	12 200リットル券枚数	13 500リットル券枚数	14 1000リットル券枚数	15 5000リットル券枚数
16 10000リットル券枚数	17 交付枚数計	18 交付量計		

【WVM免証機械】				
1 使用者番号	2 機械番号	3 機械分類C		

【WVM免証機械実績】				
1 使用者番号	2 報告年月日	3 実績年月	4 機械番号	5 前月末残量
6 当月給油量	7 当月消費量	8 当月末残量		

【WVM免証使用者】				
1 使用者番号	2 事務所C	3 申請年度	4 担当者名	5 状況C
6 納税者番号	7 宛先番号	8 免証業種C	9 免証業種小分類C	10 免証使用者C
11 免証共同使用者数	12 処理区分C	13 交付年月日	14 適用年月日	15 有効期間開始年月日
16 有効期間終了年月日	17 免税証発行特例F	18 取扱販売店番号	19 免証機械台数	

【WVM免証報告書】				
1 使用者番号	2 報告年月日	3 実績年月	4 受入前月末累計	5 受入当月分
6 受入当月末累計	7 受入差引残	8 払出前月末累計	9 払出当月分	10 払出当月末累計
11 払出差引残	12 買入タンク前月末累計	13 買入タンク当月買入量	14 買入タンク当月給油量	15 買入タンク当月末残油量
16 買入ドラム前月末累計	17 買入ドラム当月買入量	18 買入ドラム当月給油量	19 買入ドラム当月末残油量	20 買入計前月末累計
21 買入計当月買入量	22 買入計当月給油量	23 買入計当月末残油量	24 免証機械当月末残油量	25 当月末残油量

【WVM免税証】				
1 使用者番号	2 交付年月日	3 交付時刻	4 交付番号	5 有効期間開始年月日
6 有効期間終了年月日	7 発行票C	8 申請年月日	9 決議書区分	10 決議書番号
11 決裁年月日	12 決裁内容C	13 処理状態C	14 承認取消F	15 初回申請年月日
16 初回交付年月日	17 前回過不足数量	18 交付枚数計	19 交付量計	

【WVM免税証明細】				
1 免税証番号	2 整理番号	3 実績年月	4 申告区分C	5 免税証業種区分C
6 有効期間開始年月日	7 有効期間終了年月日	8 免証業種C	9 免証業種小分類C	10 使用者番号
11 免税証回収C	12 申請区分C	13 申請年月日	14 処理年月日	15 決議書番号
16 決裁年月日	17 県内外区分C	18 免税証回収枚数	19 取扱販売店番号	20 交付年月日
21 交付時刻	22 実使用リットル数			

【WVS集約統計】				
1 整理番号	2 統計年度	3 統計年月	4 調定区分C	5 申告区分C
6 統計件数	7 事務所C	8 県内外区分C	9 業種C	10 納入納入数量
11 納入法7003	12 納入法70051	13 納入法70053	14 納入免税証	15 納入合衆国軍隊等
16 納入小計	17 納入差引計	18 納入欠減量	19 納入課税標準量	20 納入税額
21 納付燃料炭化油元特	22 納付燃料炭化油その他	23 納付自動車保有者消費	24 納付特徴義務消滅車保有	25 納付特徴者自己消費
26 納付免税軽油譲渡	27 納付免税用塗外使用	28 納付特徴者以外消費	29 納付輸入した軽油の数量	30 納付課税標準量
31 納付税額	32 過少申告加算金額	33 不申告加算金額	34 重加算金額	

【WVV免税証返納決議書】				
1 使用者番号	2 有効期間開始年月日	3 有効期間終了年月日	4 取扱販売店番号	5 返納枚数
6 返納数量	7 決議書番号	8 決議書番号	9 決裁年月日	10 決裁内容C
11 返納年月日	12 処理状態C	13 免税証回収C		

【WVV免税証返納決議書明細】				
1 使用者番号	2 有効期間開始年月日	3 有効期間終了年月日	4 取扱販売店番号	5 返納枚数
6 返納数量	7 決議書区分	8 決議書番号	9 決裁年月日	10 決裁内容C
11 返納年月日	12 免税証回収C	13 免税証番号	14 処理状態C	

【WZM汎用割詳細調定】				
1 事務所C	2 税目C	3 整理番号	4 期別	5 調定区分C
6 登録年月日	7 科目C	8 還付先納税者番号	9 割C	10 前回調定額
11 今回調定額	12 差引税額	13 税率	14 課税標準額	15 課税標準額小数部
16 課税標準単位				

【WZM汎用基本】				
1 事務所C	2 税目C	3 整理番号	4 納税者番号	5 宛先番号
6 納税義務	7 消滅日	8 汎用コード	9 申告期限月日	

【WZM汎用基本履歴】				
1 基本種別C	2 項目番号	3 基本情報キー	4 変更年月日	5 変更時間
6 変更C	7 変更内容全角			

【WZM汎用減先】				
1 減先税目C	2 減先整理番号	3 減先期別	4 減先調定区分C	5 減先登録年月日
6 減先科目C	7 減先還付先納税者番号	8 減元税目C	9 減元整理番号	10 減元期別
11 減元調定区分C	12 減元登録年月日	13 減元科目C	14 減元還付先納税者番号	15 事務所C
16 減額額				

【WZM汎用調定】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 事務所C	9 申告期限	10 申告年月日
11 課税年度	12 調定年月日	13 調定処理日	14 法定納期限	15 納期限
16 災害延長納期限	17 指定納期限	18 災害延長指定納期限	19 繰上徴収年月日	20 更新年月日
21 炭膠済F	22 炭膠調定区分C	23 炭膠登録年月日	24 前回調定額	25 今回調定額
26 差引税額	27 減元区分C	28 適用法律C	29 免除等額	30 免除等額累計
31 調定額	32 減額可能額	33 本税統計年度	34 本税統計年月	35 本税統計件数
36 本税過年度減額額	37 本税過年度減額件数	38 納付番号	39 調定指示状態C	40 税率
41 課税標準額	42 課税標準額小数部	43 課税標準単位	44 割F	45 割C01
46 割C02	47 割C03	48 割C04	49 割C05	50 割C06
51 割C07	52 割C08	53 割C09	54 割C10	55 延滞金計算区分

【WZM汎用調定加算金】				
1 税目C	2 整理番号	3 期別	4 調定区分C	5 登録年月日
6 科目C	7 還付先納税者番号	8 事務所C	9 課税年度	10 調定年月日
11 調定処理日	12 法定納期限	13 納期限	14 災害延長納期限	15 指定納期限
16 災害延長指定納期限	17 繰上徴収年月日	18 更新年月日	19 本税調定区分C	20 本税登録年月日
21 炭膠済F	22 炭膠調定区分C	23 炭膠登録年月日	24 前回加算金額	25 今回加算金額
26 差引加算金額	27 減元区分C	28 適用法律C	29 免除等額	30 免除等額累計
31 調定額	32 減額可能額	33 統計年度	34 統計年月	35 統計件数
36 過年度減額額	37 過年度減額件数	38 調定指示状態C		